

“こうべ”の 市民福祉総合計画2015

～人がつながる、安心・支え合いの市民福祉～

平成23年3月
神戸市



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

はじめに

今日の市民福祉を取り巻く環境は、少子超高齢社会の到来、家庭及び地域機能の低下など急激に変化しており、さらに、経済情勢の変化と雇用の不安定化などの問題も深刻なものとなっています。



こういった状況の変化に伴い生じている市民福祉の諸課題に対応するため、“こうべ”の市民福祉総合計画2015を策定いたしました。

神戸市では、これまでも、市民が自主的に行う地域福祉活動、事業者やNPO法人などによる支え合い活動などが先進的に行われてきました。また、地域における拠点である地域福祉センターや分野ごとの福祉の相談窓口も整備されています。本計画では、こういった神戸の「強み」を結集し、市民福祉の課題を克服していこうとしています。

今後、すべての市民が、地域において安心して安全な生活を送ることができるよう、市民・事業者・行政の協働と参画のもと、「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」を目指し、計画の推進に努めてまいります。

市民の皆様におかれましても、一人ひとりが福祉サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという気持ちをもって、ともに支え合う地域福祉の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成23年3月

神戸市長

矢田 立郎

2. 障がい者保健福祉計画	49
3. 次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画（神戸っ子すこやかプラン）	51
4. 人権教育・啓発に関する基本計画	54
5. 健康こうべ21	55
6. 住生活基本計画	57
7. 男女共同参画計画	59
8. 青少年育成中期計画	61
9. 教育振興基本計画	63
10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画	65

第5章 最後に一5年間の実行の行程表とPDCAー	67
1. 計画の工程表	67
2. 将来の姿	68
3. PDCAによる進行管理と新たな施策への取組み	68

《資 料》

資料1 神戸市市民福祉調査委員会ワーキンググループ報告書	71
	(平成22年2月)
資料2 地域福祉ワークショップを通じた市民・事業者からの提案	83
	(小委員会の取組み)
資料3 市民福祉に関する意識調査	87
資料4 市民意見募集の結果	101
資料5 神戸市市民福祉調査委員会委員名簿	103
資料6 審議経過	107
資料7 用語解説	111

1. 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉（市民の誇り）

神戸市では、昭和52年（1977年）に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定め、市民福祉の理念を実現するために、これまで、市民福祉条例に基づき、時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取組みを行ってきました。

特に、平成元年4月に、全ての市民がともに生きる社会（ノーマライゼーション）の実現を目指し、高齢者・障がい者（※）等の自立や社会参加を支援する福祉施設等と、緑豊かな自然の中で全ての市民がリフレッシュできる都市公園を一体的に整備した「しあわせの村」を開村し、今も多くの市民が身近に利用し、相互理解・交流しています。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、生活するうえで福祉の支援を必要とする方々の在宅・施設福祉サービス並びに家族への支援策等を拡充してきたと同時に、小学校区などの地域を軸として、ふれあいのまちづくり協議会の結成や、地域福祉センターを面的に配置し、市民による率先した福祉活動を支援してきました。



地域での給食会の様子（「すこやか友が丘」）

平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災では、都市基盤の脆さを露呈しましたが、その一方で、市民福祉が理念とする人のつながりの強さを改めて知りました。すなわち、地縁などの従来から大切にされてきた絆とボランティアなどの新しい絆が連帯して「人間性」「人間らしさ」により献身的活動が行われ、また、事業者及び行政もともに、懸命になって被災された市民の支援活動を続けました。

このときの、市民・事業者・行政の協働と参画の経験は、未曾有の災害から15年を経て復興した神戸の、全ての市民の貴重な財産となっています。

また、平成12年（2000年）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、社会福祉の基本的事項として、「地域福祉の推進」が定められました（第4条）が、社会福祉法の理念や目的は、まさに市民福祉条例のそれと同じものであり、市民にとっては、神戸が長きにわたって辿ってきた道が普遍化されたものであると、誇りを持って言えます。

さらには、市では、近年の法令の制定・改正により順次整備されてきた、介護保険事業計画などの分野別計画が進展し、また、「措置から契約」へと福祉の枠組みが変化する中であって、市民ニーズの増加に対する福祉基盤の拡充（あんしんすこやかセンターの面的整備、障がい者に対する自立支援サービスの拡充など）、在宅サービスをはじめとする制度の充実により対応してきました。

「障がい」の表記について

国の障がい者制度改革推進会議は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）において、障がいの表記について次のように示しています。

「『障害』の表記については、『障害』のほか、『障がい』『障碍』『しょうがい』等の様々な見解があることを踏まえ、障害者の『者』にあたる部分の表記の在り方も含め、推進会議としては、今後とも、学識経験者等の意見を聴取するとともに、国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行う。」

本市では、神戸市障害者施策推進協議会において、「障がい」の表記について議論されており、「神戸市障害者保健福祉計画2010後期計画」では、「障がい」と試行的に表記した上でさらなる審議が行われています。

現時点では、それぞれの表記に関して賛否がありますが、本市では、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸2015ビジョン」などとともに、本計画（要約版等を含む）では、法令・条例等に基づく表記を除き、「障がい」とひらがな表記を用いたうえで、国や市の審議等の方向性を踏まえて、柔軟に対応していくこととします。

2. 市民の福祉をめぐる情勢の変化と不安の広がり

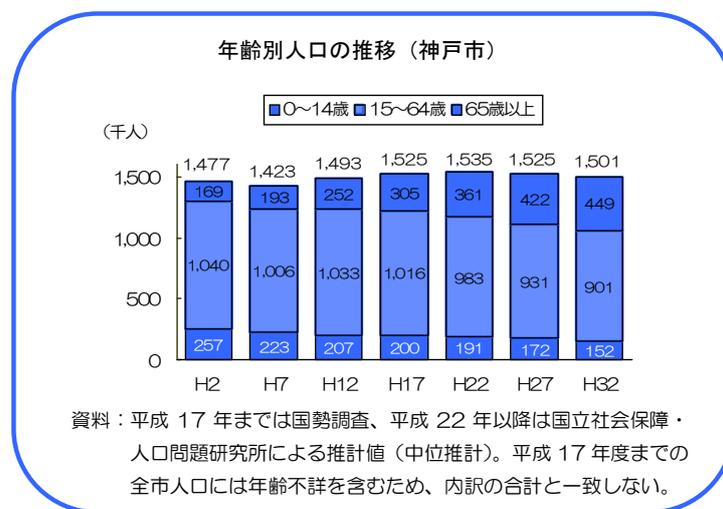
一方、この間に、市及びわが国の社会情勢は、急激に変化してきており、その結果、市民の安心・信頼が脅かされ、不安が広がっています。

(1) 生活不安の増大

少子超高齢・人口減少社会の到来を迎え、家族構成などの生活様式もかつてとは大きく異なったことなどによる、生活する上での不安が増大しています。これからは、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などが急増する一方で、支え手となる世代が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった福祉の取組みが必要です。

成年後見などの権利擁護の必要性がますます高まることを踏まえ、市民の目線で権利擁護を支える仕組み、自然災害が増加する中、災害時に市民同士が支え合うことができるよう体制を構築することなどが急務となっています。

さらには、将来を担う子どもたちの世代が、安心して成長できるよう、元気の出る神戸づくりを行う必要があります。



(2) 制度に対する不安の広がり

市民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。また、市民にとって、度重なる制度改正や制度そのものが専門分化していることは、かえって、制度の隙間を生じさせており、相談や利用のしづらさにつながるなど、制度への不安を招いています。

国の福祉制度に関しては、これからの 5 年間にも、介護保険制度の改正（平成 24 年度）、障害者自立支援制度の改正（平成 25 年度）、子ども・子育て新システムの本格施行（平成 25 年度）など、大幅な制度改正が予定されています。

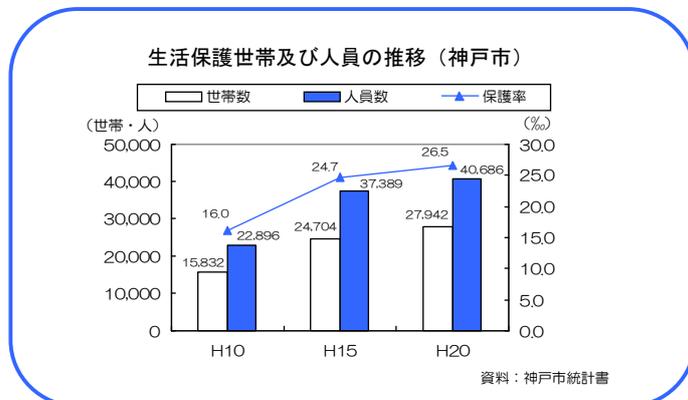
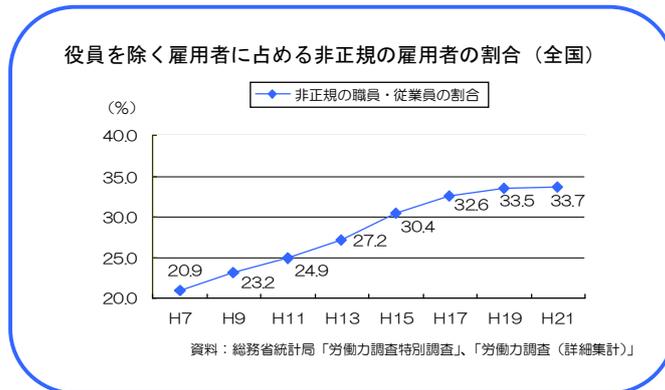
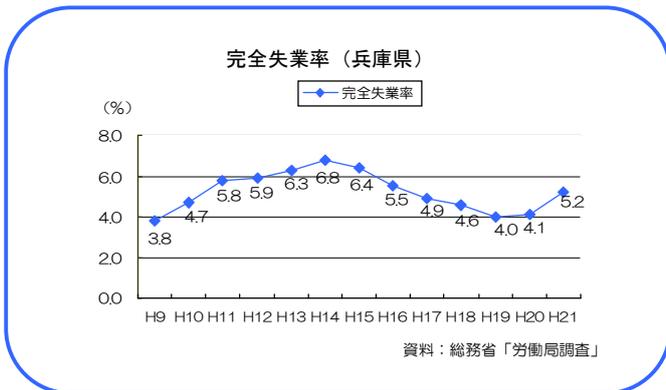
さらには、国と地方との間では、地域の実情に応じた福祉を推進することなどのために、地域主権に向けて協議が行われているところであり、将来を見据えた安心できる市民福祉の構築が必要です。

(3) 雇用不安の深刻化

経済のグローバル化と景気の低迷は、日本型雇用慣行と呼ばれた仕組みを変容させ、失業者数の増加や、特に若年者の非正規就労の増加などの深刻な雇用不安を招いており、本市においても景気・雇用の低迷が続いています。

また、景気の低迷は、障がい者やひとり親家庭などのハンディキャップを有する方の就労を阻害する要因となっており、しっかりとした就労支援対策や働く場の創出につながるような対策が必要です。

生活保護についても、受給者の急激な増加傾向にあります。市民が保護を受けている状態から可能な限り自立するための仕組み、就職困難者の生活をしっかり支える仕組みが必要です。



(4) 社会から孤立する市民の存在

市民の中には、希望する福祉・医療等のサービスを利用することができない方、サービスを利用する方法を知らない方、さらには、地域で生活する上での近隣とのつながりが断ち切られている方、悩みを打ち明けられず孤立している方がいるなど大きな課題が生じています。

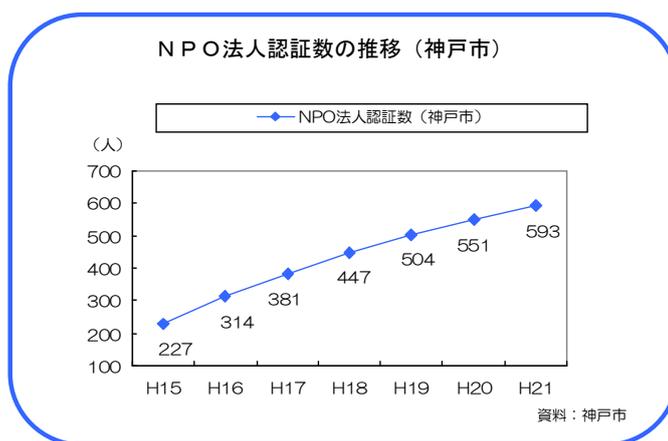
市民のサービス利用を保障するとともに、社会的なつながりを保ち、孤立を防ぐ対策が必要です。

(5) 市民の地域福祉活動の変化

市民の福祉活動も変化してきています。地域住民組織の活動者の世代交代が進まない地域や、地域で意見交換の場が少ない地域では、活動の縮小・停滞を招いている例や、活動が地域全体からの評価につながらず、住民間の意見相違などを招きかねない状況が生じています。

他方、既存の地域住民組織活動とは別に、同じ課題又は同じ関心を持つ市民同士などにより、支援が必要な市民に寄り添う活動も盛んになっており、ボランティアグループやNPOによる活動が総じて増加しています。

地域での福祉活動を活発化するために、活動する市民を増やしていくとともに、市民による支援のあり方も多様化していることから、それぞれの活動者が主体的につなかりを築いていくことが必要です。

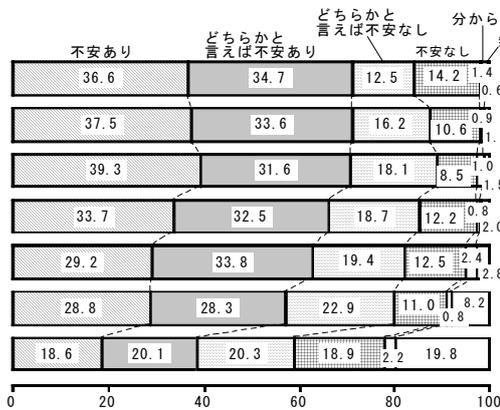


市民の意識から

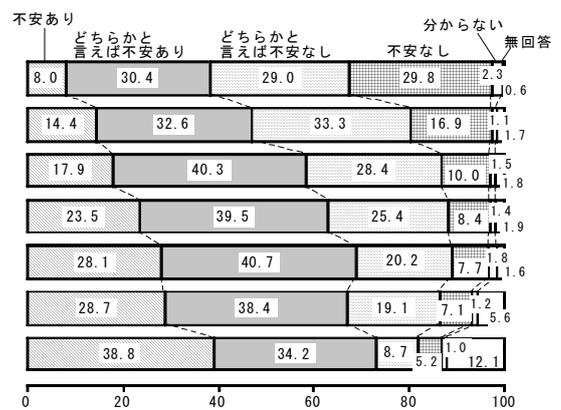
市民の日常生活上の不安は、年代別にも異なり、若い世代は高年齢の世代と比べて、「収入や生活費」、「仕事」、「住まい」などの不安が大きく、高年齢の世代は若い世代と比べて、「身体や健康」、「気軽に相談できる知人がいない」、「孤独であると感じる」などの不安が増えています。

【年齢別・日常生活上の不安(市民福祉に関する意識調査(平成22年3月実施)結果より)】

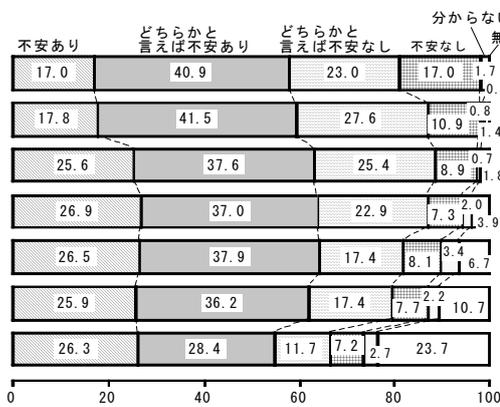
<ア. 収入や生活費のこと>



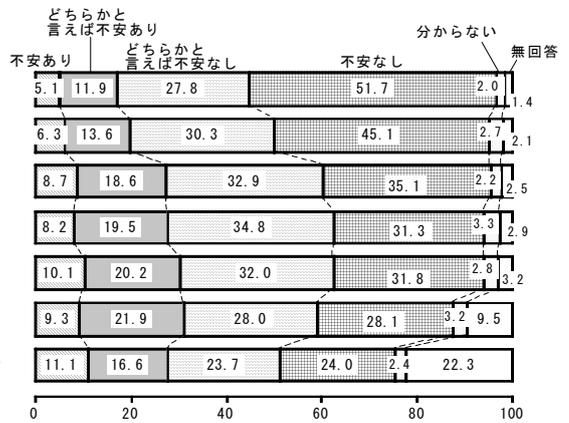
<イ. 自分の身体や健康のこと>



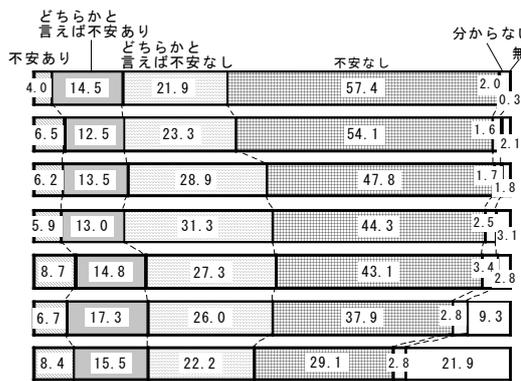
<ウ. 家族の身体や健康のこと>



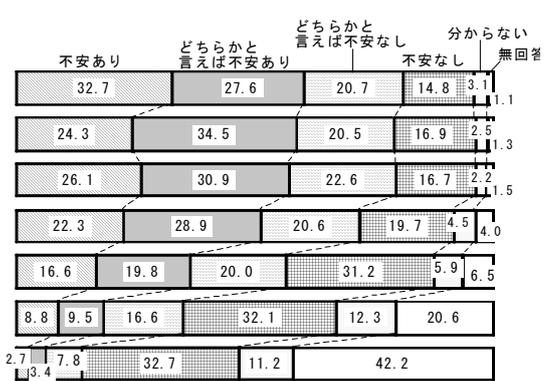
<エ. 気軽に相談できる知人がいないこと>



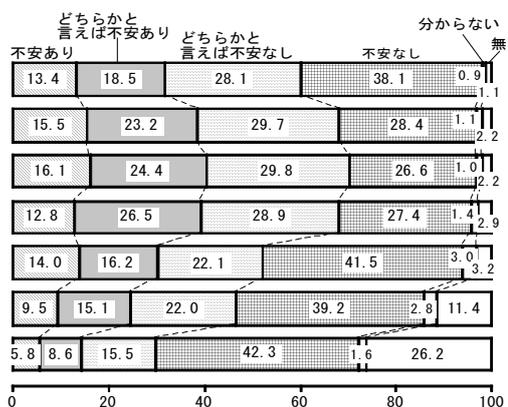
<オ. 孤独であると感じること>



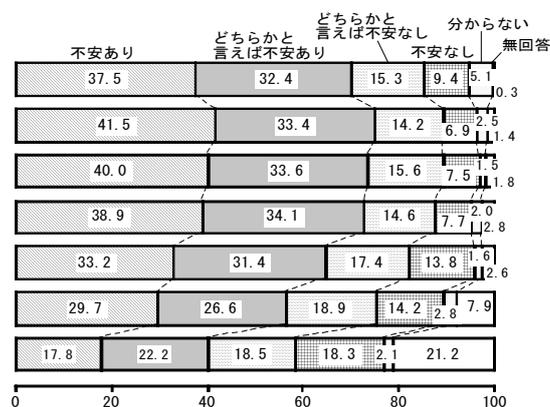
<カ. 仕事のこと>



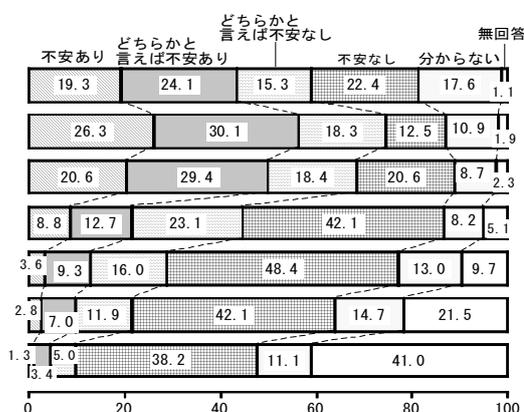
<キ. 住まいのこと>



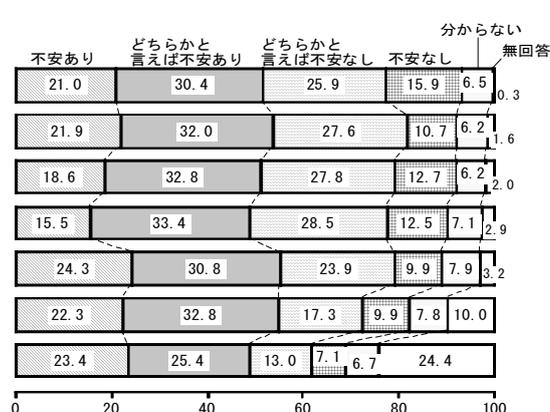
<ク. 年金や健康保険のこと>



<ケ. 子育てや教育のこと>



<コ. 事故や災害にあうこと>



（「市民福祉に関する意識調査(平成 22 年 3 月実施)」の結果の概要は、参考資料をご参照ください。）

3. 神戸の強み・神戸らしさをいかした課題の克服に向けて

市民が有している諸課題に対して、寄り添い、克服していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれの機関が有している対応力を連携・結集して、対応する必要があります。

幸い、神戸には、市民の生活圏域（※）に、地域福祉センターという身近な拠点があり、ふれあいのまちづくり協議会が結成されて、様々な活動を行っているという、実践の積み重ねがあります。

（※生活圏域については、第2章に記載）

さらには、高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）は、概ね中学校区に設置され、見守り推進員という市ならではの職員も配置されています。障がい者の支援については、概ね行政区ごとに設置している障害者地域生活支援センターの活動とネットワークづくりが進んでいます。子育て支援については、区役所の子育て支援室を中心に、関係機関との連携による活動が増加しています。

地域には、社会福祉施設が数多く設置され、生活協同組合による支え合い活動も盛んであり、NPO法人も組織化が進んでいます。

これらは、神戸の強みであり、これらを活かして不足している部分を補っていく必要があります。

新たな市民福祉の計画づくりとその実行については、市民・事業者・行政の協働と参画をさらに進め、現在の課題を克服していくと同時に、市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民が人と人とのつながりを大切にするとともに、全ての市民の人権が尊重された、ユニバーサルデザインが広く浸透する安心・支え合いの市民福祉を構築していく必要があります。



高丸ふれあいのまちづくり協議会主催の行事



北須磨団地自治会等主催の行事

【区別の主な拠点等】

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計	
人 □	209,926	129,948	124,976	110,824	230,094	104,943	169,778	225,624	250,674	1,556,787	
小学校区	14	12	11	10	34	14	20	23	28	166	
地域福祉セクター	15	14	16	15	33	20	21	24	29	187	
民生委員 ※1	217	198	198	184	292	235	218	265	306	2,113	
主任児童委員 ※1	30	34	32	32	48	37	41	36	36	326	
友愛訪問グループ (注1)	61	83	107	181	187	329	136	232	42	1,358	
登録ボランティア (注2)	個人	239	102	572	276	309	96	289	238	139	2,260
	団体	137	127	272	139	177	136	202	146	238	1,574
NPO法人 ※2	70	53	185	30	61	53	40	51	50	593	
児童館	10	11	12	9	24	10	13	14	19	122	
認可保育所定員 ※3	3,026	1,434	1,543	1,377	2,243	2,077	1,998	2,143	3,487	19,328	
日常生活圏域 (介護保険)	11	7	7	8	10	7	8	11	8	77	
特別養護老人ホーム定員	559	336	286	332	882	335	440	551	1,217	4,938	
あんしんすこやかセンター	10	7	7	8	10	7	8	9	8	74	
障害者地域生活支援センター	2	1	1	1	2	1	2	2	2	14	

【※1は平成22年12月1日、※2は平成22年3月末、※3は平成22年4月1日、その他は平成22年9月末時点の数値】

(注1) ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているボランティアグループ

(注2) 各区ボランティアセンターへの登録数

生活協働組合コープこうべの取組み

生活協働組合コープこうべは、1921年(大正10年)の創立以来、「愛と協同」を理念とし、自発的な生活共助の組織として、すべての生活者の尊厳を認め合い、助け合いによる生活の安定と向上を目指して福祉のまちづくりを進めています。

また、多くの市民が支え合う福祉社会づくりに参画できるよう、市民、非営利組織、企業、行政などとの協働をすすめるとともに、市民による多様な福祉活動を支援しています。

具体的な取組みとして、住民同士で自立した暮らしを支え合う仕組みづくり、福祉や環境、子育てなど幅広い分野における自主・自発的に行うボランティア活動への支援、地域の課題解決を目的としたNPO法人の立ち上げ支援、非営利組織や行政などとのネットワークづくりなどを行っています。

今後も、神戸の「強み」として、市民福祉の向上に寄与することが期待されます。



コープ子育てひろばの取組み

1. 計画の意義
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の基本理念・方向性
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本理念を協働により実現するための方向性
5. 計画を推進する主体
6. 地域＝生活圏域・活動エリア

1. 計画の意義

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」は、次のような意義を有する計画です。

- 市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するための、その時代の要請に応じた実行計画であり、市民・事業者・行政の各主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度の隙間の拡がりといった諸課題に的確に対応するために、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきかを示す計画です。

現在の市民を取り巻く厳しい環境の下では、楽観的な見通しを立てることは難しくなっていますが、新しい成長を目指すという気持ちを共有して、現在の危機を克服していくことが必要です。

将来に向け、人口が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった市民福祉の仕組みを維持・構築する必要があります。

なお、計画期間のみの視野にとどまらず、10年先・15年先を見据えて計画を策定していく必要があります。

- 市民の福祉は、高齢者・障がい者・子どもなど分野ごとにも市民・事業者・行政の協働により推進していますが、“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、各分野における重点施策を総合的に推進する、市民福祉の重点計画であるといえます。

福祉をめぐる、これからの国の制度改正にしっかりと対応するとともに、地域主権を念頭に、市民・事業者・行政の協働による、ユニバーサルデザインの考え方も踏まえた神戸らしい市民福祉を築き上げていく必要があります。

- 広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、その理念や主要となる事項は、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

地域の中の多様かつ複合的な福祉課題に対して、様々な地域資源が分野を越えて連携し、各分野の施策及び地域の支え合い活動などを総合化し、最適に組み合わせて提供することをめざす必要があります。

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民の自助・共助と市民・事業者・行政の協働による支援が途切れずに行われる必要があります。

2. 計画の位置づけ

市では、市民福祉条例に基づき、昭和 52 年から市民福祉の総合計画を策定してきました。

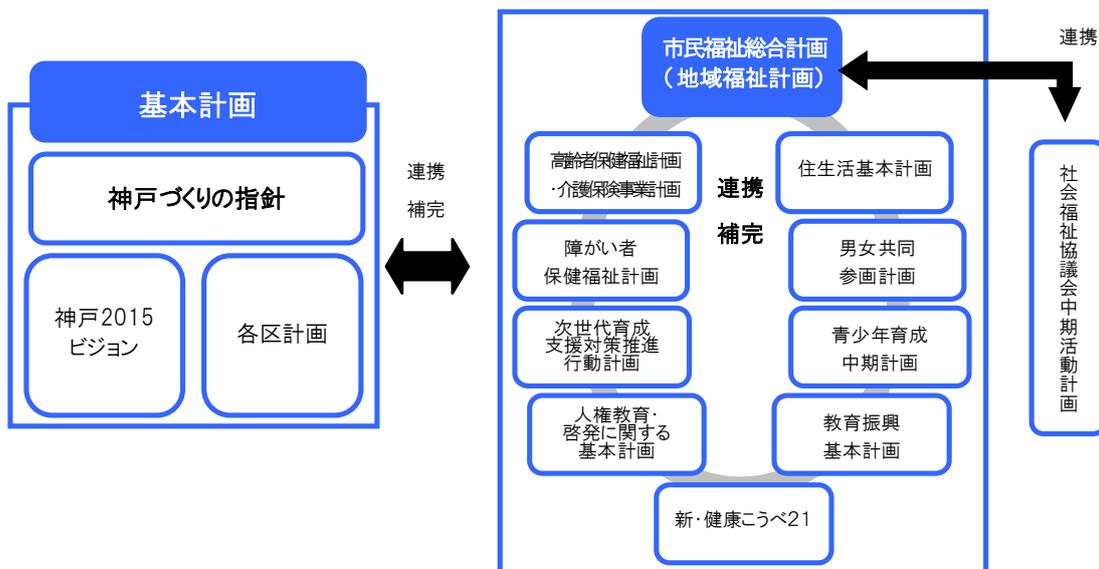
この間、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて、見直しを行ってきましたが、“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、第 10 次の市民福祉総合計画となります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第 5 次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025 年）及び「神戸 2015 ビジョン」（目標年次：2015 年度）とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画など福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画・男女共同参画計画・教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画が策定されています。

本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、横軸でつなぐといった相互に連携・補完しあう計画と位置づけています。

なお、社会福祉法は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げています。市民福祉条例に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、社会福祉法に位置づける「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

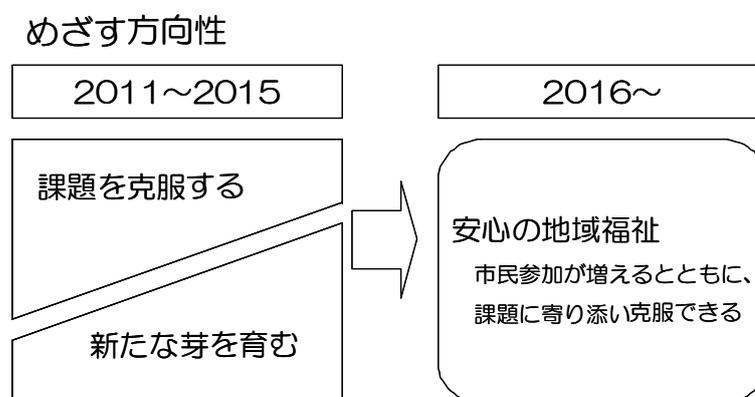


3. 計画の期間

平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とします。

これからの 5 年間・10 年間・15 年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、最も重要な期間ととらえ、中期的な方向性を見据えた施策と、早期に解決が必要な施策を両立させていきます。

そのため、課題の克服に取り組むと同時に、新しい芽を成長させる取組みを行い、市民が安心して暮らせる社会、市民が参加する社会を築き上げていくことをめざします。



なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直していくことを予定しています。

4. 計画の基本理念

(1) 基本理念

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 は、その基本理念を、次のとおり定めます。

市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）をめざします。

第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」においても、くらしをまもり、ともに支えあう社会をつくるため、ソーシャル・インクルージョンを基本とした方向性を示しています。

また、多様な主体とは、市民、民生委員・児童委員、地域住民組織などの団体、ボランティアグループ、NPO、事業者・企業、社会福祉協議会、行政まで、あらゆる主体を指しますが、特に、高齢者・障がい者・子育て世帯など支援を必要とする市民が積極的に参画し、各主体が共感を深め、支え合う地域福祉を推進していきます。



(上：すこやか友が丘 下：高齢者ケアセンターながた)



(上野丘更生寮)

(2) 基本理念を協働により実現するための方向性

基本理念を実現し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していくために、これまで築き上げてきた「強み」を活かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。

神戸には、多くの「強み」があります。小学校区・中学校区を単位とした拠点の面的な配置、分野ごとのサービスの量的整備、早くからの市民の組織的活動をはじめとする豊富な人材による活発な地域福祉活動、震災時の市民のつながり・支え合いによる克服の経験、NPOなどの新たな市民活動の根つきなど、様々な地域の資源が揃っています。

今後は、多様な地域の資源が連携して課題に関わるワンストップサービス機能や、分野を越えた支援者（団体）間連携の推進等により、制度の隙間を防ぎ、漏れることがないようにしていきます。

また、市民が互いに安心した生活を送ることができるよう、多くの市民が参加できる仕組みを構築し、市民が主体となる福祉の実現を目指します。

全ての市民が、年齢・性別・文化・国籍や民族、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いを越えて、持てる力を発揮し、誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい、人がやさしい」ユニバーサル社会の実現をめざして、制度や情報・サービスの提供の仕方などについて見直しを進めながら実施していくものとします。

① ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

利用者本位に、相談の総合化・多機能化を実現していきます。

住民が、身近に感じる場所で、気軽に情報を得ること、相談することができ、必要に応じて、専門性を有する支援者への相談につながるような、ワンストップサービス機能を強化します。

民生委員・児童委員やふれあいのまちづくり協議会など地域の身近な相談者から、専門機関までの、必要に応じた相談しやすい環境づくりが必要です。

② コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

一人ひとりの状況に応じた様々なサービスが途切れなく提供されるよう、また、家族や地域住民とともにその人を支えられるように、相談やサービス提供を行う支援者（団体）間の職種・分野を越えた連携をより緊密にする必要があります。

日ごろから、支援者（団体）間の、分野を越えて顔見知りの関係があれば、複合的なケースであっても、円滑に連絡を取り合い、的確な支援が行われると期待されます。

③ コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

地域で福祉活動を行う主体は、民生委員・児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会や婦人会・子ども会などの従来から活動してきた地域住民組織とともに、ボランティアグループやNPOが着実に増加しています。

一人ひとりを支援するためには、これらの多様で多面的な市民の活動がゆるやかな連携でつながれることが必要です。

また、従来からの地域住民組織の中には、組織活動の将来性をかんがみ、コミュニティビジネスなどの新たな活動を志向するところが出てきています。

地域住民が自らの知恵を結集して、地域の福祉の一翼を担っていこうとする、これらの動きについて支援・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組んでいきます。

5. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

(1) 市民

全ての市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、人を思いやり、時間や能力に応じて、近隣や地域での福祉活動に努めることが求められます。

また、誰もが社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。

(2) 地域住民組織

民生委員・児童委員、主任児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、子ども会など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在です。

将来を見据えて、これまで以上に住民同士の絆を深め、世代間のつながりを再構築するとともに、参加住民を増やす環境づくりが必要です。

(3) NPO・ボランティア

市民の生活ニーズに対してよりきめ細かく対応する代表的で今日的な福祉活動として、参加団体の数が増加しています。小規模な活動が多く、担い手の確保や活動財源等に課題も見られますが、地域の中で、専門性を活かし他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。

(4) 社会福祉施設等及び福祉サービスを提供する事業者

拠点・人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することがより求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割が期待されます。

また、業種を越えた事業者連携により、市民のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

(5) 地域の企業・事業所

企業・事業所は、企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。

他の主体との協働による、社員・従業員が地域福祉活動に参加するきっかけづくりの行動が期待されます。

(6) 大学等の教育機関

これまで、高度な教育・研究活動を行ってきている大学等は、専門知識・技術を持った福祉人材の育成や、市民福祉施策に関する企画・立案に加え、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働して、地域福祉の課題をともに考え、取組みを進めていくことにより、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されています。

地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉のコーディネート力、調整力を発揮していきます。

また、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、企画提案力をさらに強化していきます。

(8) 行政

行政は、幅広いセーフティネット機能を構築し、総合力を発揮して、これからもより深刻化する市民福祉課題に対応していきます。

また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動を展開できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

ただし、例示したこれらの役割は、生活している地域ごとに、少し異なる場合があります。他者への尊厳のもと、自らの果たすべき役割を考えて行動する必要があります。

6. 地域＝生活圏域・活動エリア

市民の日常生活における「地域」については、世代によって、又、何をするかによって、いろいろな範囲が考えられます。

市民福祉を推進していくために、取り組むべき内容ごとに、必要かつ効果的な圏域を設定する必要があるとともに、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア（隣近所、〇丁目など）

隣近所、〇丁目など、市民同士があいさつを交わし、日常的又は定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) 概ね小学校区（ふれあいのまちづくりエリア）

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され地域に根ざした活動が行われています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

(3) 概ね中学校区（介護保険の日常生活圏域、あんしんすこやかセンターのエリア）

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が包括するエリアとして、高齢者の専門的かつ包括的な相談及びマネジメントにしています。

高齢者分野では、概ね中学校区単位の日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの構築が検討されています。

(4) 区のエリア

区役所・支所に「子育て支援室」を設置し、出産・育児相談や、関係機関と連携した地域での児童虐待の発生予防、早期対応、継続支援に取り組んでいます。

また、区単位に、障害者地域生活支援センターを設置し、障がい種別に関わらず障がい者の総合的なケアマネジメントや生活支援を行っています。

なお、区役所や区社会福祉協議会は、高齢・障がい・子どもといった分野をまたぐニーズを持つ人に制度が届かないといったことがないように、ふれあいのまちづ

くりや、支援者の活動を支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立（支援者（団体）間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）が必要です。

(5) 市域（全市）のエリア

セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけます。

また、区や地域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進めていくこととします。

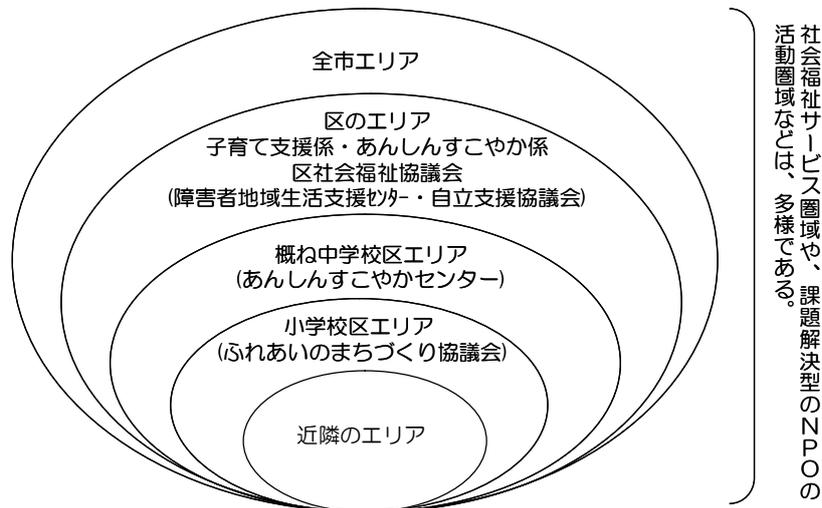
上記のほかに、例えば、支援を要する方の居場所が、その人一人ひとりが思いを共有できる（昔育った、かつての知り合いと再会できるなどの）「つながり」も大切であり、その方が安心した生活を続けるために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。

また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。

震災など自然災害の際には、遠くの親族・友人・仕事仲間などのサポートも大切だということを経験しました。市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設定など、選択的な「活動圏域」も必要といえます。

圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。

【生活圏域の考え方】



市内企業の地域福祉活動に関する取組み

(第 11 回 神戸市内景況・雇用動向調査結果報告書(平成 22 年 8 月)から)

市内企業に対して、地域福祉活動に関する取組みの動向を調査したところ(市内の 1,000 社を対象とし、569 社から回答)、地域福祉活動を「行っている」と回答した企業は 15.6%でした。特に、大企業では約 4 割が「行っている」と回答し、取組みが進んでいます。

活動分野は、「まちづくりの推進」(43.8%)、「市民活動の支援」(36.0%)、「子どもの健全育成」(36.0%)、「災害救援・災害防止」(23.6%)、「障害者福祉」(19.1%)などとなり、また、活動内容は、「金品の寄付」(40.4%)、「人材・労力の提供」(31.5%)、「資金助成」(19.1%)、「製品・物品の提供」(15.7%)などとなっています。

地域福祉活動を行っている企業の評価は、「地域との結びつきが強まった」(43.8%)、「信用・イメージアップにつながった」(40.4%)などとなり、一方、地域福祉活動を行っていない企業の理由は、「人的余裕がない」(60.9%)、「資金的余裕がない」(42.2%)のほか「情報不足のため取り組方がわからない」(20.0%)と回答した企業もありました。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015の基本理念を実現するため、前章で示した方向性に沿って、協働による具体的取組みを図るものとします。

特に、市民の地域での安心した生活の継続を図るため、身近なエリアにおいて、地域の資源が主体となり協働して、力を合わせた取組みを進めていきます。

また、専門機関をはじめ、多様な主体のそれぞれの強み・特長を活かして、課題の克服に取り組むために、分野ごとの連携・ネットワーク構築のさらなる充実を図るとともに、分野を越えたネットワークの構築を進め、多様な主体の活動の拡がりを支えるとともに、新たな協働の取組みの方向性を探っていきます。

【それぞれのエリアでの主な関係機関等と市民生活を支えるための取組み方策】

エリア	主な関係機関・団体	取組み方策
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築・地域支援機能向上の仕組み構築・人材育成等の支援
区	<p>区役所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（小学校区～行政区等）における、専門機関・関係団体の分野を越えたネットワーク構築 【地域の支援者間連携】 ・分野ごとの専門機関による地域支援機能の向上【ワストップサービス機能の充実】
中学校区		<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとの専門機関による地域支援機能の向上【ワストップサービス機能の充実】 ・地域と協働した事業性ある福祉活動の充実 【コミュニティ型取組み支援】
小学校区		<ul style="list-style-type: none"> ・身近な居場所、情報提供及び相談場所 ・地域の課題共有と解決の取組み【ワストップサービス機能の充実】
	住 民	

（あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターは、地域における高齢者・障がい者の代表的な専門機関の例として例示していますが、他にも、障害者就労推進センター、発達障害者支援センター、子ども家庭センターなど多くの専門機関があります。）

“ともに取り組む” 具体的取組み方策 一覧

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

- (1) ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- (3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化
- (4) 市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」のサービスの充実）
- (5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開
- (6) 医療と福祉の幅広い連携
- (7) マイノリティの支援
- (8) 地域での居住の安定確保への支援
- (9) 生活困窮とならないための支援
- (10) 権利擁護事業の充実
- (11) 行政の連携推進及び対応力の向上

2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

- (1) 「地域福祉ネットワーク」(仮称) を配置
- (2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）
- (3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

- (1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援
- (2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援
- (3) 新たな担い手市民を輩出する方策
- (4) 災害時等における要援護者の避難支援
- (5) 高齢者の孤立の防止・見守り
- (6) 自殺対策の総合的な推進

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

全ての市民が、住み慣れた地域の中で、尊厳を保ち、安心して安全な生活を送ることができるために、一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないような支え合い・支援が必要です。

また、一つひとつの気づきをそれに終わらせることなく、問題意識を持って、解決に近づくような努力をすることが必要です。

そのため、ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、市民が身近な地域福祉センターなどで必要な情報を得たり、困りごとや希望を伝え合い、共に助け合うとともに、必要に応じて専門機関に円滑につなぐなどの仕組みを構築することが必要です。

また、市民が福祉に関する相談のために、区役所や専門機関に直接出向くという現行の流れに加えて、ふれあいのまちづくり協議会から、専門的な相談・サービス提供機関、さらに区役所・区社会福祉協議会に至るまで、相談やサービス提供など、内容に応じて適切な地域資源がつながり、協働して市民一人ひとりを支えるための取組みを推進します。

このように、市民が身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、課題の解決に向けて隙間を作らないよう連携して対応することをワンストップサービス機能と呼ぶこととします。

さらには、利用者本位に、当事者に近くきめ細かな市民活動の促進、医療と福祉との幅広い連携、権利擁護の拡充などの、市民福祉に関する相談対応の総合化を図り、市民の安心した生活を支えます。

(1) ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援

ふれあいのまちづくり協議会（191 団体）は、概ね小学校区をエリアとし、エリア内の自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会等の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉センターの管理運営とともに、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施しています。

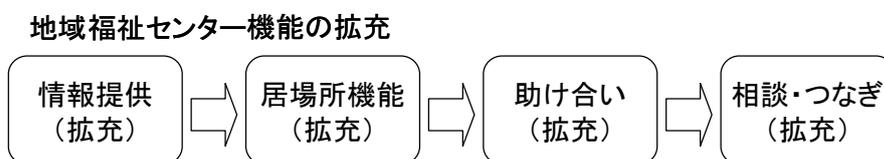
現在では、協議会ごとの取組みが多方面にわたって着実に拡充していますが、20年の経過とともに、一部では、活動者の高齢化、地域福祉センター利用者の固定化傾向と相まって、市民の関心から遠ざかっているような状況も見られます。

そこで、地域福祉センターを市民により身近な場所として充実するため、ふれあいのまちづくり協議会が取り組む活動を支援していきます。

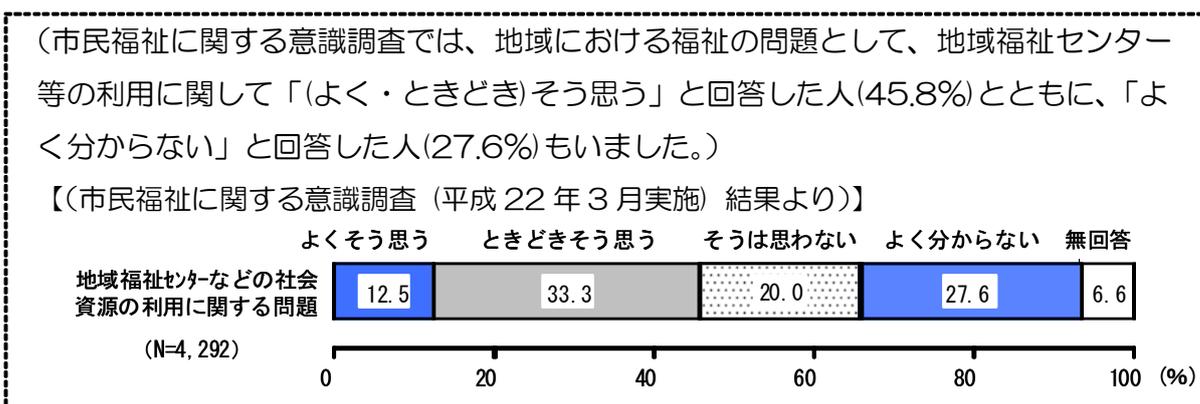
まずは、市民が、身近な地域福祉センターで、市民福祉に関する相談窓口等の情報を適切に得ることができるよう情報提供機能の充実を図ります。

次に、可能な地域においては、地域福祉センターに、子どもから高齢者まで幅広い層の市民が気軽に集い、比較的軽度な困りごとやニーズに対しては、お互いが助け合うような仕組みについて検討し、取組みを進めていきます。

併せて、専門的な支援が必要な場合には、分野ごとの専門機関や区役所・区社会福祉協議会等に円滑につなぐ仕組みの構築についても検討し、取組みを進めていきます。



ふれあいのまちづくり協議会が、地域の課題や実情に応じて、これらの対応力を強めていくための支援を行っていくこととし、具体的には、課題の発見や早期対応力の向上を図るための研修などの充実を図るとともに、地域の課題や実情に応じて、NPO・社会福祉施設等の多様な主体の参画を得ながら、地域で福祉課題を発見し解決方法を探るワークショップを行うことや、地域福祉活動の計画策定などについて支援していきます。



(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされており（民生委員法第1条）、地域のひとり暮らしの高齢者や障がい者等の訪問、相談など、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手であり、市には 2,439

名がいます（主任児童委員を含む。平成22年12月1日現在）。

高齢者の増加や多様な福祉課題を有する人の増加など社会情勢の変化により民生委員の重要性は高まる一方、相談内容の多様化、各種の証明事務などの負担が増え、担い手が不足しているのが現状です。

民生委員は、これまでも、地域の中できめ細かな福祉活動を担っていますが、ますます増加する福祉ニーズに対応するために、研修の充実を図るとともに、地域住民組織・専門機関・社会福祉協議会・行政その他の関係機関がつながりを構築し、しっかりとバックアップし、協働による福祉活動の充実を図ります。

また、民生委員、社会福祉協議会、行政その他の関係機関は、積極的に住民に対して、民生委員の活動を明らかにしていくことにより、市民の民生委員に対する信頼感が向上するとともに、民生委員の活動も市民のプライバシーを尊重し、信頼関係構築のもとに適切な活動が推進されるものと見込まれます。



友愛訪問活動

(3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化

市では、個別・専門的な福祉・保健等の相談支援を行う専門機関を、その目的に応じて、市や区、中学校区などを単位として配置を進めています。

市民の中には、専門機関への相談方法がわからない方も多くいるなどの課題があることから、専門機関には、地域に出向いて相談に応じるなど、要援護者をきめ細かく支援する機能が求められています。

その場合には、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携することが重要です。

専門機関とふれあいのまちづくり協議会、専門機関同士が、地域の中で要援護者一人ひとりを支援する中で、互いにつながりあって、地域課題に立ち向かうことの積み重ねにより、地域での発見力等が向上することが期待されます。

市では、市民のその人らしい生活を支援する観点から、行政職員と地域福祉ネットワーク（仮称、後述）が、地域の支援者のネットワークを支援し、専門機関による現場の判断を尊重し、柔軟な支援のあり方を検討していきます。

(4) 市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」のサービスの充実）

市民には、一人ひとりの多様化・複合化している福祉ニーズに対して、従来の市制度の拡充だけでは全てを支えることが難しいということを理解し、また、「基本的なことは地域住民が主体となって解決すべき」という高い意識を持つことが望まれます。

今後は、市民・事業者・行政の協働による、福祉ニーズのよりきめ細かな実態把握と分野を越えた総合的な対応が必要であり、また、市民は、自らが当事者に近い福祉の担い手としての役割を担うことが可能です。このため、市民ボランティア、NPO、生活協同組合などが、これからの地域福祉において大切な資源となることが考えられます。

ボランティアグループや小規模なNPO等により提供されている良質なサービスについて、広がっていくような支援策、市民が受けたいと思うサービスを増やせるような支援策を、市民・事業者と協働して検討していきます。

フォーマルサービスとインフォーマルサービスが包括的に提供されることで、支援者（団体）間の連携の深まり、参加する市民の増加により、安心して暮らすことができる、元気な神戸づくりの実現に努めていきます。

(5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開

専門サービスが増える中、地域によっては、例えば、高齢者サービスは充実しているものの、障がい者の活動場所・居場所が不足している、またその逆の地域もあるなど、地域ごとの実情があり、子どもから高齢者まで幅広い層の市民が、ともに集うことができる居場所が求められています。

世代間の共生ケアには、当事者同士がケアをしあう効果も期待され、当事者に地域社会とのつながり、人の尊厳を実感していただく効果があります。

今後、地域ごとに、ニーズや供給量を具体的に検討していく中で、地域の資源・拠点を多機能に展開でき、市民の利便性が向上する、共生型のケアの取組みを検討していきます。

(6) 医療と福祉の幅広い連携

高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などに伴い、地域で医療と福祉サービスをともに必要とする方が、ますます増加しています。

地域の医療機関では、利用者本位かつ適切な医療の提供に努められていますが、医療・福祉ニーズを有する市民が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つためには、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、

地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織やNPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等とのしっかりとした連携が必要です。

日ごろから、支援者（団体）同士が関わる場を充実することにより、地域での相互連携による、医療・保健・福祉サービスを要する市民に適切な配慮を行うとともに、大きな災害などの際において、市民が必要な医療・保健・福祉サービスを受けられることができるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討します。

また、病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続をめざす医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後は地域で他職種が連携しての在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り等につながるような連携の仕組みを充実することによる、24時間365日の地域生活の安心度を高めていきます。

(7) マイノリティの支援

生活するうえで様々な課題を抱えている支援を要する市民が、安全で安心な暮らしを続けることができるよう、地域での支え合いの取組みを進めていますが、社会を取り巻く環境悪化などを要因として、特に、コミュニケーション上の課題を抱えている外国人、性的少数者などマイノリティと称されている方が、社会的な偏見、地域社会からの孤立などの不利益を受けやすい立場に追いやられることがあります。

市民によるつながりの意識や人権意識の高まりから、公的な福祉サービスの対象となりにくい方に対して積極的に関わっている市民や、さらには、きめ細かい支援を行っているボランティアグループやNPOなどもありますが、これからは、市民・事業者・行政が協働して、これらの自ら助けを求めることが困難な市民が抱える問題の把握に努め、支援の仕方を検討していく必要があります。

外国人の医療・介護や日常生活などにおける多言語情報の提供の充実など対象者への情報提供の平準化、市民啓発による少数者への共感や共生への理解促進などを図り、国籍、言葉などにかかわらず、すべての住民にとっての安心・安全なユニバーサル社会をめざす必要があります。

(※「神戸づくりの指針」は、「支援を要する人」について、「ここでは健康等に不安のある高齢者や障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい及び発達障がい等）、難病者、保護を要する児童、コミュニケーション上の課題等を抱えている外国人、経済的困窮状況にある人、犯罪・DV（配偶者などからの暴力）等の被害者など、支援を必要とするすべての人を指します。」と定義しています。)

(8) 地域での居住の安定確保への支援

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯などについては、「身体の状態にあった住まいが少ない」、「経済的な問題から住環境を選べない」等の課題があることから、それぞれの世帯の特性や課題に応じた施策が必要となっています。

そのため、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保やニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援や、住宅情報を入手しづらい市民への情報提供等に取り組みます。

市では、住まい手としての市民への総合支援を行うことを目的に、平成12年10月に神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を設置し、契約、工事等の住まいに関するあらゆる相談・トラブル等に対する的確なアドバイスを行い、消費者を保護するという重要な役割を果たしています。一方で、高齢者、障がい者、外国人など、必要な住情報にアクセスしにくい市民に対しては、NPO等の様々な支援組織や地域の世話役（民生委員など）等と連携した住情報の提供の仕組みを構築することが課題となっています。

これらのことから、身近な地域で耐震化やバリアフリー化のための助成制度等の住まいに関する情報を届きやすくするネットワークづくりを進めることとし、すまいるネットと地域住民組織・NPO・福祉サービスの専門機関等との連携による取組みを推進します。

(9) 生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、市民の中には、経済的自立が困難で生活に困窮している方が増加しています。

生活困窮者に対するセーフティネットの対策として、生活保護は、最後の砦としてしっかりと市民を支えていきますが、その他にも段階的なセーフティネットの仕組みが必要です。

生活困窮者に対するセーフティネットの対策については、国や県等との連携により、恒久対策や緊急対策を、必要に応じて臨機応変に実施していきます。例えば、失業等により住居を喪失するなどした方の住宅確保、生活資金の貸付等の援助、ハローワーク等の専門機関との連携による相談機能の充実、生活保護を受給する方の自立を促進するための就職に向けた就労支援の実施などを図っていきます。

さらには、社会的なつながりを維持・構築するための居場所機能の確保・構築を図るなどによって、市民が、再びチャレンジできる機会の増加を目指します。

(10) 権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度のさらなる利用促進を図る必要があります。

平成12年（2000年）に、成年後見制度が開始されてから10年が経過し、制度の周知が進んでいます。今後は、ひとり暮らしの認知症高齢者などが増加することからも、市民の成年後見制度へのニーズが高まることが確実です。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による第三者後見も急増していることから、今後は、専門職後見人に加えて、地域に暮らす同じ市民の目線での後見活動が期待できる「市民後見人」の養成と、その活動を支援する仕組みづくりが急務となっています。

そのため、本市では、神戸市成年後見支援センターを設置して、市民後見人の養成を行い、養成研修を修了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、成年後見制度の利用を促進するための広報・啓発、相談、申し立て支援などを行います。

(11) 行政の連携推進及び対応力の向上

地域で複合化した課題を解決する中で、各制度の施策の重複や、行政のすみわけが原因で解決できないことがあります。

市民福祉の課題がますます増加・複合化する中、行政の部局を越えた連携、施策の総合化及び対応力の向上が必要です。

市では、地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市所管課間の意見交換・交流を推進し、各施策が調和して総合力を発揮するよう、行政内部の連携強化を進め、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていきます。

また、社会課題が急速に多様化・複合化する中、市民自らによる発信が困難な課題や新たな課題を発見するとともに、速やかな対応が必要です。このため、区役所をはじめとする行政機関が主体的に、支援を要する市民の状況及び地域ニーズの的確な把握に努め、市民・事業者と協働して、区や地域の実情に応じた施策の構築を図るものとするほか、地域福祉ネットワーク（仮称）の活動等も踏まえ、本庁各所管課も連携して、区の実情にあった地域福祉推進のための計画策定について検討していきます。

特定非営利活動法人ひやしんす

特定非営利活動法人ひやしんす（北区）では、精神障がい者が、ひとりぐらし高齢者などの外出困難者に対して、弁当を配達するほか、喫茶、ケーキ・焼き菓子の店を運営するなど、障がい者の働く場と、地域の高齢者等の安心した暮らしの継続を両立しています。



弁当準備中

特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク

特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク（東灘区）では、地域住民が自らの得意分野をいかして「自分らしくやりがいのある仕事」を行うことを支援しています。



生活支援活動（ペンキ塗り）の訓練の様子

2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

要援護者を支援する各機関は、市民一人ひとりの課題解決のために懸命な努力を行っているにもかかわらず、複合的課題を抱える市民が、分野をまたがった機関の連携を必要とする際には、他制度に関する専門情報が不足していることや、他機関に対する遠慮などにより円滑な連携が阻害され、制度の細分化や件数増加が、さらに、連携の隙間を拡げています。

複合的な課題を抱える市民に対しても、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、関係者それぞれの力を最大限に引き出し、重ね合わせることができるよう、各区に、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワークワーカー（仮称）」を配置して、地域で普段からの顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図ります。

(1) 「地域福祉ネットワークワーカー」（仮称）を配置

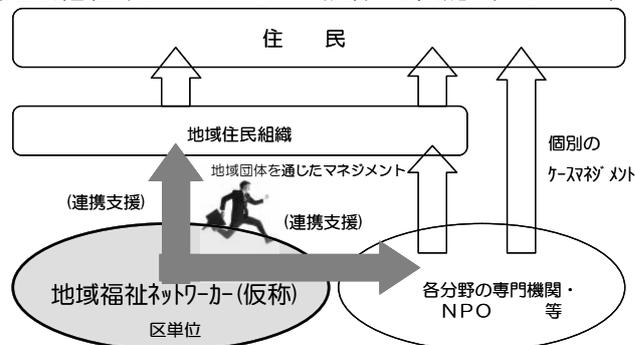
地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の主たる役割は、地域活動者と専門性を有する相談機関等との関係づくり、相談機関間、相談機関とサービス提供機関、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関との関係づくりと、これらの機関等から相談を受けた際の、支援を必要とする市民にとってより専門的な機関への円滑なつなぎ・橋渡しです。

要援護者を援助するキーパーソンは、民生委員、主任児童委員、ケアマネジャー、医療関係者、NPOスタッフ、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センター等の専門機関の職員、保健師等の行政職員など、市民一人ひとりの心身や生活の状況によって様々だと考えられます。地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、これらの組織・機関間のコーディネーターと位置づけます。

地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、普段からの圏域内の顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図るとともに、連携構築の中で、住民ニーズの変化を把握していくことも求められます。

なお、地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の配置については、行政区ごとに、関係機関により検証しながら、段階的に進めていくものとします。

【地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の機能（イメージ）】



(2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）

地域福祉に携わる、要援護者のキーパーソン（民生委員、主任児童委員、ケアマネジャー、医療関係者、NPOスタッフ、専門機関の職員、保健師等の行政職員など）が、的確な連携手法を用いて要援護事例にアプローチしていくため、また、各地域資源のそれぞれの連携機能向上を図るため、地域福祉ネットワーク（仮称）が中心となり、関係者と協働してのワークショップ開催等により、事例を蓄積・収集するとともに、活動の成果となる各種対応マニュアルを作成し、各地域資源に還元していきます。

(3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設や介護老人保健施設、グループホーム等の施設・事業所（以下「社会福祉施設等という。」）は、これまで、高齢者・子ども・障がい者などの分野ごとに設置されてきました。

特に、介護保険制度の進展に伴い、高齢者向けの施設は年々増加し、特別養護老人ホームは、介護保険の日常生活圏域（概ね中学校区、77圏域）のうち、57圏域に設置されています。また、保育ニーズや子育て支援に対する社会的関心の高まりに伴い、全市的に保育所の整備強化を図るとともに、児童館は、全ての中学校区に設置されています。さらに、障害者自立支援制度の進展に伴い、障がい者の地域生活を支援するケアホームやグループホームが増加しています。このように、多くの社会福祉施設等が市域を面的にカバーしているといえます。

社会福祉施設等が立地している地域ごとに、高齢化や子育て支援などの地域課題を抱えていることから、社会福祉施設等が地域住民や地域住民組織と連携し、地域の課題を考え行動することが期待されています。

現在も、保育所における園庭開放事業など地域に開かれたプログラムを実施している事例などのほか、社会福祉施設等に地域住民向けに営業する食堂・喫茶を併設している例や、地域住民の集会のために会議室等を提供している施設があります。また、地域住民の定期的なボランティア受入や、行事を開催する施設は多くあります。

社会福祉施設等には、日ごろから、施設等の分野を越えて、地域の身近な相談場所（案内場所・居場所）となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援の充実のあり方を検討します。

高齢者施設での子育てサークル実施の取組み

高齢者ケアセンターながた(長田区)では、地域の子育てサークルの場所が提供されており、お母さんと子どもとお年寄りが、いきいきと交流しています。



高齢者ケアセンターながた（長田区北町3-3）

3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

民生委員・児童委員や、ふれあいのまちづくり協議会など、地域住民組織による、日ごろからの支え合い・見守り活動は、現在においても、これからも大切であり、ますます重要度を増してきます。

地域住民組織の活動者の高齢化が地域活動の停滞を招いているという課題がある中、担い手の中からも、活動の継続性を保たせるために事業性を高めてコミュニティビジネスを志向するような新しい動きが出てきています。

また、ボランティアグループやNPOによる活動は、小規模ゆえの継続性の課題があるものの、これからもさらに活発化することが期待されます。

これからは、市民・事業者・行政が協働して、これらの地域福祉活動の今日的な展開を支援していくことが必要です。これらにより、行政だけでなく、多様な担い手が多くの地域で、市民に公共的なサービスを提供して、広く市民の利益につながっていくように、支援のあり方を検討し、推進していきます。

このほかにも、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組んでいくこととしています。

(1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援

地域では、市民の365日の暮らしを支えていくために、制度に基づき提供されるサービスに加え、それを互いに補完する、市民による一人ひとりにあった支え合いのサービス、居場所を提供するような仕組みが必要とされています。

地域の中で、市民による福祉活動が充実するよう、活動に適度な事業性を加味して、得られる収益が地域に還元され、利用される市民も含めて地域の力が高まる活動が期待されています。

さらに、地域住民の雇用や参加が増え、参加する市民に利益がもたらされ、利用する市民の安心が継続するといった効果も期待できます。

このため、社会福祉協議会やNPO・中間支援団体との連携・協働による市民の活動支援や必要な情報提供などを行うなど、市民・事業者・行政の協働により、住民のつながりによる新たな取組みを支援していくこととしています。

(2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援

市民によるコミュニティビジネスの取組みに加え、NPOや社会福祉施設等が、地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことも期待されます。

神戸では、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災を契機にたくさんのNPOが生まれ、様々な地域課題を解決する担い手として活躍してきました。

現在、600弱のNPOがあり、その活動については多様ですが、その中でも、行政によるサービスや公的財源が届きにくい、制度の隙間で市民の福祉ニーズに寄り添い、小規模ながら主体的に公共公益的サービスを提供している団体が多くあります。

これからの福祉サービスの提供にあたっては、市民・地域住民組織とNPO等の非営利活動団体が連携を深め、行政も協働してできる限り隙間をつくらないように進めていく必要があります。

そのため、地域と連携・協働して、地域の課題解決に取り組むNPOや社会福祉施設等の活動が、事業性を高め安定するとともに、地域に還元をもたらすよう支援する仕組みを検討します。

(3) 新たな担い手市民を輩出する方策

これからも、市民の福祉ニーズがますます増加・多様化・複合化していくことが考えられますが、全ての市民が自立した生活を維持し、未来に安心・希望を持つことを可能とするためには、子どもから高齢者まで全ての市民が、福祉に関心を持ち、一人ひとりの福祉が「サービスを受けることか、提供することか」の一方のみと考えるのではなく、意欲・能力・可能性のある市民は、本人の年齢や性別に関係なく、少しずつでも、地域の中で福祉活動に参加できることが必要といえます。

そして、地域住民組織の活動者、福祉ボランティアやNPO等の活動者を増やすこと、福祉施設等で働く職員を増やすこと、コミュニティビジネスとして福祉事業を行う活動者を増やすことなど、様々な担い手育成が求められています。

このため、市では、社会福祉協議会、NPOやその中間支援機関、企業、大学等の多様な機関・団体と連携を深め、また、市民との協働により、市民が福祉活動に参加しやすくなるよう、啓発や研修及び環境づくりなどの取組みを充実します。

(4) 災害時等における要援護者の避難支援

市民の安全な地域生活を確保する中で、災害時の命を守る・安全を確保することは、最も基本的な課題です。

市民は、阪神・淡路大震災のときに、人と人との日ごろからのつながり・相手への思いやりの気持ちがいかに必要かつ有効であるかということを経験し、その気持ちを大切につないできています。そして、多くの地域では、防災福祉活動が積極的に取り組まれています。

最近では、全国各地で、地震や豪雨災害などが相次いでおり、大きな災害の危険

は常にあると意識しておかなければなりません。そして、その際に、高齢者・障がい者など支援を要する市民が置き去りにされることなく、安全に避難できるよう支援する仕組みづくりは、全ての地域が取り組むべき課題といえます。

大規模災害時には、まず一人ひとりが自分自身や家族の安全を確保する自助と、近隣住民等による安否確認や避難誘導等の共助の取組みが重要です。そのため、市民の生命の安全確保を主眼とし、個人情報保護に配慮しながら、要援護者の情報について関係機関や地域と共有を図るとともに、地域の実情に応じた避難支援体制づくりが進むよう、地域主体の取組みを支援していきます。

また、避難した要援護者に対しては、医療・看護・介護など、必要なケアが受けられるような支援体制づくりを進めます。

(5) 高齢者の孤立の防止・見守り

市では、震災以降、ひとり暮らし高齢者等の見守り施策を積極的に推進してきました。

しかし、高齢化のスピードや家族形態の変容に、現行のあらゆる仕組みが対応困難となってきたことから、今後において、高齢者等の実態把握の充実が喫緊の課題であるといえます。

このため、これまで以上に、市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りを進めるためのあらゆる手段を検討する必要があります。

現在、市では、高齢者の多い集合住宅等にあんしんすこやかセンターの出張所として「あんしんすこやかルーム」を設置してきていますが、高齢者の身近な相談窓口として注目が集まっています。このあんしんすこやかルームの設置を拡充し、コミュニティづくりの拠点・相談場所などのワンストップサービス機能を推進していく必要があります。

また、民生委員や友愛訪問グループ、あんしんすこやかセンターの見守り推進員による高齢者見守り、配食サービスを活用した安否確認、ガスメーターや熱センサー等ICTを活用した見守りなど、これまで行ってきた見守り活動を、さらに充実していく必要があります。

さらには、地域福祉センターなどの身近な居場所で、地域の多くの世代の住民が集い、ふれあうことにより、高齢者を孤独にしないようにする取組みが必要です。

これからは、新聞等の配達、商店による配達などの既存のサービスも活用する必要があります。

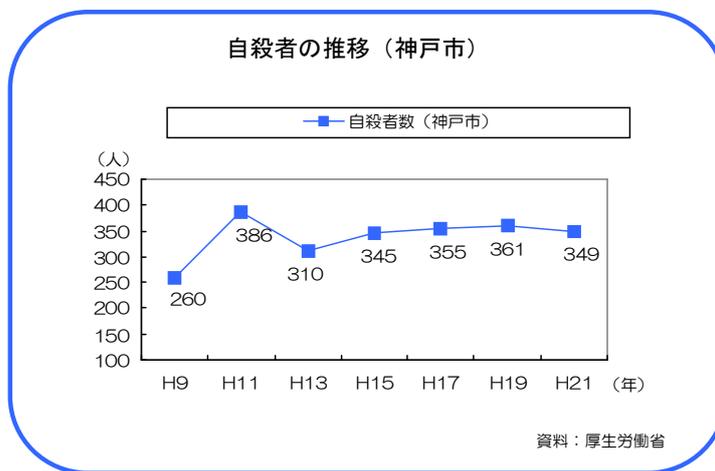
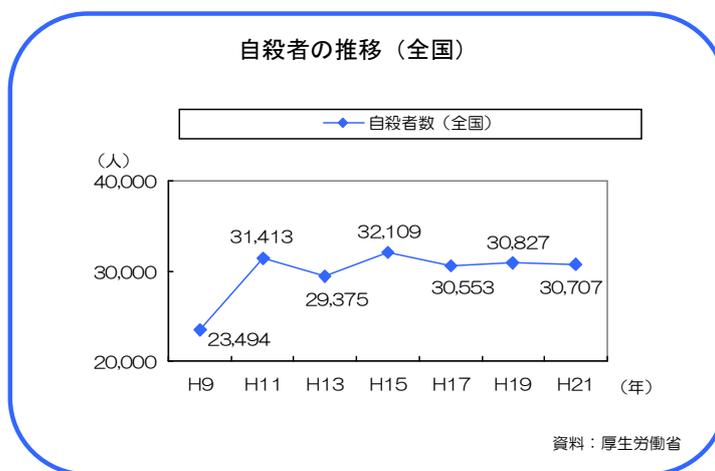
また、見守り支援を行うボランティアを養成するとともに、見守り支援を行っているNPOとも連携し、さらには、企業とも連携していく必要があります。

(6) 自殺対策の総合的な推進

全国での自殺による死亡者数は年間3万人を超える高い水準で推移し、深刻な社会問題となっていることを受け、「自殺対策基本法（平成18年10月）」、「自殺総合対策大綱（平成19年6月）」が制定されました。市においても、平成10年に自殺者が急増して以降、毎年300人前後を推移しています。

自殺は心の健康問題のみならず、経済・生活問題をはじめ様々な社会的要因が複雑に関係しあって起こるものです。精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含めて、総合的かつ緊急に自殺対策の取組み方針を明確化するため、自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、自殺対策を総合的に推進します。

具体的には、自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる「自殺予防情報センター（仮称）」を設置し、総合的な自殺対策を推進します。また、うつ病対策のひとつとして、かかりつけ医（一般医）と精神科医（専門医）との連携を緊密にすることで、かかりつけ医から精神科医へのスムーズな紹介を行い、自殺者数減少を目指す「神戸G-Pネットワーク」の充実を図ります。



○「居場所」づくりの推進

近年、地域における福祉ニーズの増加・多様化に対して、家庭機能のみでは対応することが困難であり、市民・事業者・行政が協働して、地域で支援を要する市民の居場所を確保することが必要とされています。

地域には、現在も様々な居場所があり、どの場所も、参加する市民にとって、情報収集・交換、悩みの共有や、仲間づくりができるなどの役割を果たしています。また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも重要な役割を果たしています。

施策別にも居場所の充実・強化が必要であり、ライフステージに応じて居場所機能が途切れない仕組み、課題の変化に応じた新たな居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、地域に住む誰もが集うことができ、主体的に参加・交流することによって、お互いを受け容れ、認め合い、自らの役割を確認して元気を維持するとともに、自然な助け合いを実現することが可能となる居場所が必要です。

身近な場所において、多世代が気軽に集まり共生できる居場所づくりの取組みを協働により広げていくこととしますが、地域の実情に応じて実施できるところから、また、実施しながらつながりを深めていくことを考えています。

【主な居場所機能】

高齢者	地域福祉センター（給食などの各種のつどい）、住宅等の集会所（趣味活動）、医院・デイサービスセンターなど通院・通所場所、商店街の交流拠点など
障がい者	地域活動支援センター、学童保育・障害児タイムケア事業など
子ども・親子	保育所、幼稚園、児童館、つどいのひろば（地域福祉センター、保育所、児童館、大学など）など
青少年	ユースプラザ又はユースステーション、児童館などの空き時間を活用した利用、サポートステーション、フリースクールなど

このほかにも、NPO等が設けている居場所など多様な取組みが行われています。また、生活保護受給者の居場所やマイノリティと称される方の居場所など、様々な居場所の必要性も検討や実施がされています。

のびやかスペース「あーち」

多様な世代が、子どもの育ちへの関心をきっかけに集まり、ふれあうことにより、相互関係を築き、地域でともに暮らす価値観を創造しています。

市民と神戸大学と市が協働し、参加者の主体的な取組みにより、さまざまな人の相互理解や社会的関心が高まる効果が現れています。



のびやかスペース「あーち」(灘区神ノ木通3-6-18)

寄付活動を身近にしていきましょう

寄付は、寄付者が自らの意思に基づき、金銭や財産などを福祉事業などへ無償で提供することであり、「赤い羽根共同募金」など公募で行われるもののほか、寄付者が直接に受益団体等あてに寄付する場合や、慈善団体などが寄付者と受益者の間に介在する場合などさまざまです。

特に、最近では、アニメの主人公の名前などを名乗る匿名の寄付が全国的に相次いでおり、神戸でも同様の寄付が寄せられています。

神戸には、市民のために何かをしようと思う市民が多いですが、今以上に市民同士の善意がつながりあう、多様な寄付活動・基金活動が期待されています。

○地域や学校など、コミュニティの力を合わせて推進する「赤い羽根共同募金」

共同募金は、「共同募金会」の活動によって全国的に行われている募金であり、地域福祉推進に関わるさまざまな事業に幅広く活用されています。

少子超高齢化が進み、社会情勢が変容するなかで、地域に根ざした住民の主体的な活動を応援する共同募金の役割が、今後もより一層重要になるとともに、共同募金が、市民の多様な形での寄付活動の推進役となることも求められています。

○「善意銀行」－身近な寄付の窓口－

善意銀行は、市民による金銭・物品の寄付を、それぞれを必要とする福祉団体や福祉施設等へ払い出すことで高齢者、障がい者及び子どもの福祉の向上に役立てています。

また、市民が寄付をした場合の税制上のメリットである「寄付金控除」の適用範囲が広がってきています（市民福祉等に関する市への寄付やふるさと寄付（ふるさと納税）、赤い羽根共同募金への寄付、認定特定非営利活動法人に対する一定の寄付、社会福祉法人等の公益増進に寄与する事業への寄付など。）。

市民の寄付活動が高く評価されるとともに、寄付を受けた団体等が誇りと自信を持って事業に取り組むような神戸らしい寄付文化を育み、次世代の子どもたちにつないでいくことが求められています。

“こうべ”の市民福祉総合計画2015は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であるとともに、市民や事業者の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

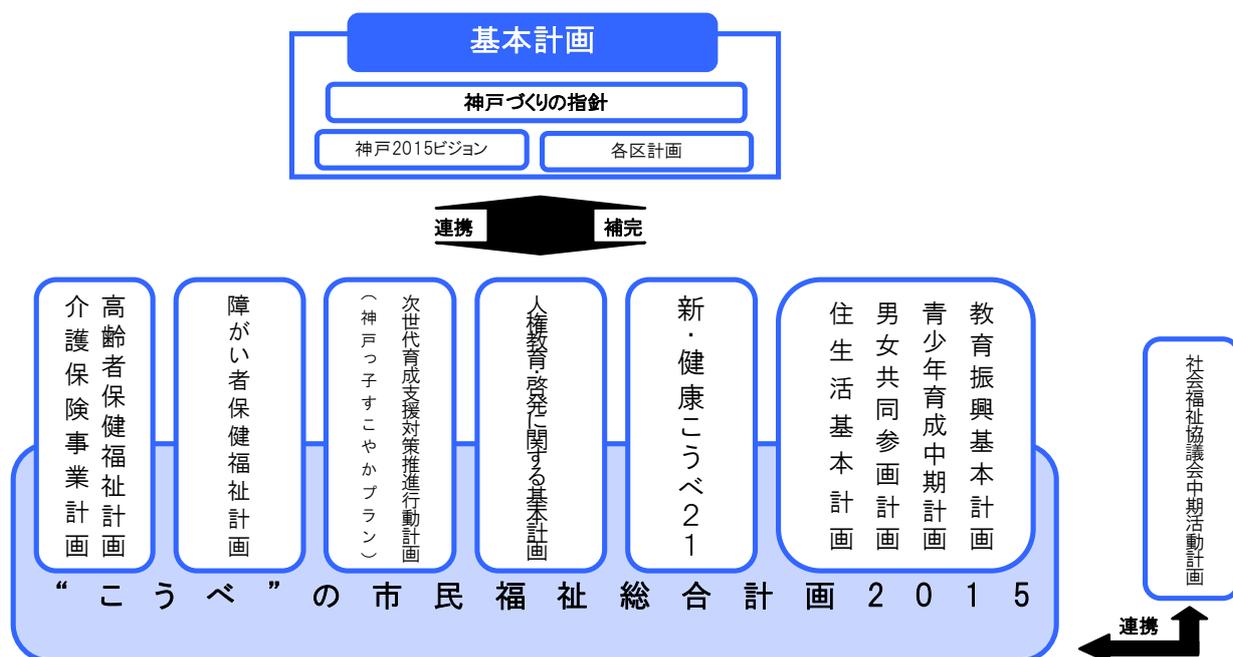
市では、本計画と併せ、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画などの福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて、取り組んでいます。

また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために、取り組んでいます。

本計画では、市民福祉の総合的視点から、これらの分野別計画等と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から、市民や事業者の主体的な参加により、地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。

例えば、福祉の複合的な課題をかかえた市民に対し、身近な場所にある相談窓口“つなぎ”、必要に応じて分野ごとの専門機関に“つなぎ”、分野を越えた課題に関しては、分野別の専門機関同士を“つなぎ”、その後の地域での見守りに“つなぐ”、といった形で、課題の解決に向けて連携して対応していきたいと考えています。

ここでは、各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。



分野別計画の概要 一覧

注：44、45 ページは見開きの表です。

計 画 名 称	計 画 期 間
<p>1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>○高齢者保健福祉計画 老人福祉法等に基づく、高齢者の居宅生活支援事業、福祉施設による事業等、高齢者保健福祉施策の体系的推進に関する計画</p> <p>○介護保険事業計画 介護保険法に基づく、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p> <p>平成 21 年度 ～23 年度</p>
<p>2. 神戸市障がい者保健福祉計画 障害者基本法に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p>
<p>3. 神戸次世代育成支援対策推進行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づく、子育て支援に関する取組みを集中的・計画的に進めるための行動計画</p>	<p>平成 22 年度 ～26 年度</p>
<p>4. 神戸市人権教育・啓発に関する基本計画 「人権教育及び啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指した、人権教育・啓発に関する施策の推進に関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p>
<p>5. 新・健康こうべ21 国の「健康日本 21」及び健康増進法に基づく、市民の切れ目のない健康づくりや市民の健康課題を踏まえた施策等に関する計画</p>	<p>平成 13 年度 ～24 年度</p>
<p>6. 神戸市住生活基本計画 住生活基本法の趣旨を踏まえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画</p>	<p>平成 23 年度 ～32 年度</p>
<p>7. 神戸市男女共同参画計画 国の男女共同参画基本計画等の策定に合わせ、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会の実現への取組みに関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p>
<p>8. 神戸市青少年育成中期計画 青少年行政の指針である「こうべユース・プラン」に掲げる理念に基づく、青少年の健全育成への取組みに関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p>
<p>9. 神戸市教育振興基本計画 めざすべき子ども像（「心豊かに たくましく 生きる人間」）、市民とともに創造する教育の方向性及び具体的施策などを定めた、神戸の教育に関する計画</p>	<p>平成 21 年度 ～25 年度</p>
<p>10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画 公民協働の地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会が連携・役割分担のもとに進めていく「神戸の社会福祉協議会」の方向性と神戸市社会福祉協議会の活動・事業の推進に関する計画</p>	<p>平成 23 年度 ～27 年度</p>

注：44、45 ページは見開きの表です。

	各計画において重点的に取り組む事項	地域住民等との協働により取り組む事項
高齢・介護計画	<ul style="list-style-type: none"> ○すみなれた地域での自立生活支援 ○地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成 ○高齢者の社会参加の促進 ○健康づくり・介護予防の総合的推進 ○安全・安心な住生活環境の確保 ○介護保険制度の適切な運営の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において支え合うための共助のしくみづくりや、ボランティアやNPOとの連携強化による地域福祉活動の促進 ○ちょっとした日常生活における困りごとを地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで行う活動の促進
障がい者計画	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○施設や精神科病院からの地域移行、定着支援 ○就労支援の充実 ○療育体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人を地域で支えるための、地域自立支援協議会を中心としたネットワークの構築と地域の多様な主体の参画の推進 ○地域での見守りや防災を支援するための支援体制づくり
次世代計画	<ul style="list-style-type: none"> ○母性並びに子どもの健康の確保と増進 ○地域における子育て支援の充実 ○仕事と子育ての両立支援 ○子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備 ○要保護児童等への対応強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「つどいの広場」事業の推進 ○事故や犯罪などの危険を未然に防止し、子どもの安全を確保するための、関係機関の連携 ○地域との連携による児童虐待の早期発見・早期支援
人権計画	<ul style="list-style-type: none"> ○従来からの人権課題に加え、新たな人権課題としてインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等の人権、性的マイノリティの人権に関する教育・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近にある様々な人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、人権の尊重されたまちづくりにつながる市民の取組みへの支援
健康こうべ	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージ別の健康づくりと環境整備 ○メタボリックシンドローム対策 ○がん対策 ○自殺対策 ○たばこ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進を目指した一次予防の取組みとして、区を拠点として、市民主体の健康づくりや多様な実施主体による連携のとれた効果的な健康づくり活動の推進
住生活計画	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性等の確保による安全な住まいの実現 ○住宅確保要配慮者の居住の安定確保 ○環境にやさしい住まいの実現 ○神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を核とした総合支援の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体やNPO法人等との連携による、住宅確保要配慮者への支援 ○住宅ストックを活用した、公的な支援活動の場の提供 ○障がい者の地域移行に伴う住まいの確保 等
男女共同計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの推進 ○女性の活躍推進 ○男性にとっての男女共同参画の推進 ○地域における男女共同参画の推進 ○配偶者等からの暴力（DV）対策の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体、企業、NPO法人等による、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ○地域における男女共同参画の推進 ○地域におけるDV対策の推進
青少年計画	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての青少年が自立・成長していくための環境づくり ○すべての青少年が安心して過ごすことのできる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民全体で青少年を健全に育むための、青少年育成協議会支部や家庭、地域、学校などが連携した、地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり
教育計画	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心の育成 ○学校教育の充実 ○障がいのある子どもへの教育の充実 ○「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興 ○学校施設の耐震化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域・学校が一体となって学校教育を支援する（仮称）「神戸っ子応援団」事業推進 ○保護者、地域、関係団体等の協力による、子どもの安全確保のための地域ぐるみの見守り活動の推進
市社協計画	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に参加する「人づくり」 ○身近な地域で支え合う福祉コミュニティづくり ○市民の安心・安全のためのセーフティネット構築 ○専門的な技術、知識、経験を要する福祉サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の心を醸成し、住民相互の見守り活動や支えあい活動を支援 ○市民のニーズを受けとめ、地域の多様な主体とのネットワーク化を図り、課題解決に向けた協働の取組みを推進 ○市民が地域で自立した生活が送れるよう市民参加をもとに「成年後見支援センター」を運営

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(1) 基本理念等

これからの高齢社会を活力あるものにしていくためには、高齢者自身が地域の担い手の一員として活躍できる社会の実現と「地域」を重視したまちづくりを進める必要があります。このため、高齢者保健福祉計画では、「住みなれた地域で自立した生活を安心して続けるために」を基本目標とし、基本的な考え方として、1. 高齢者の協働と参画による地域づくり、2. 高齢者の選択と自己決定の保障、3. 高齢者の安全と安心を支える、の3点を基本的な考え方として策定しています。

また、介護保険事業計画では、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるにあたっての基本理念として、1 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように、2 安心してサービスを利用できるように、3 持続的な介護保険制度の運営、を定めています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 住みなれた地域での自立生活支援

- ・ 住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続けられるよう、地域見守り活動を充実させるなど高齢者の状況を把握するとともに、保健、医療、福祉の専門家が連携して本人の状態像に見合う質の高いケアの提供に努めます。また、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど在宅医療との連携を進め、地域包括ケアシステムによる在宅生活支援の仕組みの充実を検討します。短時間巡回型訪問介護など新たな24時間365日の在宅生活支援の仕組みについても引き続き研究を進めます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスを地域包括ケアの中軸として整備を図ります。
- ・ あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を中心に地域包括ケア、高齢者の総合生活支援を推進するとともに、高齢者の自己決定に基づくサービス利用を支援するため、適切な情報提供の機会や相談体制の充実に取り組めます。
- ・ 認知症疾患医療センターを核に、福祉と医療の連携による、地域における認知症ケア体制の強化に取り組めます。

- ・ 高齢者虐待については、関係機関と連携し虐待防止と早期発見に努めます。また、高齢者虐待による重篤な状況を一時的に回避し、悪化防止を図るためなど、在宅介護の継続を前提とした緊急的な短期入所利用の需要に対応するしくみづくりを行います。
- 地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成
 - ・ 身近な地域で安心して暮らせるよう、あんしんすこやかセンターの見守り推進員が地域の民生委員等と協力して行っている地域見守り活動を、市域において住民同士が支えあう仕組みとして地域と協働した地域見守りシステムを構築します。また、新たな見守りの担い手として見守りボランティアの発掘・育成を進めるとともに、区役所、区社協、民生委員、地域団体、NPOなどによる多様で重層的な見守り体制を構築します。
- 高齢者の社会参加の促進
 - ・ 高齢者支援、環境、子育てなど地域コミュニティにある多様な生活課題について、高齢者が自らの経験やノウハウを活かして地域に貢献できるような社会参画を推進し、高齢者の生きがいを創造します。
 - ・ これまで地域活動に参加してこなかった方や団塊の世代が、地域の支え合い活動に参画する仕組みを創設します。
- 健康づくり・介護予防の総合的推進
 - ・ 要支援・要介護状態になる前の方から重度認定者の方まで、一人ひとりの「生きがい」や心身の状況に応じて、できるだけ質の高い生活が続けられるよう、健康づくりから介護予防、悪化防止に取り組むを進めます。
- 安全・安心な住生活環境の確保
 - ・ 住宅施策と連携して、高齢者の安心なすまいの確保に取り組むとともに、施設・居住系サービスの身近な地域での整備や居住環境の向上を図っていきます。
- 介護保険制度の適切な運営の確保
 - ・ 介護保険は、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であり、市民の皆様にご信頼される制度運営を心がける必要があります。そのために制度を無駄なく運営していくとともに、地域の関係機関との連携、サービス従事者の人材育成などにより、サービスの質の向上を図ります。

- ・ 今後高齢化がますます進展するなかで、介護労働者の確保・定着は不可欠です。市では国や事業者との役割分担のもと、介護分野の社会的評価の向上や介護人材の確保・定着に努めます。

② 地域福祉の視点から

○ 共助のしくみづくりとボランティア活動の促進

- ・ 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能してこそ、高齢者の質の高い生活が確保されと考えられます。そのため、介護保険の充実を図りながらも、地域において一人ひとりが支え合い、役割をもっていくための共助のしくみづくりや、そのためのボランティアやNPOとの連携の強化による地域福祉活動の促進に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、ちょっとした日常生活における困りごと（電球替え・ごみ出し・入退院時の手続き・雨の日や体調不良時の買い物など）を地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで行う活動を支援します。

2. 神戸市障がい者保健福祉計画

(1) 基本理念等

障がいの有無にかかわらず各々の個性が尊重され、一人の市民として同じ立場で暮らしていける「こうべ」をめざしていきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 相談支援体制の充実

- ・ 障がい者の地域で自立した生活を支えるため、各区に設置されている障害者地域生活支援センターについて訪問支援など相談機能の充実を図ります。
- ・ 障害者就労推進センターの増設を図るとともに、視覚障がい者、聴覚障がい者等を対象とした専門相談窓口を設置します。
- ・ 発達障害者相談窓口と障害者地域生活支援センターとの一元化により、発達障害者相談窓口の全市展開を図るとともに、より専門的な相談に対応できるようにするため発達障害者支援センターの相談機能を強化します。
- ・ これらの多様な相談窓口のネットワーク化を図ることで相談支援体制の充実を図ります。

○ 施設や精神科病院からの地域移行、定着支援

- ・ 施設や精神科病院などに入所・入院中の障がい者が地域へ移行し、地域社会の中で自立した生活を継続的に営むことができるよう、グループホームや民間住宅・公営住宅など多様な居住の場の確保に努めるなど、地域への移行と定着を図る施策を推進します。
- ・ また、地域自立支援協議会を中心に、事業者や当事者のみならず民生委員やふれあいのまちづくり協議会の参画による支援ネットワークの充実により、地域生活の定着を支援します。

○ 就労支援の充実

- ・ 障がい者就労のさらなる促進のため、労働、保健福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、区ごとの就労支援ネットワークの構築を進めます。

- ・ 事業主が障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の誘致、農業分野での福祉起業やパティシエ養成の取組みに対する支援や、ICTの活用による在宅就労の促進など、障がい者の就労機会のさらなる拡充を図ります。また福祉的就労についても、工賃のアップを目指した授産商品の新規開発や販路拡大など、一層の充実を目指します。
- ・ あわせて発達障がい者など新たな障がいに関する企業啓発や訓練の場の確保、障がい特性に配慮した市役所での訓練雇用及び様々な形態による就労の場の提供などを行うとともに、生活面の支援を含めより地域に密着した就労支援を進めます。

○ 療育体制の充実

- ・ 重度・重複障がい児への療育の充実に加えて、知的障がい児や発達障がい児などへの療育体制の充実を図ります。
- ・ また、通園施設の障がい種別の見直しや専門的職員による地域支援機能の強化など、身近な地域で障がい児支援ができるよう通園施設等のあり方についても検討を進め、「個別の支援計画」に基づく療育ができる体制の構築を図ります。

② 地域福祉の視点から

○ 地域福祉力の向上

- ・ 障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築します。
- ・ そのため、地域自立支援協議会を中心に区を単位とした地域に密着したネットワークを構築します。ネットワーク構築に当たっては、地域活動の担い手である民生委員・自治会・婦人会・ボランティア・障がい当事者などの参画をさらに推進します。
- ・ 個々の障がいのある人の地域での見守りや防災を支援するには、区よりも更に網の目の細かな体制づくりが必要となるため、地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会等の協力も得ながら、支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ハード面だけでなく、個々の障がいのある人の見守りや防災を具体的に支援する人材を1小学校区ごとに発掘できるよう検討していきます。その際、地域の人に役割が集中しすぎないように、専門的知識を有する人との役割分担を明確にし、連携を図ります。

3. 神戸市次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画 (神戸っ子すこやかプラン)

(1) 基本理念等

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 母性並びに子どもの健康の確保と増進

・ 生まれるまでの母子保健の充実

妊娠の届出時及び母子健康手帳交付時に、全妊婦に対して保健師が面接し、妊娠・出産について悩んでいる方への相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見・早期支援に努めます。また、妊婦とそのパートナーを対象とした両親教室を開催し、育児負担が母親だけに偏らないように、子育ては父親・母親が2人で協力して行うものという啓発を行います。

・ 生まれてからの母子保健の充実

新生児全戸訪問指導を実施しており、子育ての問題点を早期に把握し、子育ての不安だけでなくその他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるとともに、産後うつの早期発見・早期支援にも努めます。

○ 地域における子育て支援の充実

・ 地域施設・人材を活用した子育て支援

地域においてより一層安心して子育てできる環境づくりを進めるため、「つどいの広場」事業を実施しており、保育所、幼稚園、児童館や大学などの施設や地域子育て支援センター、主任児童委員、育児サークルリーダーなどの人材を活用し、保護者や乳幼児が気軽につどうことによって、育児の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安への軽減を図ります。

○ 仕事と子育ての両立支援

・ 保育サービスの充実

近年増加している保育需要に対応するため、保育所整備を進めるとともに、就学後も含めた多様な保育ニーズに応えるため、保育所の延長保育や休日保育、一時保育、病児・病後児保育、学童保育などの充実にも努めます。

・ 男女共同参画の推進

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って展開できるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するため、市民や事業者に対して啓発活動を行います。

○ 特色ある教育の推進

・ 分かる授業の推進と学力の向上

神戸らしい特色ある教育を進めるために策定した学習指導標準「神戸スタンダード」を基に、確かな学力を育てます。また、平成18年度から始まった「分かる授業推進プラン」をさらに充実させ、学力の向上を目指したいっそうの推進を図ります。

○ 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

・ 子どもの安全の確保

交通安全の確保を図るため、学校等で交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学ぶ交通安全教育を行います。また、犯罪等から守る活動として、学校で防犯教室を開催するとともに、地域と連携し、全小学校に結成されている「子ども見守り活動隊」による地域ぐるみの見守り体制の強化を進めます。

○ 要保護児童等への対応強化

・ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応の中心であるこども家庭センターの相談・対応体制や児童虐待に関するアセスメントの機能の充実を図ります。また、区子育て支援室についても市民に身近な相談機関としての機能の充実を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりを進めます。

- ・ 社会的養護体制の充実
児童福祉施設において、近年、虐待を受けた児童や知的障がい児、軽度発達障がい児等の児童の入所が増加しており、心理的なケアや個別的なケアの充実を進めます。

② 地域福祉の視点から

○ 地域と連携した子育て支援

- ・ 地域主体による広場事業の拡充
主任児童委員や育児サークルリーダーなど地域の方々が中心となり、地域福祉センターなどで実施する「つどいの広場」事業を進めます。
- ・ 地域での子どもの見守り
事故や犯罪などの危険を未然に防止し、子どもたちの安全を確保するために、「こども110番 青少年を守る店・守る家・守る車」との連携を図るとともに、あいさつ運動などを通じ、地域で子どもたちを見守る機運を高めます。
- ・ 地域との連携による児童虐待防止対策
地域の関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、地域との連携のもと、児童虐待の早期発見や早期支援に努めます。

4. 第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

(1) 基本理念等

「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」をめざし、ユニバーサルデザイン（ハード・ソフト両面から、誰もがくらしやすい社会を作る）、ソーシャル・インクルージョン（誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する）、ダイバーシティの尊重（一人ひとりのさまざまな違いを認め、多様性を尊重する）、協働と参画から協創へ（すべての人が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む）などを基本理念として、施策を推進していきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

- 従来の女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者・元患者等に加え、新たな人権課題としてインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等の人権、性的マイノリティの人権を取り上げ、教育・啓発に取り組めます。
- また、経済のグローバル化等の社会・経済情勢の変化に伴い、若者などが社会から孤立し疎外されていることを、社会から排除された状態であり人権に関わる問題としてとらえています。

② 地域福祉の視点から

- 人権問題の解決のためには、人権教育・啓発に加えて、地域を構成するすべての人たちが、身近にあるさまざまな人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

震災で得た貴重な教訓—共に生きることの素晴らしさ—を生かした、絆・支えあう心をさらに深めることにより、地域での見守り等の取り組みや世代間交流などの動きが広がれば、生活の中に人権尊重の理念も浸透していき、地域での人権の尊重されたまちづくりにつながります。

このような市民のまちづくりへの取り組みを積極的に支援することにより、「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」の実現を図ります。

5. 新・健康こうべ21

(1) 基本理念等

一次予防の重視、市民主体の健康づくり、多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進、といった基本方針に基づき、すべての市民が健康で、心豊かに生活できる活力ある社会とするため、早世の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ ライフステージ別の健康づくりと環境整備

- ・ すべての市民が健康で、心豊かに生活できる活力ある社会とするため、ライフステージごとに健康課題、行動指標、数値目標を掲げ、市民の主体的な生涯を通じた健康づくりを推進します。

(各ライフステージにおける重点項目)

乳幼児期・学童期

：「基本的な健康習慣の習得・確立」、「食育の推進」

思春期・青年期

：「性感染症予防、たばこ・薬物対策」、「食育の推進」、「女性のやせ」

壮年期前期・後期

：「メタボリックシンドローム対策」、「がん予防」、「こころの健康づくり対策（うつ・自殺対策）」

高齢期

：「介護予防」

○ メタボリックシンドローム対策

- ・ 腹部に内臓脂肪が蓄積することにより、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすい状態であるメタボリックシンドロームに関しては、例えば、男性の肥満者が増加している、特に若年代での増加が目立つといった課題があり、生活習慣の乱れが健康の阻害要因であることについての正しい知識の普及と情報提供をさらに推進します。

○ がん対策

- ・ 市における死因の第1位であるがんに関しては、本市のがん検診受診率が全国値・兵庫県値と比べて低い水準であるといった課題があり、受診啓発チラシの全戸配布、地域ボランティアや医療機関などによる地域での声かけ運動などを展開していきます。

- 自殺対策
 - ・ 全国と同様、市でも平成 10 年に自殺者が大幅に増え、その後も高水準で推移していることから、かかりつけ医と精神科医との連携の構築を図るなどの取組みを進めていきます。

- たばこ対策
 - ・ 喫煙による健康への影響及び副流煙による受動喫煙の影響が社会的に大きな問題となっており、たばこと健康に関する正しい知識の普及啓発や「受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づき、多数の人が利用する施設などでの禁煙を推進していきます。

② 地域福祉の視点から

- 健康増進を目指した一次予防のための取組みとして、区を拠点として、市民主体の健康づくりや多様な実施主体による連携のとれた効果的な健康づくり活動を推進していく中で、地域の中でのネットワークを構築し、地域に対する効果的な支援を行うことを通じて地域力の拡充を図ります。

6. 神戸市住生活基本計画

(1) 基本的認識等

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、「市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤」です。この認識のもと、神戸が10年後、「誰もが安全、安心に住まうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」ようになり、「活力のある地域を住まいから創り出す」ことができることをめざします。

(2) 施策の方向性

① 分野別計画として

安心で豊かな住生活をめざし施策を推進していくにあたり、市民には、住まい手として、「大切に住まう」「近隣に配慮して住まう」役割や家族や向こう三軒両隣り、マンション管理組合、そして近隣等と「共に住まう」役割があります。地域団体には、住まい手の集まりとして、良好なコミュニティづくりや地域での助け合いの精神による個々の住生活への支援を行う役割やさらに地域の安心で豊かな住環境づくりに取り組む役割があります。

市は、住宅セーフティネットの確保やこれらの『住まう主体（住まい手）』、民間事業者などの『住まいの供給に関わる主体』及び住生活関連サービス事業者などの『住まい手を支援する主体』の役割が十分に機能し、かつ連携しあえるよう地域の実情を踏まえた住生活への総合支援を行っていきます。

そして、住生活に関わる多様な主体の協働と参画により、施策を推進していきます。

- 住まいの適法性、耐震性、防犯性の確保により安全な住まいを実現します。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保、高齢者・子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援を行います。
- より長く使うことを意識した住まいづくりの支援や環境にやさしい住まい方の普及により環境にやさしい住まいを実現します。
- 住み替えがスムーズにできる環境づくりや空家ストックの有効な活用によるニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出します。

- 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援、分譲マンション・民間賃貸住宅の管理・運営に関する適切な支援及び密集市街地・ニュータウンなど課題を抱える地域への対応により人と人とのつながりを大切にしたい住まいづくりを支援します。
- 住まいに関するプラットフォーム機能の強化や分かりやすい住情報の発信等により神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を核とした住まい手への総合支援を充実します。

② 地域福祉の視点から

- 地域団体や住生活に密着した活動を行っているNPO法人等と連携し、地域で安心して住み続けることができるよう住宅確保要配慮者を支援します。
 - ・ 地域における住生活関連サービスとのネットワークを創設
身近な地域で高齢者や障がい者、子育て世帯等へ、耐震化やバリアフリー化のための助成制度等、住まいに関する情報が届きやすくなるようネットワークづくりを行います。
そのため、すまいるネットと地域団体、NPO法人等やあんしんすこやかセンター等の福祉サービスの支援センターとの連携による取組みを推進します。
- 高齢者・障がい者の生活支援サービスや子育てサービスといった公的な支援活動の場として市営住宅の空住戸や集会所を提供するなど、様々な施策と連携した住宅ストックの有効活用を図ります。また、今後さらに市営住宅入居者の高齢化が進むことが予想され、あんしんすこやかルームなどの見守り活動を継続、拡充し、地域と連携した取組みを進めます。
- 障がい者が「施設から地域に住まう」流れのなか住まいの確保に取り組めます。
- 地域の住環境向上やコミュニティの活性化を図るために、良好な状態の空家や空地について、地域のニーズにあった活用を進めていく仕組みを検討します。

7. 神戸市男女共同参画計画（第3次）

(1) 基本理念等

市民のだれもが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる「夢と活力あふれる神戸」を市、市民、事業者の協働により実現する。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ こうべ男女いきいき事業所表彰の実施
男女共同参画の取組みの進んでいる事業所を表彰し、啓発を強化します。
- ・ 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援します
ワーク・ライフ・バランス推進のモデル地域である六甲アイランドにおいて、地域団体や企業と共に、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取組みなどを支援します。

○ 女性の活躍推進

- ・ 女性活躍推進プログラムの実施
女性が就業を継続するためには、仕事と家庭の両立支援の取組みが必要ですが、就業継続した女性が、さらに、自らのキャリア形成に努め、能力を発揮し、企業の活性化に貢献できるよう、女性管理職の少ない中小企業等において、将来リーダー的な役割を期待される女性の活躍推進を支援する研修プログラムを実施します。

○ 男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境の整備
男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現する社会を目指し、働き方の見直し等、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進します。また、定年等により退職した男性について、地域活動等に参画できるよう支援します。

○ 地域における男女共同参画の推進

- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画の促進
地域における男女共同参画を推進するための啓発を行います。
- ・ 幅広い世代の市民が地域活動へ参画する機会の増加
それぞれの立場やライフスタイルに応じて地域活動へ参画する機会の増加を図ります。

- 配偶者等からの暴力（DV）対策の強化
 - ・ 「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画(第2次)」の推進
神戸市配偶者暴力相談支援センター等相談窓口のさらなる機能強化、DV被害者の子どもへの支援、DVを防止するための教育・啓発の推進、DV被害者支援を担う関係者の連携強化に取り組みます。

- 市役所の事業所としての取り組み
 - ・ 仕事と子育ての両立支援のための相談・情報提供
各局室区の男女共同参画推進員（男女共同参画サポーター）による取り組みを進めます。
 - ・ 職員研修等の実施
「仕事・子育ていきいき両立プラン～神戸市特定事業主行動計画～」や、男女共同参画や係長選考などについての内容を取り入れた職員研修の実施等により、ワーク・ライフ・バランスの意識を高め、男性職員の育児休業等の取得率の上昇および女性職員の係長昇任選考受験者が増加するような取り組みを積極的に行います。

② 地域福祉の視点から

- 地域とともに、ワーク・ライフ・バランスを推進しています
 - ・ 地域団体、企業、NPO法人等による、地域におけるワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを支援します。モデル地域である六甲アイランドにおいては、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取り組みを引き続き支援します。
- 地域における男女共同参画の推進
 - ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ男女双方が参画し、若者から高齢者までの幅広い世代の地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに応じて地域活動へ参画する機会の増加に努めます。
- 地域におけるDV対策の推進
 - ・ 地域において、DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員児童委員等福祉関係者と連携し、DV対応ハンドブックを利用した研修会やDV防止キャンペーンを実施します。

8. 青少年育成中期計画

(1) 基本理念等

昭和 57 年に策定された青少年行政の指針である「こうべユース・プラン」の理念を継承しながら、青少年の現状と課題を踏まえ、一人ひとりの青少年が未来に希望を持ち、自己実現を図りながら自立した人間として成長できるよう、行政だけでなく家庭や学校、地域など社会全体での取組みを進めていくために策定しています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ すべての青少年が自立・成長していくための環境づくり

・ 体験活動の促進

青少年が心豊かに健やかに成長するうえで必要とされる、自然体験や社会体験、ボランティア活動を推進するとともに、スポーツや芸術、伝統文化に触れる機会を提供していきます。

また、国際化社会に対応できる青少年を育成するため、異なる文化や言語にふれ、違いを認め、多文化共生についての理解を深めることを目的に、国際交流の取組みを進めていきます。

・ 青少年の居場所づくりの推進

青少年が家庭や学校の他に地域での自主的な活動を通じて、自分の夢ややりたいことに挑戦するとともに、仲間づくりや異世代との交流を安心して行うことのできる「中高生の活動拠点」を整備し、青少年の自主的な活動を支援していきます。

・ 若者の就業支援

キャリアカウンセリングや心理カウンセリングを中心とした、若者の就業支援を目的としてNPOが実施している「こうべ若者サポートステーション事業」への支援を引き続き行うとともに、各種団体や企業の協力のもと、社会体験や就労体験ができる事業を拡大するなど、若者の社会的自立、就業への支援を行います。

・ 課題を抱えた若者の自立支援

ニートやひきこもりをはじめとした、就労や社会とのつながりを築くことに課題を抱える若者に対して、心理カウンセリング、訪問相談事業等を行うとともに、保護者を対象としたセミナーの実施など、きめ細かな支援を実施していきます。

また、若者の自立支援に取り組んでいるNPOや民間団体、精神保健機関や生活保護機関、教育機関等で構成する「こうべ若者自立支援ネットワーク会議」を通じて、各関係機関が相互に連携を図り、次代を担う若者が、社会的自立にむけて明るい希望を抱くことができるよう、若者に対する自立支援体制を充実していきます。

○ すべての青少年が安心して過ごすことのできる環境づくり

・ 見守り活動の推進

子どもたちの安全と安心を守るため、こども110番「青少年を守る店・守る家」や「青少年を守る車」の運動を拡充するとともに、「青少年を守る店・守る家」の協力を得て、兵庫県警の「ひょうご防犯ネット」からの不審者情報などを学校の通学路などに掲示し、黄色い旗を掲げることで地域の子どもたちに注意喚起を行う「地域みはり番（イエローフラッグ）制度」を全市に展開していくなど、地域における子どもたちの安全体制の整備を推進していきます。

・ ネット社会・ケータイ社会への対応

情報メディアを有効に活用できるよう啓発していくとともに、氾濫する情報を青少年自身が主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けるための学習会などの取組みを通して、携帯電話やパソコンを正しく利用できる青少年を育てていくための環境を整えていきます。

② 地域福祉の視点から

○ すべての市民で青少年を育む環境づくり

・ 協働・連携の強化

地域全体で青少年の健全育成に取り組んでいく機運の醸成を図ります。

また、市民全体で青少年を健全に育むため、概ね小学校区ごとに組織された青少年育成協議会支部が中心となって取り組んでいるスマイルハートあいさつ運動や、こども110番訪問活動など、家庭や地域、学校との連携を深め、こどもの安全確保に取り組んでいきます。

さらに、保護者をはじめ地域の人々が各種事業を主体的もしくは協働により実施することで、家庭や地域との連携をより一層深めながら、地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくりに努めていきます。

9. 神戸市教育振興基本計画

(1) 基本理念等

「人は人によって人になる」という理念のもと、家庭・地域・学校が手を携えながら、新しい時代を切り拓くことのできる「心豊かでたくましい人間」の育成を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 豊かな心を育成します

- ・ 「こうべっ子 豊かな心育成プラン」の推進

幼小中高を通じた体験活動の充実を図り、豊かな感性や自然を大切にす
る心、命を大切にする心、助け合いの心、勤労観や公共心等、豊かな心の
育成に努めます。

○ 学校教育を充実します

- ・ 確かな学力と意欲の向上

授業評価やアンケートの活用、先進的な取組みを発信することなど授業
の改善を図るとともに、新学習指導要領の全面実施に対応する学習指導標
準「神戸スタンダード」に基づき、特色ある教育課程の編成、知識・技能
の定着、活用する力の向上等により、児童生徒の生きる力を育みます。

○ 障がいのある子どもへの教育を充実します

- ・ 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実

こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、で
きるだけ身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への
巡回相談等の支援を行います。また、特別支援学校では、施設・設備や専
門性を生かして地域の小・中学校への助言・援助や保護者等への教育相談
を行います。これらにより、発達障がいを含む様々な障がいについての相
談・支援体制を構築し、神戸らしい特別支援教育に関するセンター的機能
の充実を図ります。

- ・ 複数の障がい対応できる特別支援学校の整備

特別支援学校の老朽化対策・耐震化とあわせて、できるだけ居住地に近
い学校への通学を可能とするため、複数の障がいに対応できる特別支援学
校整備に取り組みます。

- ・ 特別支援学校における一人ひとりに応じた教育のさらなる推進
特別支援学校において、一人ひとりの子どもの障がいの状態及び発達の段階や特性に応じた教育をさらに推進するため、乳幼児期からの発育を踏まえ、卒業後までの一貫した支援を行うことを目的とした「学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）」の内容の充実を保護者とともに図ります。さらに、教職員の専門性の向上や専門家の指導等により、このプランを踏まえた「個別の指導計画」に基づく授業の改善を図ります。

○ 「する」「みる」「ささえる」スポーツを振興します

- ・ 神戸総合型地域スポーツクラブの充実
子どもから大人まで地域で身近にスポーツを楽しめる拠点として全小学校区に展開する「神戸総合型地域スポーツクラブ」について、クラブ間の連携・交流や自立化への支援を強化し、活動内容の充実を図ります。

○ 学校施設の耐震化を推進します

統合予定校を除く小中学校及び幼稚園は、2011年度末までに耐震化を完了させます。統合予定校についても地域や関係者等との協議を進め早期の耐震化完了をめざします。また、高等学校及び特別支援学校については、そのあり方を含めた整備計画を策定し、早期に耐震化に着手します。

② 地域福祉の視点から

○ 地域と一体となった教育を支援します

- ・ （仮称）「神戸っ子応援団」事業の推進及び教育・地域連携センターの活用
家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域ぐるみで子どもを育てるため、学習支援、登下校見守り活動など、家庭・地域・学校が一体となって学校教育を支援する（仮称）「神戸っ子応援団」（学校支援地域本部）事業を推進します。

また、学校の教育活動に対する地域からの支援を充実するため、旧二葉小学校を活用した地域人材支援センター内の教育・地域連携センターにおいて、教職員OBや教職員をめざしている大学生等を中心とした支援員の発掘や人材バンクへの登録を行い、すべての人材を独自に確保することが困難な学校のニーズに応じた支援員の紹介を行います。

- ・ 「子ども見守り活動隊」の活動推進

子どもの安全確保を図るために、保護者・地域・関係団体等の協力を得て、全市立小学校において結成されている「子ども見守り活動隊」への録者数を増加させるとともに、見守り活動事例集の活用等により地域ぐるみの見守り活動を推進します。

10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画

(1) 基本理念等

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」の理念を共有し、公民協働の地域福祉を推進していきます。

社会福祉協議会では、人と人のつながりを大切にし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉コミュニティづくりを市民、活動者、事業者、行政等多様な主体の参加・協働のもとで推進していきます。

複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、市民の生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、協働して解決への道筋をつけていきます。

ソーシャルインクルージョンを基本理念とし、取組みにあたっては、セーフティネットやユニバーサルデザインの視点を大切にします。

(2) 重点施策等

- 市民の福祉意識を醸成するための啓発運動や福祉学習を進め、地域福祉に参加する「人づくり」を行うとともに、社会福祉協議会活動の市民への浸透を図る広報活動を積極的に展開します。
 - ・ 「ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動」の推進、福祉体験学習等の実施
 - ・ ボランティア、地域活動者、社会福祉事業従事者、NPO、コミュニティビジネス等地域福祉に参加する人々の養成・研修（市民福祉大学等）
 - ・ ボランティア活動の推進等

- 各区社会福祉協議会との連携のもとに、住民相互の支え合い活動を育成・支援するとともに、複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、課題の共有から解決への道筋をつけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化します。
 - ・ 地域の多様な主体の参加・協働による重層的な地域見守り活動のネットワークを構築するとともに、地域住民が互いに助け合い支え合える共助の仕組みづくりを支援していきます。
 - ・ 制度の谷間や枠外にある市民ニーズ、複雑化・複合化する市民ニーズを受け止め、生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、解決への道筋をつけます。また、そのための地域におけるニーズ把握や総合相談機能を強化します。
 - ・ 民生委員やふれあいのまちづくり協議会等の地域住民組織、ボランティアグループ、NPO、事業者、社会福祉施設、あんしんすこやかセンター等の専門機関や行政等とのネットワーク化を推進し、（仮称）地域ケア会議を開催し協働して課題解決にあたっていきます。

- ・ 小地域レベルで対応が困難な福祉課題については、関係行政機関や専門機関、NPO等とネットワークを構築し、サービスや資源の検討・開発を行い、地域の実情に応じた必要な取組みを先駆的に実施します。
- また、普遍化が必要なものについては、施策化の提言も行っていきます。

- 市民の安心・安全を担保する福祉のセーフティネットの構築のための事業を公共性の高い団体として責任ある体制のもと実施します。
 - ・ 成年後見支援センター（市民後見人の養成、後見活動の支援等）
 - ・ 生活福祉資金貸付 等
- これまでの多様な事業実施により蓄積された専門的な技術、知識、経験、ノウハウを活かし、より高度な専門性が必要とされるサービスにも取り組んでいきます。
 - ・ 専門的機能を有する拠点児童館の設置・運営
 - ・ 障がい児の療育指導、障がい者の地域生活支援
 - ・ 若年認知症者支援 等

「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」と連携を図り、公民協働の地域福祉を推進します。

- 地域福祉に参加する主体としての「人づくり」を行います。
- 身近な地域での「共助」をベースとした見守りや支え合いなどの地域福祉活動を育成・支援します。
- 地域福祉への多様な主体の参加を促進し、全市、区、概ね中学校区、小学校区、近隣の各圏域での重層的なネットワークを構築するとともに、それぞれの圏域の地域福祉の課題解決に向け連携・協働して取り組めるよう地域福祉のコーディネーターとしての役割を担います。
- 新たな福祉課題に対応する先駆的・試行的事業についても取組みを進め、普遍化すべきものについては、施策化の働きかけも行っていきます。
- 市民のセーフティネット構築のための事業を公共性の高い団体として、責任ある体制のもと実施していきます。
- これまで蓄積された専門的な技術、知識、経験、ノウハウを活かし、市民のニーズをもとに、より高度な専門性が必要とされるサービスにも取り組んでいきます。

1. 計画の工程表

“こうべ”の市民福祉総合計画2015の実施期間である平成23年度から27年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取り組みを行う重要な期間です。

そのため、5年の間に、着実に施策を進めていく必要があります。

平成23～27年度(2011～2015年度)の実施計画 工程表

事項	現状(2010)	2011	2012	2013	2014	2015	達成すべき成果等
ふれあいのまちづくり協議会の機能強化	地域福祉活動を推進 一部では構成員の高齢化等により活動継続に課題	協議会ごとに課題抽出(ワークショップ等)	協議会ごとに方針づくり(ワークショップ等)	協議会ごとに計画策定(地域の実情に応じて) 構成団体間のつながりの促進			・ふれあいのまちづくり協議会の自律・機能向上(課題対応力) ・地域福祉センターの拠点化
地域福祉センターの身近な拠点としての活用		情報提供機能の推進		交流機能・相談機能の推進			
地域福祉ネットワークカー(仮称)の配置	分野ごとに専門機関等が増加	1～2区程度で人材配置と連携モデル実施と検証	～5区程度で実施・検証	概ね全区で実施・検証		全体の検証と施策への提言	・分野を越えたネットワークの充実による円滑なつながりの実現
支え合い活動の促進	サービス等が増加 支援策等が未整理	情報収集と提供の推進			高齢者・子育て・障害者向け支援サービスの拡充 制度外サービスの検証と制度化の検討		・サービスの量的拡大 ・当事者参加の拡充 ・就業の拡充 ・市民還元の増
コミュニティビジネスの推進	コミュニティビジネスの必要性の提起	情報収集と提供の推進			コミュニティビジネス検討・実施のためのワークショップ・企画・立案等 コミュニティビジネスの支援策の検討・実施		・市民後見の充実
権利擁護事業の推進	成年後見支援センター設置・活動準備	市民後見人の養成	市民後見人の活動開始・支援	新たな市民後見人の養成 市民後見人の活動支援			
見守り活動の推進	民生委員・見守り推進員の活動推進	民生委員・見守り推進員の活動充実			新たな見守り機能付加等による見守り活動の充実		・見守り活動の量的拡大
自殺対策の推進	基本計画の策定	総合的な自殺予防対策の推進			自殺予防情報センター(仮称)を設置し、専門相談等を実施		・自殺数の減少
市民福祉総合計画の見直し	市民福祉総合計画の見直し	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 新たな取組みの検討	検証・評価 次期計画の策定	・市民福祉の理念を実現する新たな計画

取り組みの増加
・課題の克服

↓

参入拡大
雇用の増
安心の増
生活の質向上
尊厳の維持・回復

↓

未来に希望を持てる地域社会
新たな成長へ

(国の動き等見込)

(介護保険制度の改正)

(障害者自立支援制度改正、子ども・子育て新システム本格施行)

2. 将来の姿

5年先、さらには、10年・15年先の神戸においても、市民一人ひとりが自ら及び家族の生活自立・維持向上に努めるとともに、より多くの市民が、自らの知識・知恵・技術を活かし、「人とつながり支え合って暮らす」という気持ちを持って、率先して市民福祉の向上に取り組んでいる姿を目指します。

また、事業者及び行政が有している知識・技術や建物・設備等が、より普遍的に、市民福祉の向上のために活かされるよう取り組んでいきます。

これからも、少子・高齢化、支え手となる世代の減少などが続き、市民福祉の課題も増加すると考えられますが、市民・事業者・行政が協働して、日ごろからの地域での意見交換を活発にし、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな福祉を推進することを可能としていきます。

その結果、市民の生活の安心につながり、市民が将来に明るい期待を持てる地域社会が構築されて、市民・事業者・行政の相互の福祉力、課題に寄り添い解決する力が高まっていくことを目指します。

3. PDCAによる進行管理と新たな施策への取り組み

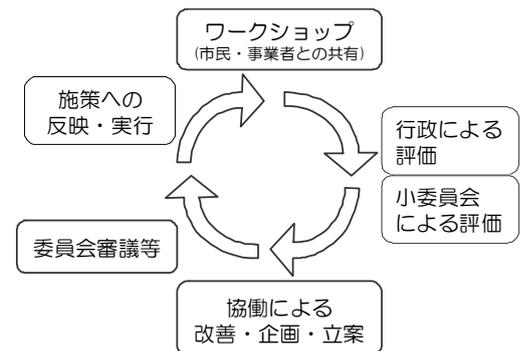
なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直していくこととしています。

計画の進行及び成果の検証・評価、さらには、情勢の変化を踏まえた新たな協働の取り組み方策の企画・立案にあたっては、市民福祉調査委員会に小委員会を設けるなどして、市民・事業者・行政がともに、検証・評価～企画・立案に参加することにより、過程の「見える化」を図っていきます。

また、地域福祉ネットワーク(仮称)、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、NPO等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の改善・変更を提案できる機会を設けるなど、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

制度を横断する仕組みについては、行政内部で局間、局と区との議論を進めるとともに、国・県・他の地方公共団体と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。

【進行管理のイメージ】



資料

1. はじめに

神戸市では、昭和 52 年に「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定し、以降 9 次にわたり市民福祉総合計画を策定し、時代にあった市民福祉施策を総合的・体系的に推進することによって、市民の多様化する福祉ニーズに添えてきた。

この間、人口減少・少子超高齢社会の到来、生活様式の変化や家庭及び地域機能の低下、介護保険・障害者自立支援サービスの措置から契約による利用への転換とサービスの市場化、経済情勢の変化と雇用の不安定化 などの新たな問題が見られ、このままでは、市民福祉条例が定める市民福祉の理念に基づく施策の実施に著しい影響が生じているといえる。

神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、このような社会の仕組みが変革する中で策定を予定している、次期市民福祉総合計画（平成 23 年度～平成 27 年度）におけるサービス提供の基盤となる仕組みを確立するための、現在の市民福祉をめぐる課題を点検及び検証することを目的として、平成 21 年 3 月設置された。

ワーキンググループでは、平成 21 年 3 月～22 年 2 月までの間に、計 9 回にわたり議論を行った。そこで出された課題やその要因並びに解決の方向性について、報告を行うものである。

2. ワーキンググループの取組方針及び検討のプロセス（点検・診断等の視点等）

(1) 市政の基本は、言うまでもなく、市民のいのち・暮らしを守ること、人間を大切にすることであり、そのため、次期市民福祉総合計画は、市民が真に幸せになるように市民福祉の制度設計がなされているのかどうかなど、市民福祉条例の原点に立ち返ったうえで、点検・診断及び検証し、課題解決の展望を切り開くものでなければならない。

(2) ワーキンググループでは、社会の仕組みや個人の価値観が、企業の雇用慣行の変化（非正規雇用の急増など）や、家族の縮小（少子化・非婚化やひとり暮らし高齢者の増加など）などに見られるように大きく変容し、市民の抱える福祉課題が増加しているとの認識のもと、危機感に言及するというスタンスで課題の抽出と点検・整理を行うこととした。

(3) まず、市民福祉に関する仕組みについての課題（制度内容や運営のほころび）はどんなことがあるのか、行政や事業者等に対してヒアリングを行い、課題を抽出した後、第一段階として、サービス提供側からの視点により①サービス提供のあり方、②市・区などの体制、③地域の支え合いという3つの分野に分類整理し、21年7月に経過報告を行った。

また、経過報告以降においても、さらに、事業者や有識者にヒアリングを行い課題の抽出に努めた（ヒアリングした団体・有識者は24になる。）。

(4) その後、課題の要因分析を進めていく過程で、従来のような、個々の課題ごとに解決策を示していくような対応のみでは、ユーザーとしての市民側からみたとときに、特に複合化した問題に関しては、市民がサービスにアクセスできなかったり、サービス提供の基盤となる仕組みが適確に機能しないなど、制度と市民ニーズとが十分に結びついていない課題が見られ、また、緊急性や優先性が考慮されないなど、非常に非効率なものになると懸念された。

(5) そこで、課題解決の展望を切り開くために、ヒアリングの事例から見出された、12件の複合的な生活課題を抱えた市民の状態像に依じて、問題事例の発見・相談過程・サービス提供の各場面において、支援者間などの「連携」、相談援助の「総合化」、「新たな仕組みの構築（開発）」、窓口など「アクセス」を共通する重要な視点と定めて、課題の検証と、どのような改善を行えば解決・緩和に結びつくのかについての方向性を提示することとした。

3. 課題の検証と対応策

(1) 課題の検証

認知症、母子家庭、低所得など、複合的条件を抱える12件の具体的事例について、課題を点検・整理したところ、発見・相談・サービス提供段階の各場面において、連携・総合化・仕組みの不備（開発）・アクセスという課題の視点ごとに、次表に掲げる課題とその要因を整理した。

(課題の検証)

	発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
連携の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関やサービス事業所が障がい者・高齢者等対象者別で分かれているため、連携不足により見過ごされる ・地域で対象となる人の個別の行動に対する理解が進まないため、発見と早期対応の連携がとれていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度の知識が不十分なことや自らの相談業務等が多忙のために、退院後の在宅療養や介護施設との連携、発達障がいに関して相談者と医療職との連携、ひきこもり支援機関と生活保護ケースワーカーとの連携、雇用・住宅・生活保護などのワンストップ相談体制、学校から支援機関への引き継ぎ など各所での連携不足の課題が指摘された ・連携が引継ぎで終わり、複数での対応になりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の課題は、相談過程からサービス提供段階に至っても同様である(医療と介護の連携が不可欠、支援機関同士、支援策間の連携など) ・地域での担い手減、対象者増のため、見守りやちょっとした生活支援ができる連携体制をとりにくい ・個人情報保護のため、サービス提供者と近隣の支援者とが情報を共有できない
総合化の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民組織は課題の多様化に対応できていない ・地域住民や民生委員は、どの段階で専門機関に相談するのがよいかわからない ・地域住民は関わりが煩わしい、ゆとりがないため気づきにくい ・身近なところで相談できず孤立している ・住民は、誤解や偏見により関わりを避けようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々に生活状況、家庭や地域の介護力が異なるため、相談者が個別支援できなければ安心して在宅生活できない ・生活保護対象世帯の増加・複雑化により、きめ細かい対応が難しくなっている ・発達障がい者支援など子どもから大人までの総合的な相談体制が不十分である ・失業者が手当や貸付相談を別の窓口とするのは恥ずかしい ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の手続きに時間がかかる ・住民は、要援護者の対応について見守りより排除(施設入所等)を求めることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス化の進行により地域での支え合いが減少している ・退院する場合などに在宅サービスを速やかに提供できない ・当事者に自覚がないと、支援者間で個人情報共有が困難なため支援体制が組めない ・メンタル又は能力的な特性から、他の社員に交じって働くことができない若者が増えている ・非正規雇用者は、賃金や雇用条件のレベルが低く抑えられ、経済的に不安定な生活になる

	発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
仕組 みの 不備 (開発) の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者のハイリスク者の発見がまだ不十分である ・区の人員が減って地域にアプローチしにくくなっているほか、相談機関の後方支援にもバラツキがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理などの手続きに時間がかかる ・病院や介護施設は重度者重点化や経営面から人的余裕を持たせることが難しく他機関との連携を図るための人員を十分に配置できていない ・引きこもり初期段階での相談体制が不足しているため、障がいの進行やうつ傾向など複合課題を誘発する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービス提供には限度があるため、ちょっとした声かけなど生活の中での困りごとに十分に対応できていない ・特養申込者は減少せず、面的基盤は未だ充足していない ・地域でひきこもり者を見守る仕組みは乏しい ・成年後見などが増加しているが後見人が不足している ・企業の雇用減で就職先がなく、失業期間が長期化している ・お金や衣服が無いために就職活動できない
ア ク セ ス の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知機能低下により他人に相談できず不安になっている ・当事者は問題を認識できず、相談に至らない ・近隣者が相談窓口を知らない。 ・ちょっとした悩みを近所で打ち明けられず問題が深刻化する ・区は、本人か家族からの相談を原則としている 	<ul style="list-style-type: none"> ・独り暮らしで困っている認知症者には窓口が身近でない ・ひきこもっている若者にとっては相談窓口がわからないし、身近でない ・生活保護と雇用は、相談窓口が異なるため、アクセスしにくい ・福祉事務所は敷居が高く相談に行くには気が引ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに対する費用について、当事者が理解できない

(2) 課題への対応策

(1)で掲げた複合的課題事例に対して、対応策については、既存の制約がある中で、つながりを強化することや、新しい仕組みを導入することなどによって、少しでも速やかに複合的課題を解決できないか、あるいは、多くの市民福祉課題の解決につながるのではないかと、などの視点によって検討し整理した。

この中で、共通して見出された解決の糸口となる方向性を次の4に示している。

(課題への対応策)

	発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
連携	<ul style="list-style-type: none"> ○住民による発見と相談のつなぎのためのマニュアル作成と、NPOなどとの連携支援によるアウトリーチ機能の強化 ○異なる複数の制度の連携支援により、課題の早期発見、早期対応につなぐコーディネーターの設置 ○学校と福祉事務所・支援機関との間等、関係する機関のネットワーク強化 ○雇用窓口と精神相談機関との連携などによる要援護者の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○異なる複数の制度での相談援助者間の連携支援を行うコーディネーターの設置 ○医療と福祉、教育と福祉の連携など他制度に関連する場合の連携のためのマニュアル作成や定期的な合同研修の実施による相談機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○異なる複数の制度での相談援助や利用調整の連携支援を行うコーディネーターの設置 ○医療と福祉、教育と福祉の連携、定期的な合同研修など関係機関の相互の密接な連携強化
総合化	<ul style="list-style-type: none"> ○正しい知識の理解の普及啓発(市民キャラバンメイト、オレンジリボン運動の推進) ○発見のための相談機関のアウトリーチ機能の強化 ○学校教育での正しい知識の普及・啓発 ○NPOを軸とした課題の早期発見、早期対応へのつなぎの重点施策化 	<ul style="list-style-type: none"> ○区の相談機能及びアウトリーチ機能の強化 ○各制度の窓口の集約化やワンストップ化(ワンストップの常設化・定期開催) ○子どもから大人までの総合相談窓口の設置 ○NPO支援による早期対応の充実、相談機会の拡充 ○相談対応者の権限の拡大・裁量性の強化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・教育・雇用など、若者支援のための施策の総合化 ○サービス提供施設の権限・裁量性の強化 ○NPO支援による課題解決機能の拡充 ○発達障がいに関する企業への啓発

	発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
仕組 みの 構築 (開発)	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワーカー等を面的配置することによるアクセス向上とアウトリーチ機能強化による発見力向上 ○早期発見のため見守り、連携の必要性の基準づくり ○(仮称)「みまもりたい」結成など支え合い機能の強化による発見力・対応力強化(小中学生からの参加) ○全世代参加型声かけ訓練による啓発 ○より身近な拠点づくり(公営住宅、空き教室、商店など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○重点地域に区社協・NPO人材投入など工夫(公営住宅、空き教室の拠点化など) ○関係機関ごとに緊急時の判断手続きを作成し、事務の流れ・どこがリーダーシップをとるのか等の仕組みを検討する。 ○申請や相談のための書類作成のサポートを行うワンストップ窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○不足・重点地域への財源投入によるサービス提供量増加 ○公営住宅・空き教室など身近なストックの重点拠点化 ○小規模多機能型居宅介護など、個別対応・24時間・地域密着型サービスの量的拡大と運営の支援 ○ちょっとしたボランティア活動の推進 ○インフォーマルサービス利用料助成などの支援 ○発達障がい者への支援サービス強化 ○緊急的な後見の仕組み検討 ○NPO等の養成による衣服貸与の取組みなど就労での柔軟なサービス提供 ○コミュニティビジネスを支援し、身近なところで選択できる働きやすい環境を創出
ア ク セ ス の 改 善	<ul style="list-style-type: none"> ○予防段階で、早期に気軽に相談できる専門相談の場づくり、安心して相談できる環境づくり ○地域の中で、若者を支える環境づくり(若者も参加しやすい行事、気軽にアクセスできる居場所など) ○児童館、地域福祉センターなどを活用し、地域交流の活性化や気軽に相談できる環境づくりを創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○アクセスしやすい場所での相談窓口の設置と情報提供 ○インターネット活用による事前相談など相談の円滑化・簡素化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後や長期休暇中の居場所づくり

4. 課題への対応策から見える解決の方向性

ワーキンググループが設定し、課題の要因分析を試みた事例は、社会の仕組みや個人の価値観が、企業の雇用慣行の変化（非正規雇用の急増、失業者の増及び失業期間の長期化など）、家族の縮小（少子化・非婚化、ひとり親世帯、ひとり暮らし高齢者の増加など）、認知症の急増や発達障がいの表面化、自治体機能や住民自治の脆弱化などに見られるように、大きく変容し、加速度的に複合化・深刻化している市民福祉の課題事例である。

これらの課題事例については、国制度の根本的な事項にかかる場合があること、地域ごとに異なる多様な背景をかんがみ一律に論ずることが難しい場合があること、財政事情による限界があることなどから、市が単独で課題を解決することが容易ではなく、具体的対応案の提示には限界がある面は否定できない。

しかしながら、市民福祉条例が理念とする市民福祉を実現するために、市民・事業者・行政が、どのようなことを行うべきなのかということを追求することにより、少しでも共通の解決の糸口を見出せるのではないかと考えている。

そのため、ワーキンググループでは、発見・相談・サービス提供の一連の過程における、各課題に共通する解決の糸口として、総合化の観点、連携の観点、新たな仕組みの構築の観点から、次の①～③のような方向性に基づくことが必要ではないかと考える。

① ワンストップサービスの促進

総合化やサービスの仕組みの課題として、制度や仕組みがありながら、課題の増加・深刻化、対応力の不足・減少、時間的ロスなど、社会全体の中で機能低下やひずみが出ているような課題が指摘されている。

また、市では、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）や障害者地域生活支援センターなど、それぞれの施策ごとに多くの窓口を設置しているにもかかわらず、住民にとってわかりにくかったり、さらには複合的なニーズがある場合には複数の窓口で相談しなければならない負担が指摘されている。

障がい者が加齢により高齢者施策に移行する際の切れ目のない支援や、福祉サービスと就職支援、福祉サービスと地域での住まい方の援助などが、総合的に行われることが望まれる。

このため、総合化に欠かせない視点として、やはり、市民のニーズをしっかりと受け止め、幅広い対応が可能となる「ワンストップサービス」機能を充実・促進する必要がある。

市民にとって、居場所として気軽に訪れることができ、ちょっとした情報から専門的な相談まで、幅広い対応ができる窓口であり、相談援助者にとってはネットワーク拠点となる、人と人との出会いとつながりのワンストップサービスとなることが望まれる。

自治会と社会福祉法人とが、互いに連携して、保育から高齢者・障がい者の地域生活及び住民参加の仕組みを、既存の各種制度及びインフォーマルサービスの双方で支えている北須磨団地の取組みは一つのモデルであると考えられる。

② 援助機関・支援者間の連携を支える仕組み

各過程における関係機関同士の連携については、いずれの機関においても、対象となる市民の個別課題の解決のために懸命な努力を行っているにもかかわらず、他制度に関する専門情報が不足していることや、他機関に対する遠慮や若干の温度差などが、緊密な連携を阻害している場合がある。制度の細分化や件数増加が、さらに、連携のスキマを拡げている。

区職員が、異なる分野の専門職間の連携を支援している例、見守り推進員が、多職種連携により地域コミュニティづくり支援を行っている例、ふれあいのまちづくり協議会や民生委員、NPOも含め、多くのところで連携し、協働のアプローチを実践している。

また、東灘区では、医療と介護との連携がケアネットワークによって実践されており、兵庫区では、医療と介護との連携のための共通ツールを用いる試みを行っている。

現在の仕組みの中では、個々の機関や個人の努力にも限界が生じていることから、連携を支える新たな仕組みを制度化してはどうかと考える。

地域コミュニティを軸として、多様な関係機関・関係者との間にネットワーク構築を主たる業務とするコーディネーターを配置して、関係者それぞれの力を最大限に引き出し、重ね合わせることができる人材を登用することで、複合的な課題を抱えた市民に対しても円滑で柔軟な支援が可能となる。

例えば、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター、市内 74 カ所）には、それぞれ社会福祉士が配置されており、現行業務の多忙さに配慮する必要があるものの、面的に専門職が配置されている機能に注目すべきであり、さらには、区社会福祉協議会のソーシャルワークカも存分に活用されるべきではないか。

③ コミュニティビジネスの推進

複合化した市民福祉の課題など、検証を行った課題に対しては、現実的には、市及び事業者並びに地域自治組織などが担ってきた従前の仕組みや機能では、対応が限界に達してきている。

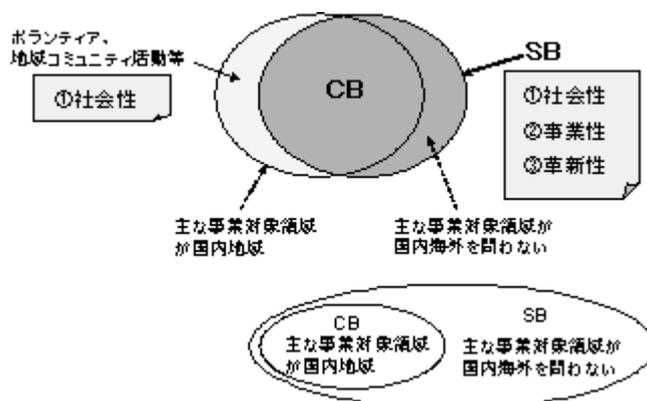
一方、市では、協働の理念に基づく市民主体のまちづくりを進めてきており、阪神・淡路大震災後に根付いたNPO活動やボランティア活動が、地域の様々な組織と連携しての身近な課題解決の取組みを広めてきているが、これらの活動の自律性及び事業性をより高めていく必要もある。

そのため、これからは、市民、事業者及び市が協働して、「新しい公共」の仕組みを構築して課題に立ち向かうことが求められ、その仕組みを担うものとして、地域の社会的課題を事業性・革新性を加味して解決していこうとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを支援し、推進していくことが求められる。

コミュニティビジネスは、地域コミュニティ活動などを市民のニーズの変化に機敏に対応して展開するものであり、市民に対して「新しい公共」サービスを提供するとともに、地域で障がい者、高齢者、ひとり親、失業者など多くの人に参加し、生活と調和した多様な働き方（ワーク・ライフ・バランス）が展開されるものと期待できる。

<コミュニティビジネス（CB）とソーシャルビジネス（SB）の関係>

（出典：経済産業省 ソーシャルビジネス研究会）



両者ともに社会的課題の解決をミッションとして持つもので現段階では明確な区別がされていないが、ソーシャルビジネス研究会報告書では、一定の地理的範囲の有無により整理がされている。

5. 終わりに

ワーキンググループでは、事業者や市などの提供者側からの視点だけではなく、利用者側の視点にも立って、複合的課題事例などの共通要因を整理し、対応策を検討・整理する過程で、共通して見えてきた、取り組むべき方向性を4に示した。

市が複合的課題を抱えた市民に対して優先して適確に対応していくことにより、市民の安心・信頼と、市民・事業者と市とが力を発揮して、対等に市民福祉を担う市民社会が実現され、多くの課題に対する、解決可能性が向上するものと考えられる。

また、それぞれの地域ごとには、様々な生活背景、住民課題・ニーズ及び日常の住民・事業者の活動が多様であることを踏まえ、市は市民・事業者とともに、地域において互いを信頼し支え合うことにより課題を克服していく地域福祉をさらに実践していくべきである。

なお、社会・経済状況は今後も変化し続け、複合的課題も増加・多様化が予測されることを踏まえると、市は市民・事業者とともに、問題化の防止・予防と深刻化防止のために、絶えず情勢の変化に応じたサービス提供の仕組みの評価と改善を目指す努力が必要である。

今後は、4に掲げた方向性の具体化も含め、サービス提供の基盤となる仕組み、先行している優れた取組みを普遍化できるような仕組みなどを確立するために必要な施策について、次期市民福祉総合計画を市民とともに策定していくことをのぞむものである。

(注釈)

「障がい」の表記について

「神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ報告書」では、平成22年2月の策定時より、「障害」と漢字表記を行ってきましたが、本計画では法令・条例等に基づく表記を除いて「障がい」とひらがな表記を用いることから、整合性を図るために「障がい」表記に改めています。なお、「障害者自立支援サービス」については、障害者自立支援法に基づくサービスと同義語として使用していることから、漢字表記のままとしています。

ワーキンググループ審議経過

回	開催年月日	議論テーマ等
第1回	H21.3.5	ワーキンググループの設置趣旨、進め方について
第2回	H21.3.18	テーマや論点、取上げるべきニーズについて
第3回	H21.4.2	テーマや論点、取上げるべきニーズ、ヒアリング方法等について
第4回	H21.5.12	ヒアリング結果、市民福祉に関する仕組みについての課題（案）について
第5回	H21.6.9	市民福祉に関する仕組みについての課題（案）について
⇒	H21.7.22	市民福祉調査委員会へ経過報告
第6回	H21.12.3	市民福祉に関する仕組みについての課題について ・課題の要因分類 ・課題の克服方法（提言）案
第7回	H21.12.11	市民福祉に関する仕組みについての課題について ・課題の要因分類（ユーザーサイドからの分類） ・複合問題を抱えた人の課題整理とその対応策
第8回	H22.1.26	市民福祉に関する仕組みについての課題について ・複合的条件を抱える事例 ・ワーキンググループ報告書（案）
第9回	H22.2.3	市民福祉に関する仕組みについての課題について ・複合的条件を抱える事例 ・ワーキンググループ報告書（案）
⇒	H22.2.17	市民福祉調査委員会へ最終報告

- ・関係課・団体に対するヒアリング（事務局により実施）

平成21年4月8日～平成22年1月22日 合計24回

保護課、子育て支援部、高齢福祉部、障害福祉部、区役所（4区）、子ども家庭センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人（4法人）、NPO法人（3法人）、コープこうべ、医療関係者

市民福祉調査委員会 小委員会では、これからの地域福祉のあり方や総合的・体系的な市民福祉の仕組みの構築を展望した次期計画を策定するために、議論を重ねるとともに、ワークショップを開催してさらに市民との課題・方向性の共有に努めました。

ワークショップは、平成 22 年 7 月 12 日～23 日のうちの 3 日間に 4 回実施し、民生委員・児童委員や地域住民組織、事業者、NPO、一般市民など延べ 60 団体 65 人の方に参加していただき、活発な議論をしていただきました。

そのワークショップを通じて見えてきた意見・提案は、次のとおりです。

<ワークショップを通じてみえてきた意見・提案>

<p>ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度未整備・制度はあるが量的に不足 ○ 行政の制度設計と現場との間に認識のギャップ ○ 複合ニーズを複合化されたものとして対応する必要 ○ 自らの判断につなげるため地域の基礎的データを共有 ○ 地域福祉センターが住民の身近な場所として、初期相談の役割を担ってほしい ○ 地域福祉センターに人が常駐し情報提供してほしい ○ あんしんすこやかセンターは高齢者にかかる全ての情報がわかるように
<p>コーディネーターを配置し、支援者間の連携を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異分野・異業種の支援者が定期的に集まる場が有意義 ○ 制度と制度外のサービス間で連携を密にできないか ○ ふれあいのまちづくり協議会には、別団体と連携して活性化、ふれあいのまちづくり協議会自らが権限等を一本化して対応しているタイプがある ○ ふれあいのまちづくり協議会同士の交流、ふれあいのまちづくり協議会とPTA・企業・NPOなどとのつながりが必要 ○ 地域人材は豊富だがふれあいのまちづくり協議会などにつながらない ○ 団塊の世代の取り込みに早めに取り組むことで次の担い手を発掘・養成すべきである。

地域福祉活動の今日的展開を支援・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域からコミュニティビジネスで継続性を高めようとする動きが出ている ○ 住民が定期的に勉強会を行うと気付きにつながる ○ 小地域で、住民組織・事業者等のワークショップが必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が市民意識をサポートすると少数者への理解が進む ○ 行政は最後のところをしっかりと対応

これらのワークショップにおける意見・提案や小委員会における議論から、次期計画策定における必要な考え方として、次のことが示されました。

- (1) ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化
 - 複合的な福祉ニーズに対しては、分野ごとの対応だけではなく、異なった分野の支援者が連携・協働して、総合的に対応することが必要になります。
 - 住民にとって身近な場所における、福祉の情報提供や初期相談に対するニーズは高く、小学校区ごとに配置されている地域福祉センターの活用のさらなる活性化を検討する必要があります。
 - 地域の活動に参加を希望する住民は多いものの、実際の活動にはつながっていない状況であることから、住民が自然に地域の活動に参加できるような仕組みづくりが必要になります。
 - 今後ますます増加する福祉ニーズに対応できるよう、民生委員など地域活動者が活動しやすい環境づくりが必要になります。

- (2) コーディネーターを設置することによる支援者間の連携強化、地域住民組織の他団体との結びつき強化
 - 福祉課題の解決に向け、高齢者や障がい者、子どもなど異なる分野、制度・制度外サービス、地域住民組織同士や別組織などの連携・つながり強化を支援するため、コーディネーターを配置する仕組みが必要になります。

- (3) コミュニティビジネスの支援を含む地域福祉活動の今日的展開を支援・推進
 - 地域住民組織からコミュニティビジネスで活動の継続性を高めようとする動きがあり、地域の自立性を高めるためにも、地域福祉活動の今日的展開を支援・推進する必要があります。

その他、行政の役割として、市民の福祉への理解向上や少数者への理解不足を解消するために市民への広報等をしっかりと行うこと、また、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターなどの日常的な業務をサポートするとともに、対応が困難な場合は責任をもって対応すること、が必要であるとの考え方も示されました。

〈市民福祉に関するワークショップ実施状況〉

開催日	場 所	参加者（団体）	テーマ
平成22年7月12日	神戸市 勤労会館	19団体 23人 民生委員、区社会福祉協議会、事業者、NPO	制度がカバーしていない困りごと／市民ニーズ
平成22年7月16日	神戸市 勤労会館	15団体 15人 民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、子ども会、老人クラブ、NPO、公募市民（市政アドバイザー）、社会福祉法人、マンション管理組合	地域福祉に寄与する地域団体の今とこれから
平成22年7月16日	須磨区民 センター	10団体 10人（須磨区内） 民生委員、区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、NPO、生協、事業者	ワンストップ機能の充実・強化にむけて
平成22年7月23日	東灘区民 センター	16団体 17人（東灘区内） 民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会、社会福祉法人、事業者、NPO、あんしんすこやかセンター、生協、病院のMSW	支援団体からみた地域福祉の機関・団体連携とあり方

資料3 市民福祉に関する意識調査

1. 調査の目的

次期市民福祉総合計画の策定にあたり、「市民福祉」に関する市民の意識を把握し、今後の福祉施策検討等の基礎資料とし、次期計画に反映させることを目的として、意識調査を実施しました。

2. 対象者

神戸市内在住の20歳以上の市民約1万人（単純無作為抽出）

3. 調査方法

郵送によるアンケート方式

4. 調査期間

平成22年3月20日～3月31日

5. 回収数（回収率）

4,292件（42.9%）

6. 調査項目（主なもの）

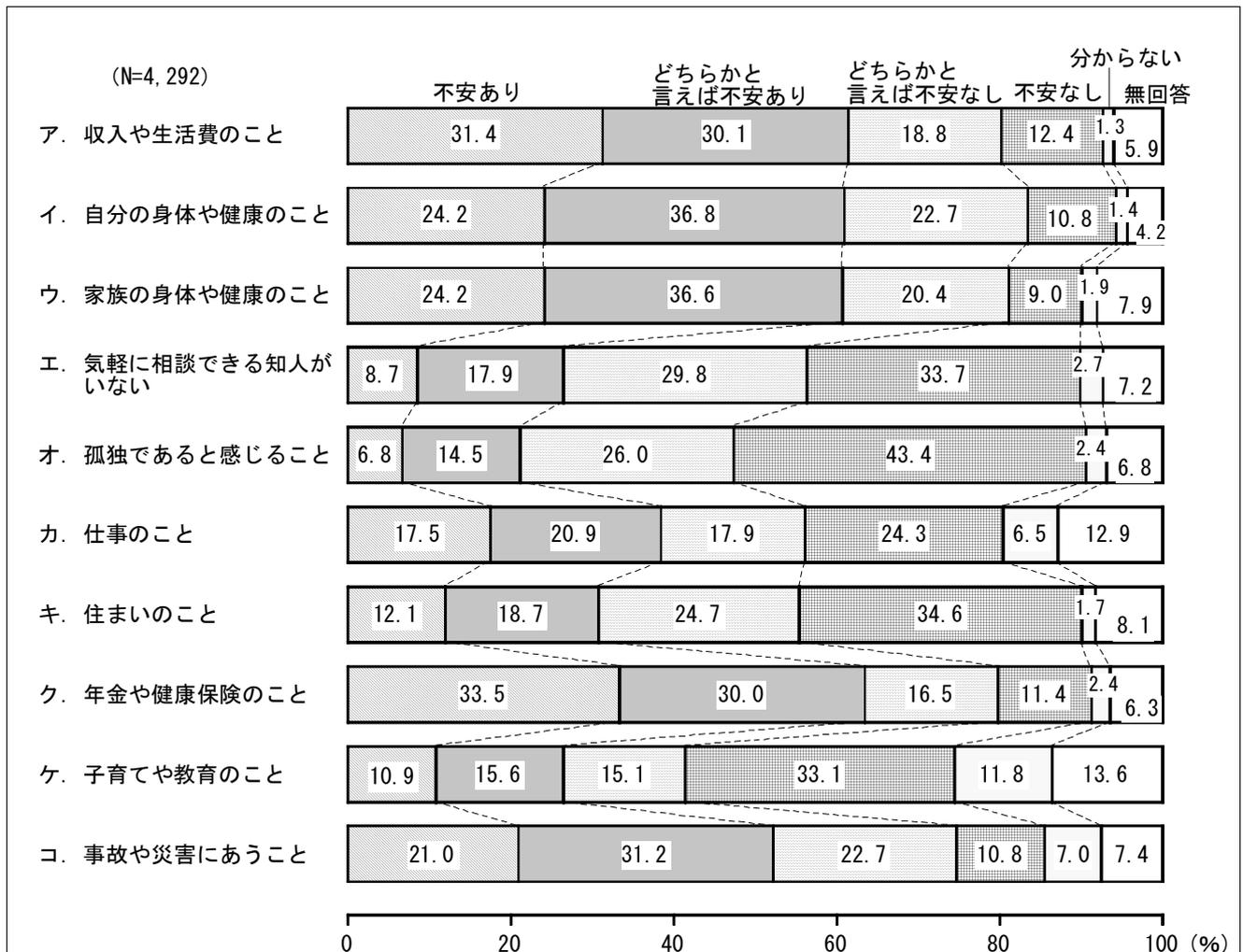
調査項目	質問項目
(1) 日常生活上の不安について	日常生活における不安
(2) 地域とのかかわりについて	地域における福祉の問題 近所付き合いの状況 地域活動への参加状況 地域のつながりに対する考え 地域福祉活動の活性化に必要なこと 事業者に期待する役割 市民と行政との関係に対する考え NPO法人に対して期待すること
(3) 福祉施策やサービスについて	市の相談窓口に対する考え 福祉に関する情報の入手先
(4) ボランティア活動について	ボランティア活動への参加状況 参加しているボランティア活動 ボランティア活動参加にあたって感じること ボランティア活動への参加条件 社会貢献に対する考え方

7. 調査結果

(1) 日常生活上の不安について

【日常生活上の不安】

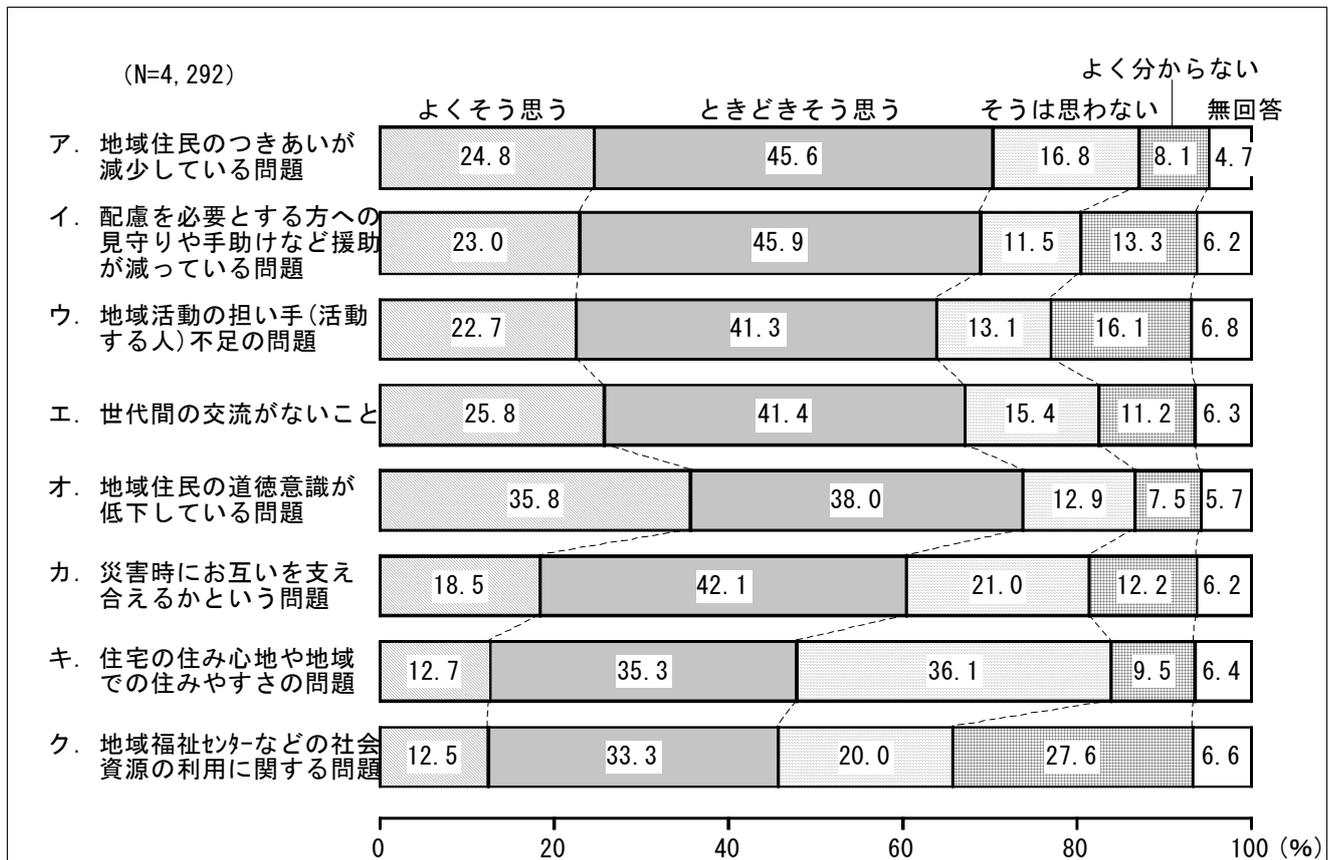
日常生活上の不安として、主な 10 項目についておたずねしたところ、不安があるという割合（「不安あり」、「どちらかと言えば不安あり」の計）が『ク. 年金や健康保険のこと』で 63.5%と最も高く、次いで『ア. 収入や生活費のこと』61.5%、『イ. 自分の身体や健康のこと』61.0%、『ウ. 家族の身体や健康のこと』60.8%などとなっています。



(2) 地域とのかかわりについて

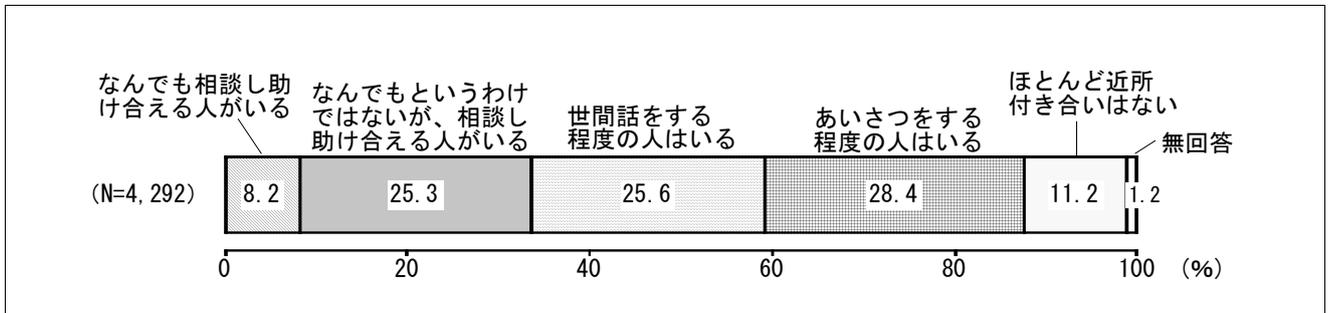
【地域における福祉の問題】

地域における福祉の問題として、主な8項目についておたずねしたところ、問題だと感じている割合（「よくそう思う」、「ときどきそう思う」の計）が『オ. 地域住民の道徳意識が低下している問題』で73.8%と最も高く、次いで『ア. 地域住民のつきあいが減少している問題』70.4%、『イ. 配慮を必要とする方への見守りや手助けなど援助が減っている問題』68.9%、『エ. 世代間の交流がないこと』67.2%などとなっています。



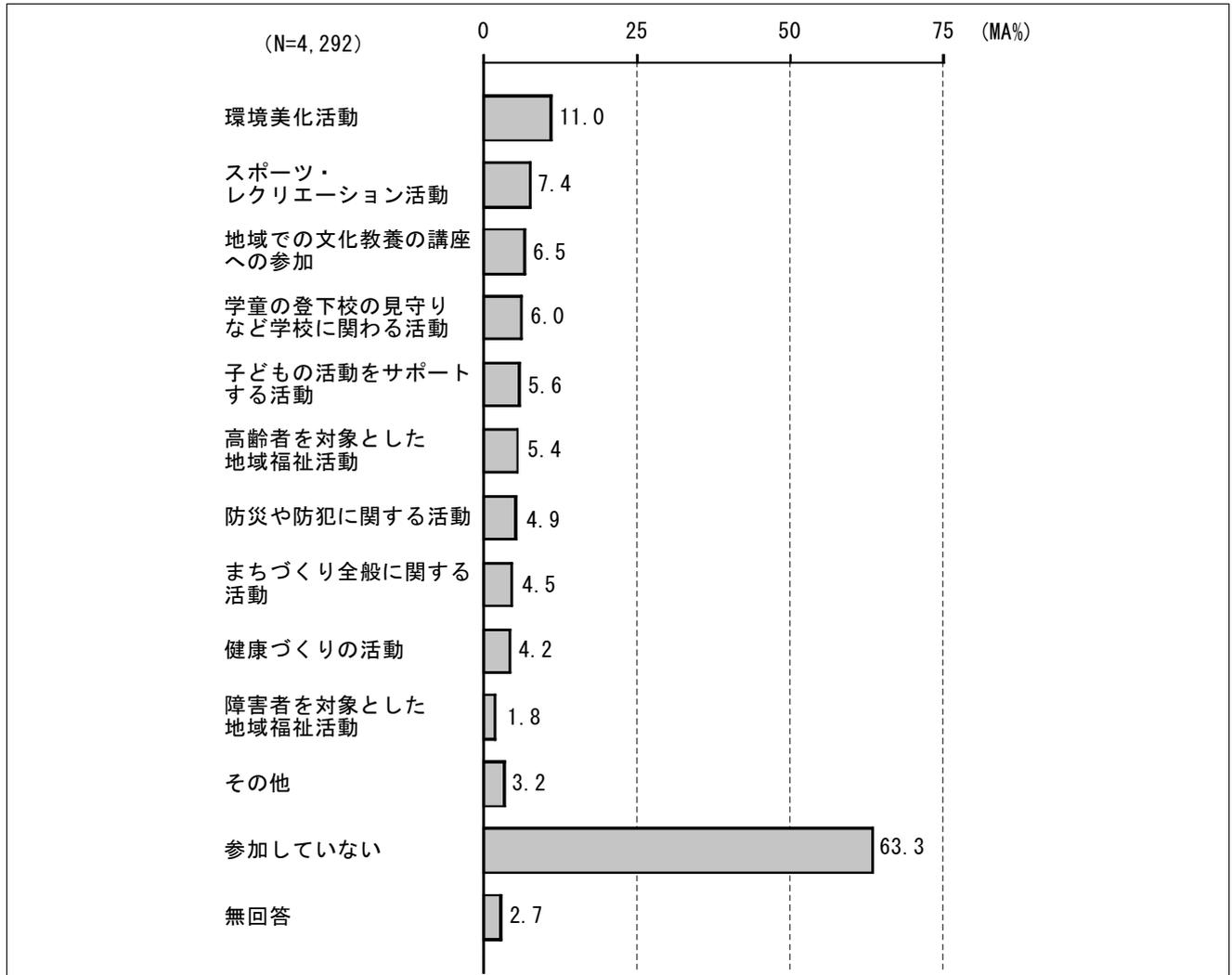
【近所付き合いの程度】

近所付き合いの程度についておたずねしたところ、「あいさつする程度の人はいる」が28.4%と最も多く、次いで「世間話をする程度の人はいる」25.6%、「なんでもというわけではないが、相談し助け合える人がある」25.3%などとなっています。



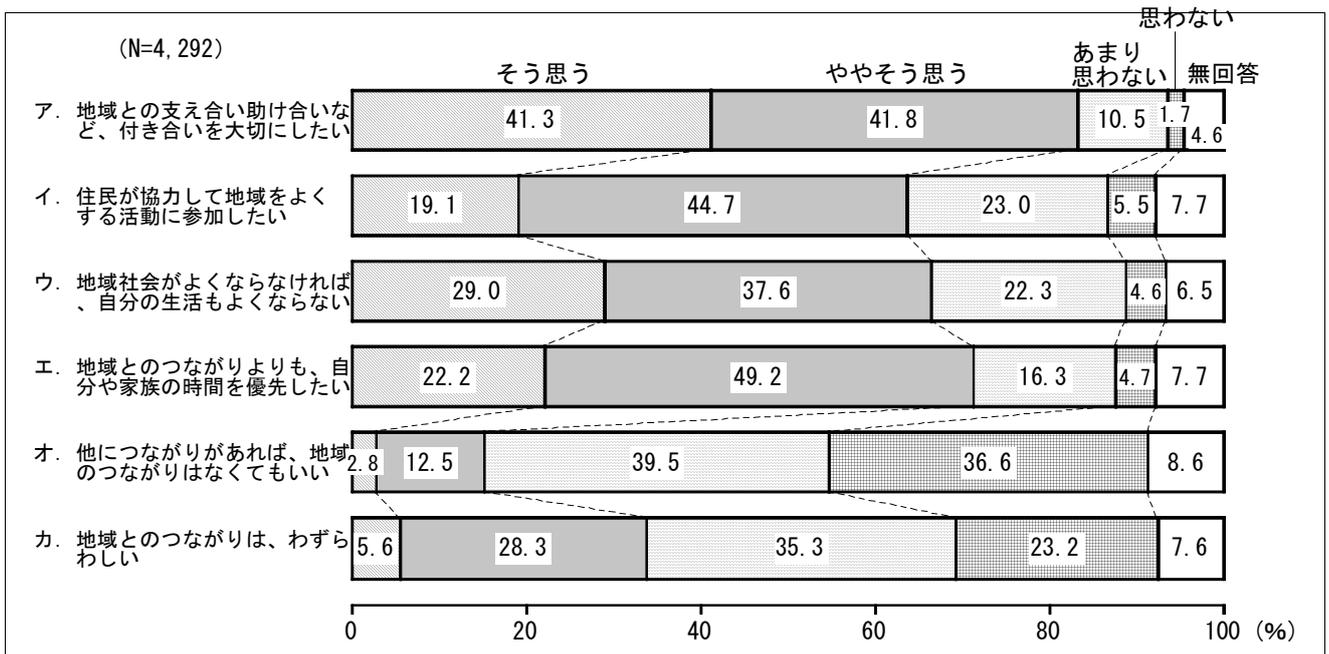
【地域活動への参加状況】

地域活動への参加状況をおたずねしたところ、「参加していない」が63.3%を占めています。一方、いずれかの活動に参加している人の内訳としては、「環境美化活動」が11.0%と多く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」7.4%、「地域での文化教養の講座への参加」6.5%などとなっています。



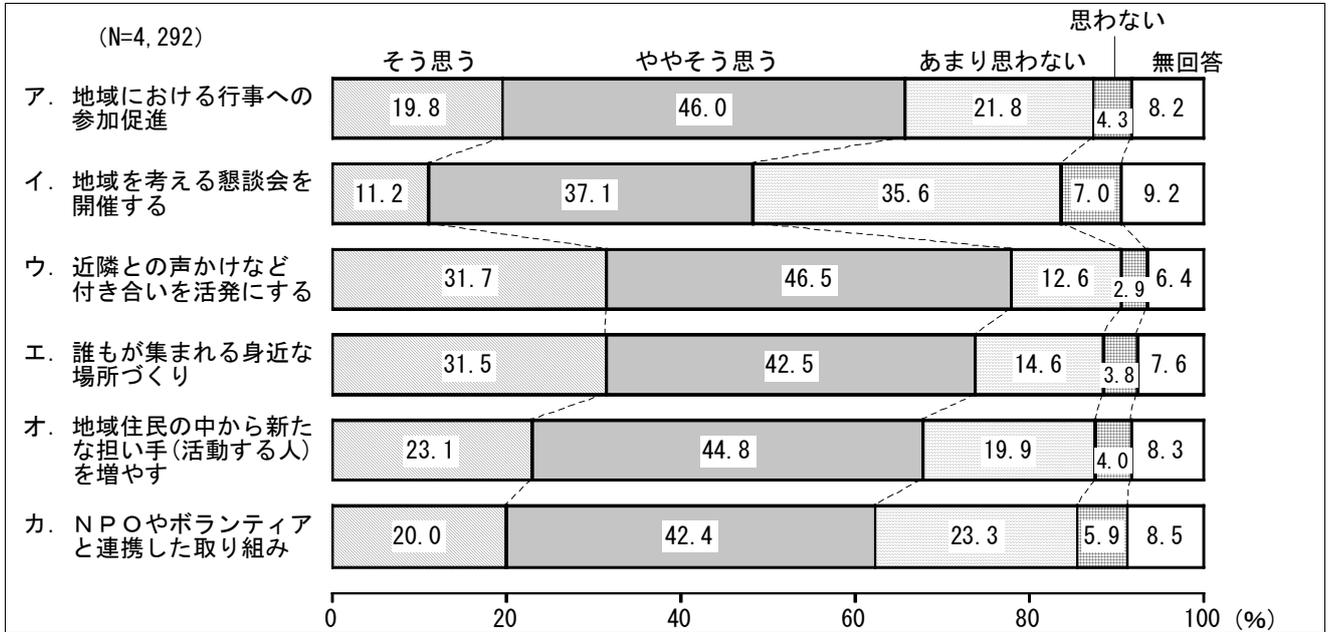
【地域のつながりに対する考え】

地域のつながりに対する考えとして、主な6項目についておたずねしたところ、そう思うという割合（「そう思う」、「ややそう思う」の計）が『ア. 地域との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい』で8割強（83.1%）と最も高くなっているものの、『エ. 地域とのつながりよりも、自分や家族の時間を優先したい』で7割強（71.4%）と次いで高くなっています。一方、『オ. 他につながりがあれば、地域のつながりはなくてもいい』では15.3%、『カ. 地域とのつながりは、わずらわしい』では33.9%にとどまっています。



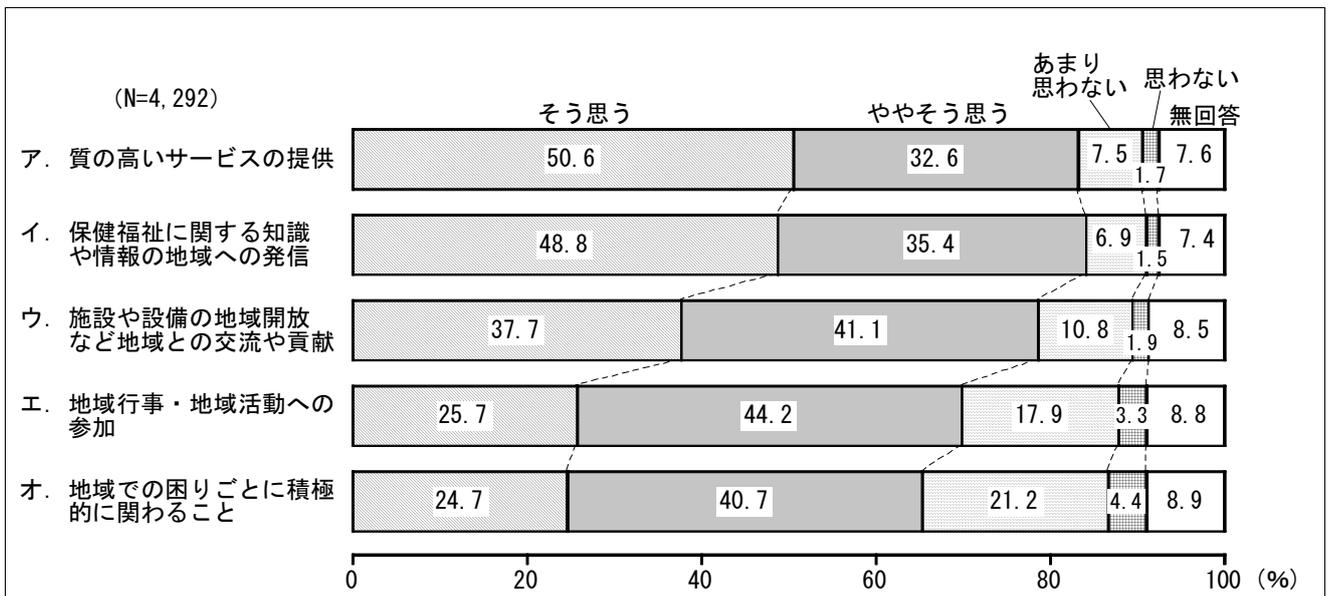
【地域福祉活動の活発化に必要なこと】

地域福祉活動の活発化に必要なこととして、主な6項目についておたずねしたところ、必要と感じている割合（「そう思う」、「ややそう思う」の計）が『ウ. 近隣との声かけなど付き合いを活発にする』（78.2%）、『エ. 誰もが集まれる身近な場所づくり』（74.0%）でともに7割台と高くなっています。



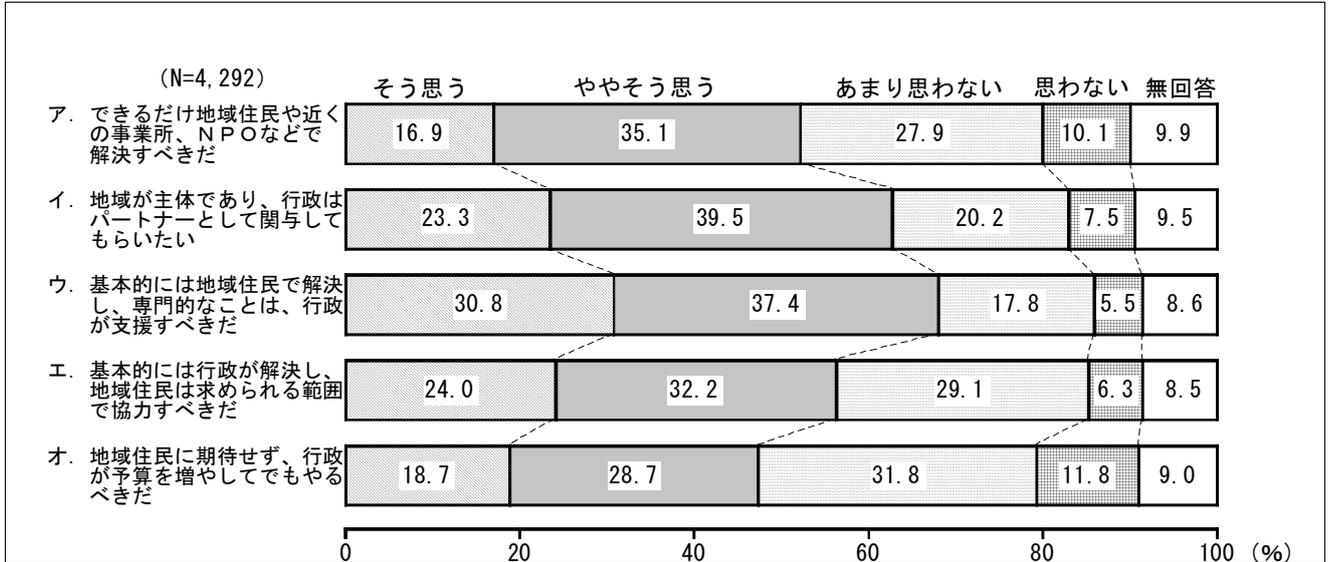
【事業者に期待する役割】

保健福祉サービス（老人ホーム、障害者施設、保育所など）を提供する事業者に対して期待する役割として、主な5項目についておたずねしたところ、期待するという割合（「そう思う」、「ややそう思う」の計）が『イ. 保健福祉に関する知識や情報の地域への発信』（84.2%）、『ア. 質の高いサービスの提供』（83.2）でともに8割台と高くなっています。



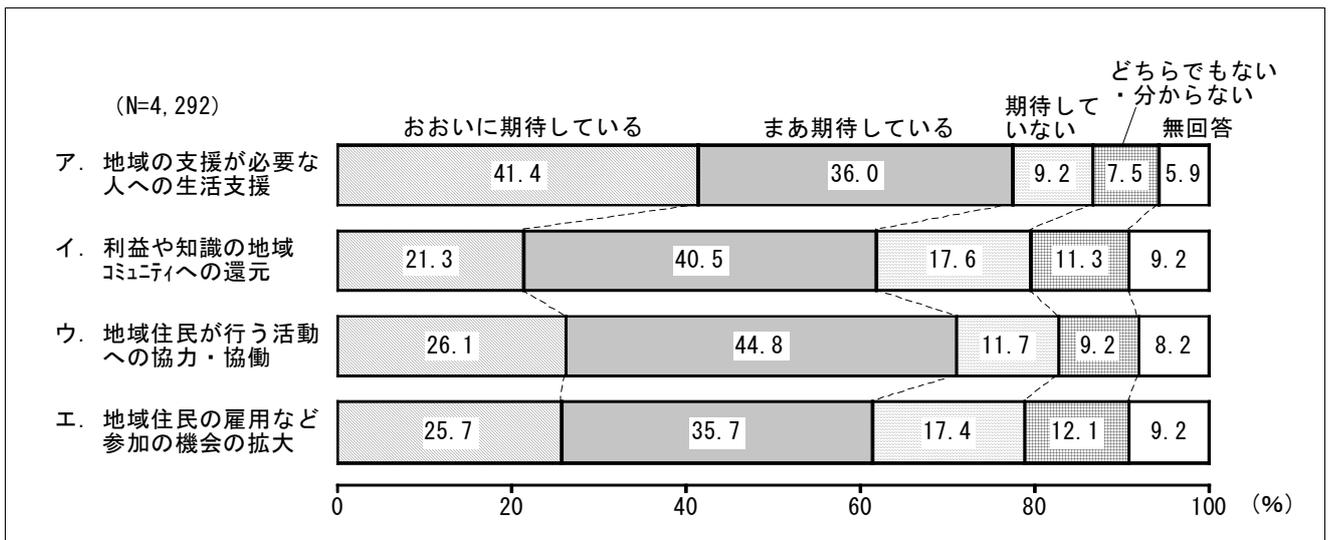
【市民と行政との関係に対する考え】

地域の福祉を充実させていく上での市民と行政（神戸市）との関係として、主な5項目についておたずねしたところ、そう思うという割合（「そう思う」、「ややそう思う」の計）が『ウ. 基本的には地域住民で解決し、専門的なことは、行政が支援すべきだ』で68.2%と最も高く、次いで『イ. 地域が主体であり、行政はパートナーとして関与してもらいたい』62.8%などとなっています。



【NPO法人に対して期待すること】

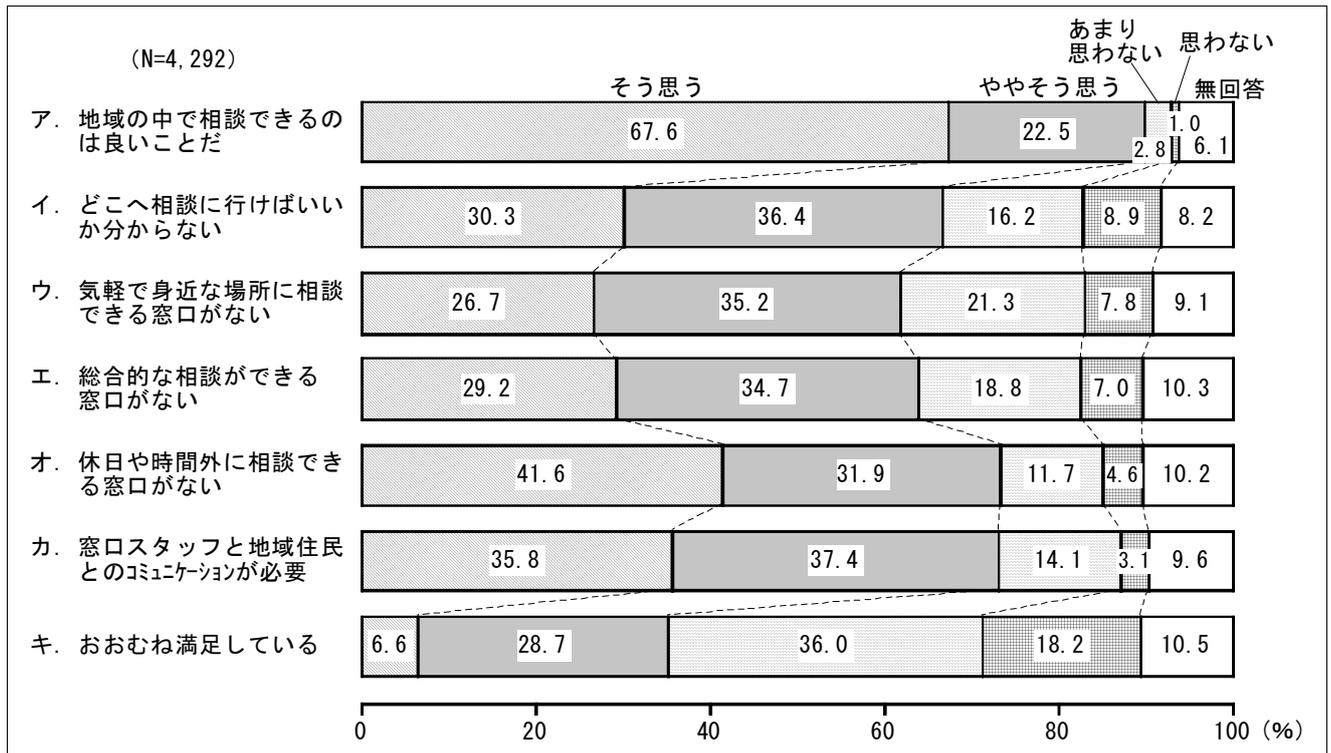
地域で福祉活動を行っているNPO法人に対して期待することとして、主な4項目についておたずねしたところ、「おおいに期待している」が『ア. 地域の支援が必要な人への生活支援』で4割強（41.4%）と最も高くなっています。



(3) 福祉施策やサービスについて

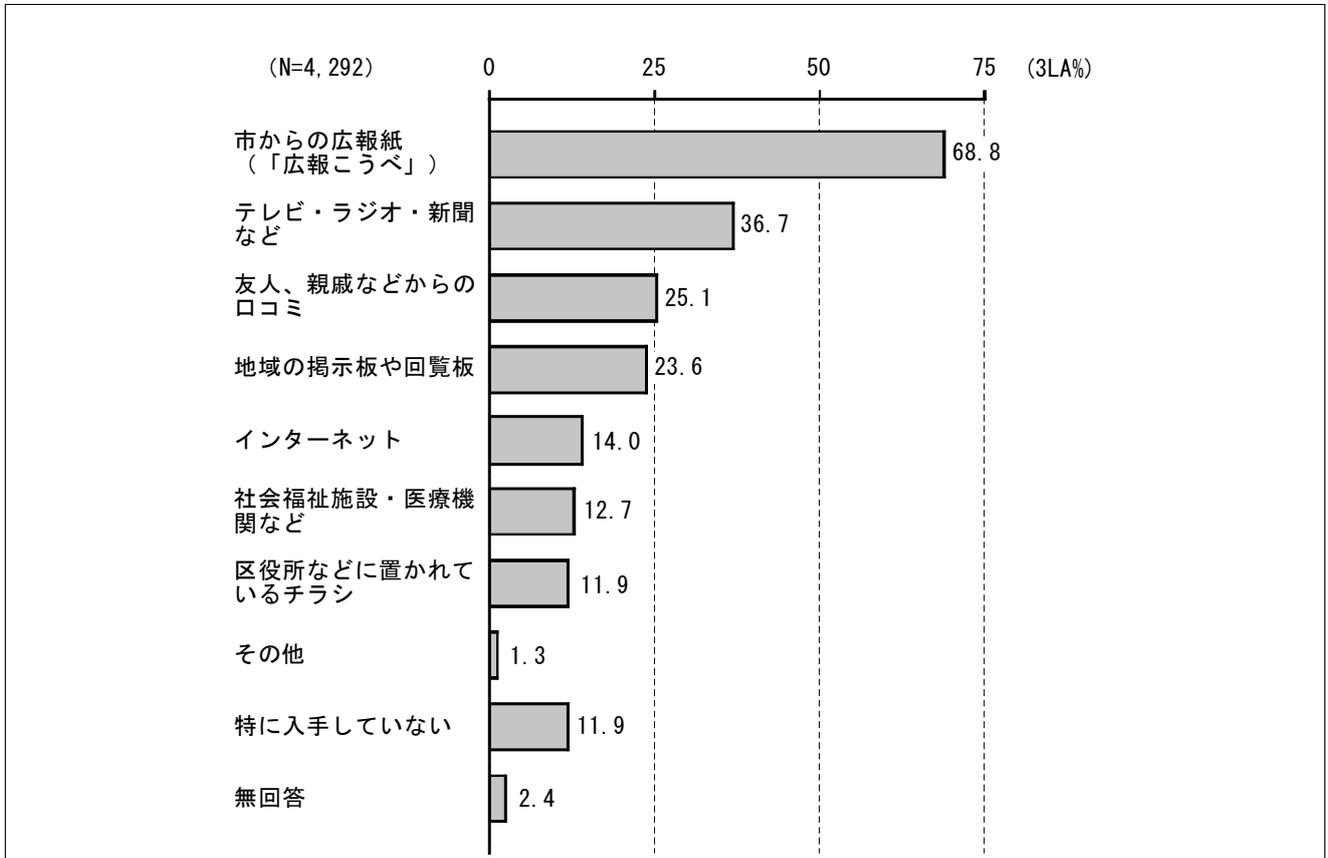
【市の相談窓口に対する考え】

福祉に関する市の相談窓口に対する考えとして、主な7項目についておたずねしたところ、そう思うという割合（「そう思う」、「ややそう思う」の計）が『ア. 地域の中で相談できるのは良いことだ』で約9割（90.1%）を占め最も高くなっています。



【福祉に関する情報の入手先】

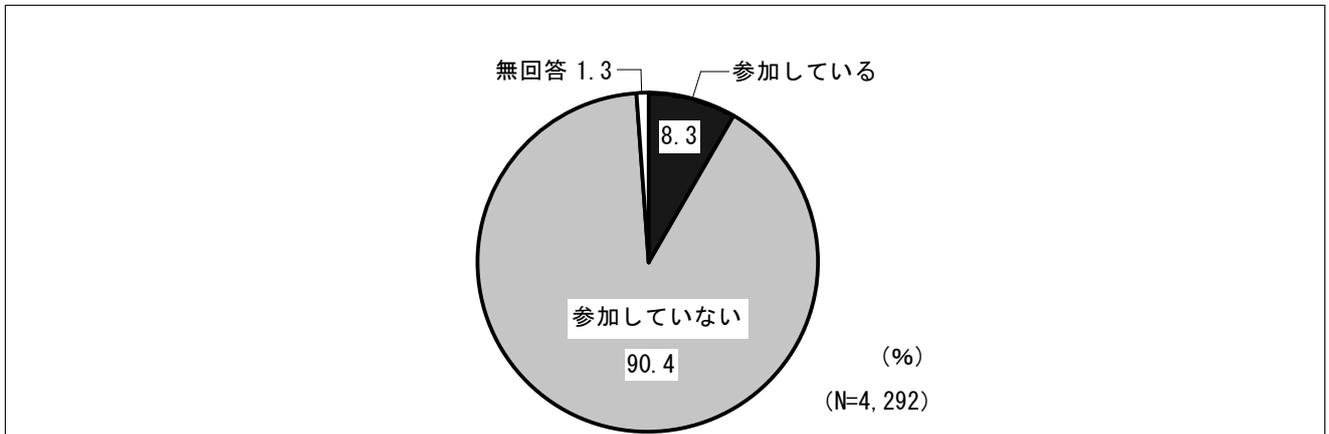
福祉に関する情報の入手先をおたずねしたところ、「市からの広報紙（「広報こうべ」）」が68.8%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞など」36.7%、「友人、親戚などからの口コミ」25.1%、「地域の掲示板や回覧板」23.6%などとなっています。



(4) ボランティア活動について

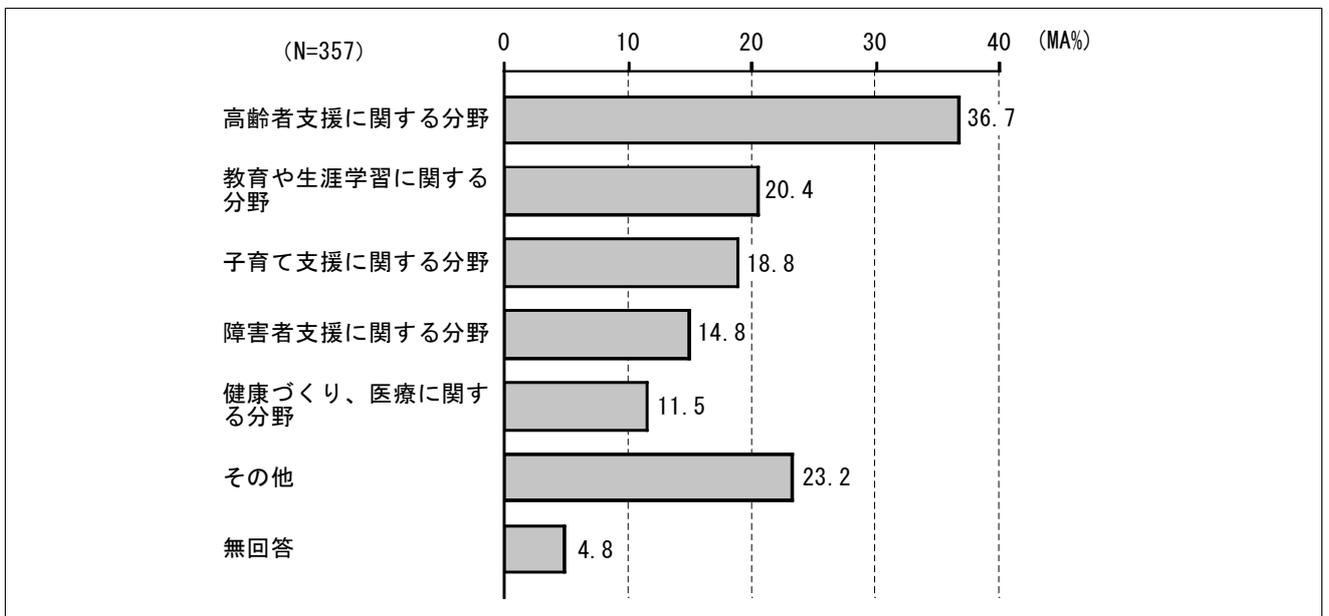
【ボランティア活動への参加状況】

ボランティア活動への参加状況をおたずねしたところ、「参加していない」が約9割（90.4%）を占めています。



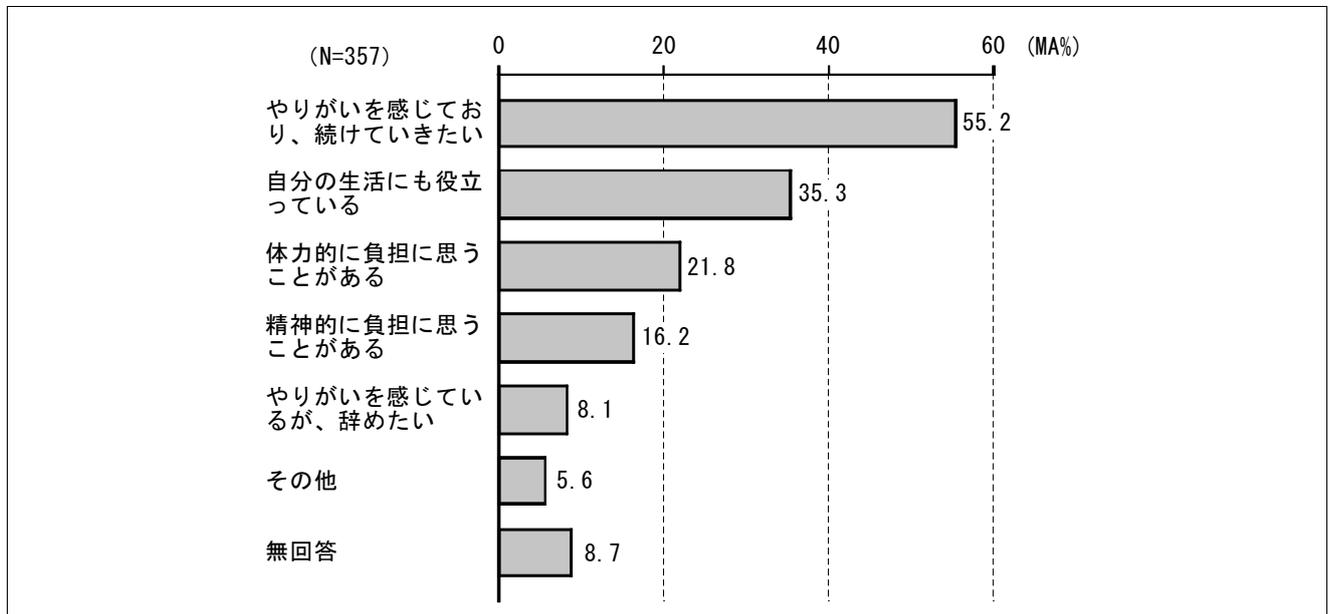
【参加しているボランティア活動】

定期的にボランティア活動に参加しているという人にその活動内容をおたずねしたところ、「高齢者支援に関する分野」が36.7%と最も多く、次いで「教育や生涯学習に関する分野」20.4%、「子育て支援に関する分野」18.8%などとなっています。



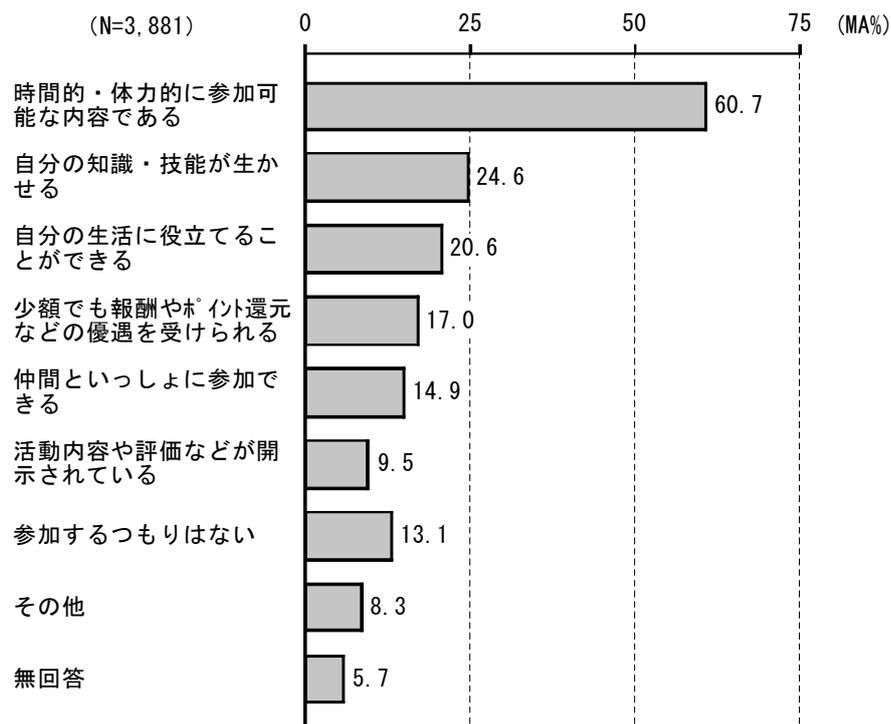
【ボランティア活動参加にあたって感じること】

ボランティア活動への参加にあたって感じることをおたずねしたところ、「やりがいを感じており、続けていきたい」が55.2%と最も多く、次いで「自分の生活にも役立っている」35.3%などとなっています。



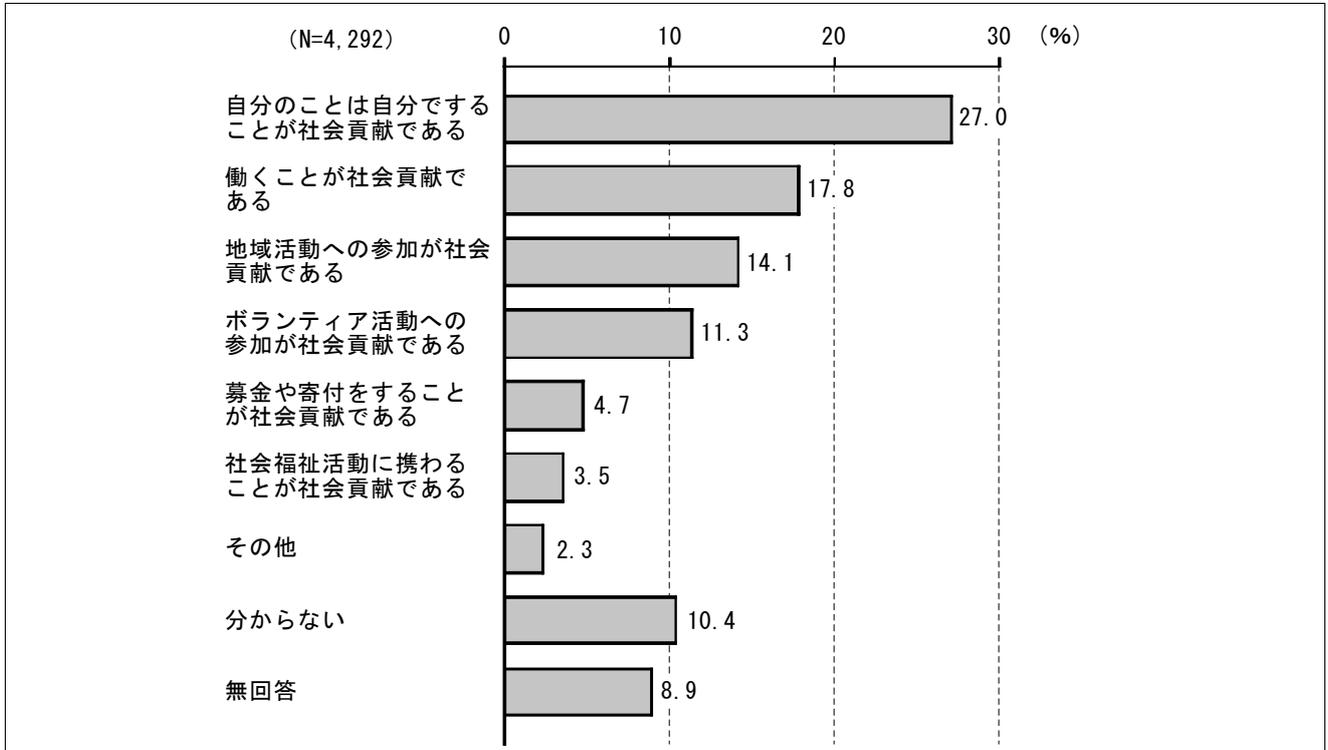
【ボランティア活動への参加条件】

ボランティア活動に参加していないという人に、活動への参加条件をおたずねしたところ、「時間的・体力的に参加可能な内容である」が60.7%と最も多くなっており、次いで「自分の知識・技能が活かせる」24.6%、「自分の生活に役立てることができる」20.6%などとなっています。



【社会貢献に対する考え方】

社会貢献に対する考え方についておたずねしたところ、「自分のことは自分であることが社会貢献である」が 27.0%と最も多く、次いで「働くことが社会貢献である」17.8%、「地域活動への参加が社会貢献である」14.1%などとなっています。



資料4 市民意見募集の結果

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成22年12月7日（火曜）～平成23年1月11日（火曜）

(2) 資料の閲覧場所

保健福祉局計画調整課、市政情報室、各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課及び健康福祉課、北須磨支所、北神出張所、西神中央出張所

※ホームページにも掲載

(3) 受付方法

郵送、ファックス、電子メール、持参

2. 意見件数

件数 21人 47件

（内訳）

対象	件数
計画全般	13件
第1章	5件
第2章	6件
第3章	16件
第4章	7件
第5章	—
合計	47件

3. 意見への対応

対応方法	件数
付加・修正	6件
実施段階で参考	11件
記載済	9件
その他	21件
合計	47件

資料5 神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

市民福祉調査委員会

氏名	役職名
(敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)	
【学識経験者】	
浅野 仁	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
足立 正 樹	神戸大学名誉教授
池山 美代子	精神障害者社会復帰施設連盟理事長
○ 今井 鎮 雄	神戸 YMCA 顧問、神戸市社会福祉協議会理事長
大森 綏 子	兵庫県看護協会会長
岡本 興 一	神戸青年会議所副理事長
梶山 卓 司	神戸新聞社論説委員室委員長
田丸 泰 邦	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
北川 学	神戸市労働組合連合会書記長
来代 剛 行	日本労働組合総連合会兵庫県連合会神戸地域協議会副議長
小寺 隆	神戸商工会議所理事・事務局長・総務部長
後藤 博 行	神戸市商工団体総連合会会長
斉藤 弥 生	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
佐々木 利雄	神戸市自治会連絡協議会副会長・事務局長
澤村 誠 志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター顧問
重野 妙 実	兵庫県社会福祉士会副会長
芝野 松次郎	関西学院大学人間福祉学部長
白石 大 介	武庫川女子大学教育研究所教授
鈴木 洋 子	兵庫県建築士会評議員
妹尾 美智子	神戸市婦人団体協議会専務理事
津田 英 二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授
◎ 新野 幸次郎	財団法人神戸都市問題研究所理事長
速水 順一郎	社団法人兵庫県子ども会連合会常務理事・事務局長
板東 慧	社団法人国際経済労働研究所会長
平野 晃 子	兵庫県弁護士会弁護士
本庄 昭	神戸市医師会会長
久保 正 美	神戸労働者福祉協議会副会長
前田 潔	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
牧里 每 治	関西学院大学人間福祉学部教授

増 金 スミ子	特定非営利活動法人社会還元センターグループわ理事
松 岡 克 博	財団法人神戸新聞厚生事業団理事長
松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
山 西 行 徳	兵庫県精神科病院協会会長
(糸 野 清 明	神戸新聞社論説委員室委員)
(宇 津 寛	神戸市自治会連絡協議会会長)
(川 島 龍 一	神戸市医師会会長)
(岸 本 博	神戸市民生委員児童委員協議会理事長)
(久 保 正 美	神戸市労働組合連合会書記長)
(小 坂 哲 也	神戸青年会議所副理事長)
(小 山 光 一	日本労働組合総連合会兵庫県連合会神戸地域協議会副議長)
(中 村 留 美	兵庫県弁護士会弁護士)
(計 谷 和 明	神戸商工会議所常務理事・事務局長)
(東 本 敦 子	特定非営利活動法人社会還元センターグループわ理事)
(藤 澤 福 男	神戸市自治会連絡協議会会長)
(本 多 義 弘	神戸労働者福祉協議会副会長)
(室 井 恭 子	前 神戸市障害者就労推進センター所長)
(安 田 義 秀	神戸商工会議所総務部長)

【市会議員】

大かわら 鈴子	市会議員
白 國 高太郎	市会議員
藤 原 武 光	市会議員
松 本 修	市会議員
山 口 由 美	市会議員
(芦 田 賀津美	市会議員)
(池田りんたろう	市会議員)
(植 中 進	市会議員)
(菅 野 吉 記	市会議員)
(橋 本 健	市会議員)
(平 木 博 美	市会議員)
(森 本 真	市会議員)
(守 屋 隆 司	市会議員)
(山 本じゅんじ	市会議員)

※平成 23 年 1 月 26 日現在の委員。()内は前任者。

市民福祉調査委員会ワーキンググループ

氏名	役職名
	(敬称略・五十音順)
鎮目真人	立命館大学産業社会学部現代社会学科准教授
松端克文	桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授
松原一郎	関西大学社会学部教授
山添令子	生活協同組合コープこうべ常勤理事

市民福祉調査委員会小委員会

氏名	役職名
	(敬称略・五十音順／◎会長 ○副会長)
岸本博	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
鎮目真人	立命館大学産業社会学部現代社会学科准教授
実吉威	(特非)市民活動センター神戸 理事・事務局長
杉山力子	高丸ふれあいのまちづくり協議会 委員長
津田英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授
中神一人	(社)神戸市医師会副会長
中村順子	(特非)コミュニティー・サポートセンター神戸 理事長
松端克文	桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授
◎松原一郎	関西大学社会学部教授
○山添令子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
吉田史朗	(福)神戸市社会福祉協議会 総務部参事

○ “こうべ” の市民福祉総合計画 2015 策定までの取組み経過

		市民福祉調査委員会	WG・小委員会などの開催	関係の取組み
21年	1月	調査委員会の開催 (1/28)		
	3月	次期計画の趣旨・スケジュール・WG設置を提案		
	4月		ワーキンググループ (WG) の設置 (趣旨)次期計画の仕組み確立のため、現在の市民福祉をめぐる課題の点検検証	
	6月		3月5日～2月3日までの間、延9回にわたり会議を開催	4/8～22.1/22の間に、合計24機関・団体からヒアリング
	7月	調査委員会の開催 (7/22)	① ヒアリングによる課題抽出 (延24回のヒアリング) ↓ ② 分類整理・経過報告 (7/22) ↓ ③ 複合事例設定・対応策検討 ↓ ④ 市民福祉の課題解決の方向性を提言 (2/17報告書)	関係課 (5課)、区役所 (4区)、子ども家庭センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、ユースネット 社会福祉協議会、社会福祉法人 (高齢・母子等4法人)、NPO法人 (3法人)、コープこうべ、医療関係者
9月	WGの経過報告と意見交換 次期計画にかかる基本的・総合的施策について諮問・スケジュール提案			課題の要因・解決策を、12の複合事例にあてはめて検証
10月				
12月			課題解決の方向性 ①ワンストップサービスの促進 ②ネットワーク構築を行うコーディネーターの配置 ③コミュニティビジネスの推進	
22年	1月	調査委員会の開催 (2/17)		
	3月	WG報告 (提言) と意見交換 小委員会設置・市民意識調査提案	意識調査の実施 1万人に発送し、回答 4,292人 (42.9%)	
	4月		小委員会の設置 (趣旨)次期計画の基本的総合的施策案の審議・策定	「日常生活上の不安」 「地域とのかかわり」(地域の福祉問題、近所付き合いの程度など) 「福祉施策やサービス」(市の相談窓口、情報の入手先など) 「ボランティア活動」(参加状況、参加条件など) について、意識調査を実施
	6月		5月14日～10月13日の間、延7回にわたり審議 (論点整理・骨子案・計案案)	ワークショップ・テーマ 「制度がカバーしていない市民ニーズ」 「地域福祉に寄与する団体の今とこれから」 「ワンストップ機能の充実・強化に向けて」 「地域福祉の機関・団体間連携」
	7月		7/12～7/23の間に延4回ワークショップを実施	市政アドバイザー・民生委員・ふれまち協・社協・生協・重度障害・依存症支援の作業所・要医療の子ども・マイノリティ支援等のNPO法人・サービス事業者等が分野を越えて集まった、ワークショップを実施 (延4回・60団体・65人が参加)
9月		次期計画案の策定 計画の方向性 (①ワンストップ機能・相談対応の総合化、②コーディネーター配置・支援者間の連携支援、③コミュニティビジネス・地域福祉の今日的対応) に沿った具体的取組みを提案		
10月	調査委員会の開催 (11/5) 次期計画案の審議			
12月	答申 (11/24)			パブリックコメント (12/7～1/11)
23年	1月	調査委員会の開催 (1/26)		
	3月	次期計画の審議 (最終)		
	3月			3月 計画公表

○市民福祉調査委員会の審議経過

開催年月日	回数	審議事項等
平成 21 年1月 28 日	第1回	・次期市民福祉総合計画の策定について
平成 21 年7月 22 日	第2回	・次期市民福祉総合計画にかかる基本的かつ総合的な施策について（諮問） ・神戸市市民福祉調査委員会ワーキンググループ経過報告について ・次期市民福祉総合計画の策定に関する今後の進め方
平成 22 年2月 17 日	第3回	・神戸市市民福祉調査委員会ワーキンググループ報告について ・市民福祉に関する意識調査の実施について ・市民福祉調査委員会小委員会の設置について
平成 22 年 11 月5日	第4回	・（仮称）“こうべ”の市民福祉総合計画 2015（案）について
平成 23 年 1 月26 日	第5回	・市民意見募集結果及び市民意見を反映した計画の修正について ・市民福祉調査委員会小委員会の設置について

○市民福祉調査委員会ワーキンググループ審議経過

開催年月日	回数	審議事項等
平成 21 年3月5日	第1回	・ワーキンググループの設置趣旨、進め方について
平成 21 年3月 18 日	第2回	・テーマや論点、取上げるべきニーズについて
平成 21 年4月2日	第3回	・テーマや論点、取上げるべきニーズ、ヒアリング方法等について
平成 21 年5月 12 日	第4回	・ヒアリング結果、市民福祉に関する仕組みについての課題（案）について
平成 21 年6月9日	第5回	・市民福祉に関する仕組みについての課題（案）について
平成 21 年 12 月3日	第6回	・市民福祉に関する仕組みについての課題について 【課題の要因分類、課題の克服方法（提言）案】
平成21年12月11日	第7回	・市民福祉に関する仕組みについての課題について 【課題の要因分類（ユーザーサイドからの分類）、複合問題を抱えた人の課題整理とその対応策】
平成 22 年1月 26 日	第8回	・市民福祉に関する仕組みについての課題について 【複合的条件を抱える事例、ワーキンググループ報告書（案）】
平成 22 年 2 月3日	第9回	・市民福祉に関する仕組みについての課題について 【複合的条件を抱える事例、ワーキンググループ報告書（案）】

○市民福祉調査委員会 小委員会審議経過

開催年月日	回数	審議事項等
平成 22 年5月 14 日	第1回	・小委員会の審議の進め方・スケジュールについて ・市民参画による計画策定について
平成 22 年5月 28 日	第2回	・小委員会における論点について
平成 22 年6月 28 日	第3回	・小委員会における論点について（案） ・ワークショップの開催について（案） ・市民福祉に関する意識調査（速報）について
平成 22 年8月 9 日	第4回	・地域福祉ワークショップの実施状況について ・次期計画の考え方について（案）
平成 22 年8月 26 日	第5回	・次期市民福祉総合計画策定骨子案について
平成 22 年9月 29 日	第6回	・次期市民福祉総合計画素案について
平成 22 年10月 13 日	第7回	・次期市民福祉総合計画素案について

本計画において使用している意味を示しています。

【あ行】

アウトリーチ

福祉サービスの専門機関等に出向いて必要な手続きができない方に対して、専門機関等が直接、地域に出向いて、個別対応すること。

あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)

高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるよう、地域で包括的な支援が行われる体制を構築するための中核的機関であり、介護予防マネジメント、高齢者の総合相談機能等を担う。神戸市では、社会福祉士、保健師又は看護師、主任ケアマネジャーに加え、独自に見守り推進員を配置し、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動を行っている。

あんしんすこやかルーム

高齢化率の高い大規模な災害復興公営住宅等に設置している高齢者の自立を支援する拠点。見守り推進員が地域と連携した見守り活動やコミュニティづくり支援、介護予防の推進などを行っている。

インフォーマルサービス

制度に基づく福祉サービスとは別に、地域で各種団体などによって提供されている福祉サービス。

【か行】

キーパーソン

福祉の課題に対し、支援の中心的な役割の人。

共助

地域において一人ひとりが互いに支えあっていくこと。多様な福祉ニーズに対応していくためには、個々人の力（自助）だけでも公的制度（公助）だけでも十分に対応することは難しい状況にある。自助を基本として、地域の支えあい（共助）と公的制度（公助）の安定的な運営が両輪となって機能して、質の高い生活が確保される。
なお、地域や会社の中における支えあいを「互助」とよぶ場合もあるが、本計画では「共助」に含んでいる。

グループホーム
(共同生活援助)

障害者自立支援法による訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、相談や日常生活の援助と住居の提供を行うサービス。

ケアホーム (居宅介護事業)	障害者自立支援法による介護給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスと住居を提供するサービス。
ケアマネジメント	高齢者や障がい者などが自立した生活を維持するために、現在や将来起こりうる課題に対し、福祉サービスを提供するために展開される援助方法のこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護保険法に基づき、要介護者などの心身の状態などを把握し、それに基づいて最適なケアプラン(介護サービス計画)を設計する人。
権利擁護	日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者の権利を本人に代わり保護すること。
神戸G-Pネットワーク	うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする神戸市独自の医療連携システムのこと。 (「G-P」は、「Generalist」(一般医)と「Psychiatrist」(精神科医)の頭文字をとったもの)
神戸市すまいの安心支援センター (すまいるネット)	契約や工事など住まいに関するあらゆる相談・トラブル等へのアドバイスや住み替え・住まい探しのための情報提供、各種市民向けセミナーの開催や住教育支援、市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能をあわせもった住まいに関する総合支援の拠点。愛称は「すまいるネット」。平成12年に神戸市が開設した。
神戸市成年後見支援センター	市民後見人の養成研修を終了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、制度利用に関する相談や広報・啓発等を行う機関。平成23年1月4日に開設。

神戸市民の福祉をまもる条例	昭和 52 年 1 月に制定。福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ、その対象を高齢者、障がい者、子どもなどの限られた市民からすべての市民に広げ、健康、所得、労働、教育、住宅など生活の基礎的條件を安定的に確保していくことを目的とした条例。
こうべ学びの支援センター	通常の学級に在籍するLD（学習がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の児童生徒への教育的支援の充実を図るため、小・中学校及び保護者への支援を行う相談機関。
子ども・子育て新システム	政府の推進体制・財源の一元化、社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担、幼稚園・保育所の一体化などを含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのことで、「子ども・子育て新システム検討会議」において議論されている。
コミュニティソーシャルワーク機能	地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすること。
コミュニティビジネス	地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動を指す。福祉、子育て、教育、まちおこしなど多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO等が担う。
【さ行】 災害時要援護者	障がい者、高齢者など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人々。
自殺予防情報センター（仮称）	自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる機関。平成 24 年度設置予定。

市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みが始まっている。
市民福祉大学	福祉に関心を持っている方、ボランティア活動、地域福祉活動を行っている方や社会福祉施設等で働く方々を対象に、福祉への関心や仕事の専門性を高めるため、多様な研修・講座を開催するもので、神戸市社会福祉協議会が運営している。
障害者就労推進センター	障がい者が職業生活における自立を図ることを目的とし、就労相談、情報提供、職業紹介、職業訓練、職場開拓、職場適応援助、職場定着支援や企業への啓発事業など障がい者の就労支援を総合的に行う拠点。
障害者地域生活支援センター	障がい者及び障がい児が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者及び障がい児、その保護者又は介護者からの相談や福祉サービス利用の支援、各種情報の提供などを行う拠点。
食育	食にかかわる様々な体験を通して、食べものに興味と関心をもち、「いのちの大切さ」や「人を思いやる心」といった、人とつながる社会の中で「生きる力」を育むこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

【た行】

地域移行

施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者が、地域社会の中で自立した豊かな生活を継続的に営むこと。

地域活動支援センター

地域社会との連携を図り、障がい者への創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域資源

福祉の課題を抱える方に対して、地域で支援を行う人・機関・団体、活用可能な拠点や施設、制度などのこと。

地域自立支援協議会

障がい者（児）の地域における自立した生活を支援するために、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関して、中核的な役割を果たす協議の場。

地域人材支援センター

旧二葉小学校を活用した地域活性化拠点として、市民が行う地域活動への参加支援を行うとともに、交流・学び、歴史、文化、ものづくりを通じて地域活性化を担う人材の育成を行う。

地域福祉センター

概ね小学校区ごとに整備され、「ふれあいのまちづくり協議会」（地域住民の自主組織）が運営する、地域福祉活動の拠点となる施設。

地域包括ケアシステム

介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉に関する機関やボランティア等住民活動など地域の様々な資源が連携し、統合されることにより、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活し続けることができるよう包括的・継続的な支援を行う体制のこと。

中間支援団体

NPOなどの様々な活動を支援する組織のこと。

【な行】

認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的に設置した機関であり、神戸市では、神戸大学医学部附属病院を指定している。障がいのある人もない人も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ望ましい社会であるとし、すべての人がともに生きる社会を目指そうとする考え方。

ノーマライゼーション

【は行】

発達障害者支援センター

発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関であり、その設置が発達障害者支援法に定められている。発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談支援、発達支援、就労支援や普及啓発・研修などを行っている。

P D C A

Plan（計画）-Do（実行）-Check（点検）-Action（評価・改善）を循環させることにより、継続的、発展的な業務改善を推進する。本計画においては、計画の実現のための管理手法としている。

フォーマルサービス

公的機関等が法律や制度に基づいて提供するサービス。

福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分などの理由で日常生活に支障を感じている高齢者や障がい者を対象に、本人との契約により、福祉サービスの情報提供や日常的な金銭管理サービスを行う事業で、神戸市社会福祉協議会が実施している。

ふれあいのまちづくり協議会

高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員・児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成している。

【ま行】
マイノリティ

社会的少数者のこと。コミュニケーション上の課題を抱える外国人や性的少数者など。

【や行】
友愛訪問グループ

ひとり暮らしの高齢者が地域で安心してしあわせな暮らしができるように見守るとともに、近隣社会のあたたかい友愛精神を育てる奉仕活動を行うボランティアグループ。ひとり暮らし高齢者などを訪問して、安否確認、話し相手となるなどの活動を行う。

ユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いを越えて、一人ひとりが互いに多様性を認めあい、はじめからだれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っているという考え方。

【わ行】
ワークショップ

参加者が主体的に話を進めていくなかで、相互の意見を取り入れながら問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法。

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015

平成 23 年 3 月 発行

発行：神戸市保健福祉局総務部計画調整課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録 平成 22 年度第 346 号
(広報印刷物企画 A-1 類)

※本計画に掲載している写真の転載を禁じます。

- 本冊子は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。